

加州在住日本人の教育

地 方	學校數	教員數	男 生				女 生			
			一ヶ年の十歳以下	十歳以上二十歳以下	二十歳以上	小計	一ヶ年の十歳以下	十歳以上二十歳以下	二十歳以上	小計
桑 港	二	八	三	一	三	二	一	三	三	
アラメダ郡	二	六	三	一	四	二	一	三	三	
サクラメント	二	五	二	一	三	二	一	三	三	
スタクトン	一	二	一	一	二	一	一	二	二	
フレンスノ	一	二	一	一	二	一	一	二	二	
南加州	一	二	一	一	二	一	一	二	二	
華村地方	二	五	二	一	三	二	一	三	三	
サンノセ附近	二	六	三	一	四	二	一	三	三	
計	一七	六二	二八	一三	四一	二二	一〇	三二	三二	

六、日本人の幼稚園

日本人の幼稚園は加州全体に其數十一ありと雖も、其大半は日本人小學校内の一部として存在するものなるを以て、幼稚園のみ獨立しあるものは其數六個所あるのみ。其生徒數は男六十四人、女六十九人、合計百三十三人也。其地方別左の如し。

▲加州に於ける日本人の幼稚園

地 名	學校數	教員數	一ヶ年の經費額	男 生 徒	女 生 徒	合 計
桑 港	三	二	一、八〇〇	二〇	一九	三九
アラメダ郡	二	一	九〇〇	一七	一八	三五
サクラメント	一	一	一、五〇〇	一〇	一二	二二
スタクトン	一	一	九〇〇	一〇	一二	二二
フレンスノ	一	一	一、五〇〇	一〇	一二	二二
華村地方	二	一	九〇〇	一〇	一二	二二
計	一〇	六	五、六五〇	六四	六九	一三三

十一 加州在住日本人の宗教

加州日本人の宗教界は基督教及び佛教に二大別さるゝを以て之れを二分して記述するを便とす。

一、加州日本人の基督教

基督教は加州日本人社會の發展に關し、心靈上風紀上に多大の感化を及ぼしつゝあるものなり、明治四十四年度に於て特記すべき活動發展をなしたりと云ふにあらざれども、明治四十三年末より各派教徒信徒間に聯合提携の道開け、四十四年四月には基督教徒同盟傳道團なるものを組織し、更に九月には加州基督教徒同盟との合同成立し、其名稱を基督教傳道團となし、地方散在の日本人間に布教を開始し、嶋田三郎氏招聘を議決したる等社會の耳目を聳動したる活動なり。又長老派の總監督ストーヂ博士布教二十五年度の功勞を頌せんが爲めに、紀念祝會を催し、植村正久氏を日本より招待し、日本人間に布教せしめたる等社會の注意を惹きたるものなり。明治四十四年十月一日日本社の調査によれば、教會及び講義所數八個の増加をなしたり、今加州に於ける日本人基督教勢を左の如し。

▲加州基督教々勢一覽表

教會所在地	講義所數	主任者	信徒數	經費
桑 港	七	七	六四〇	七、五五〇

加州在住日本人の宗教

地 名	學校數	教員數	生 徒 數	
桑 港	一	三	二二〇	二八
王 府	一	三	二〇	二
スタクトン	二	五	二五	二
フレンスノ市	二	二	二〇	二
フレンスノ地方	三	六	二九	一
ロサンゼルス	七	六	三三	二
バサデナ	一	四	三五〇	三
リバサイド	一	四	三五〇	三
サンデーゴ	一	三	一七	三
計	一三	一〇七	七八三	八九

▲加州に於ける英學校及英學塾

七、日本人の英學校及雜種學校  
日本人經營の英學校及び英學塾は主として學齡以上に達し、或は業務の都合上公立學校に通學し得ざるものに速成的英語を教授するものなるが、近年漸く其生徒數を減じ、從つて其學校、私塾數をも減じたり。其の多くは宗教團體の附屬學校なれども、全く獨立したる個人の經營に成れるものもあり、明治四十四年十月一日調査の學校、教員、生徒數左の如し。

其他學校私塾として數ふべきものに女子工藝教授所、料理學校、漢學塾、音樂教授所等あれども之れ等は數ふるに足らず、以上の外人にして私塾を開き日本人の爲めに英語を教授するもの加州各所にあり。

加州在住日本人の団体組合

王府及附近	パカベル	サクラメント	リベングストン	フレズノ及附近	ロスアンゼルス	羅府以南南加各地	華村及附近	サンノゼ附近	計
一六	一三	一一	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三三	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
四四	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
五五	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
六六	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
七七	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
八八	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
九九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

加州に於ける佛教は全く本願寺派の開教師によりて布教せらる、明治四十四年に於て特記すべきは本山より佐藤殿英氏渡來して、加州全部の日本人間に巡廻布教したる事なり。明治四十四年中に加州内に新に三個所の布教所を開けり今加州に於ける佛教を勢一覽表を左に示せば如左。

▲加州佛教を勢一覽表

教會所在地	會堂	主任者	開教師又信徒數	一ヶ年の經費
桑	一	一	一〇〇	一〇〇
オークランド	一	一	二〇〇	二〇〇
パカベル	一	一	三〇〇	三〇〇
サクラメント	一	一	四〇〇	四〇〇
フレズノ	一	一	五〇〇	五〇〇
フレズノ及附近	一	一	六〇〇	六〇〇
羅府及附近	一	一	七〇〇	七〇〇
サンノゼ	一	一	八〇〇	八〇〇
計	一	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇

十二 加州在住日本人の団体組合

一、日 本 人 會

加州日本人間の公共団体としては各地日本人の散在する所に日本人會あり、之れが中樞機關として在米日本人會あり、其主たる目的は在米日本人の權利を擁護し其同の地位を高め日米人間の親交を圖るにあり、明治四十四年に於ては島田・新渡戸の両氏を招待して一大活動となしたり、明治四十四年十月一日の調査によれば、加州に於ける日本人會數五十五にして、其會員一万三千四百二十人其一ヶ年の經費四万七千九百七十七弗也、之れを地方別すれば左の如し。

▲加州日本人會地方別表

地 方	團體數	會員數	一ヶ年の諸經費
桑	一	五六〇人	七、二〇〇弗
オークランド	一	九六〇	三、六〇〇
パカベル	一	七三〇	一、七五〇
サクラメント	一	一、二〇〇	七、二六〇
フレズノ	一	一、四〇〇	二、七五七
フレズノ地方	一	一、四〇〇	二、八五〇
南 加 州	一	三、一〇七	一、一〇〇
華 村 地 方	一	六〇〇	三、五〇〇
サンノゼ地方	一	九五〇	一、二〇〇
其他の地方	一	二、六八〇	八、九五〇
計	一	一三、四二〇	四七、〇九七

加州在住日本人間に慈善の目的を以て組織せるものに加

州日本人慈善會あり、在加州日本人の主なる婦人中心となりて之を組織す。會の事業としては貧窮疾病等によりて歸國するものに旅費を給與し、病者に醫藥の料を惠み、孤兒、不具者其他不慮の罹災者に對する救護をなすを主たる目的となす。明治四十四年現在會員百二十五名、現在總財産日本帝國公債三萬圓の外に基本金として算入すべき銀行預金約九千弗、一ヶ年間の會費收入約四百弗預金利子一千弗、臨時寄附數百弗あり。救護贈與約七十五件、其金額六百五十弗、墓地支出三百弗其他諸雜費二百弗也

三、産業組合

茲に産業組合と云ふは、農業組合、金融及び貯蓄組合、商業組合、職業同盟等の總稱なり在米日本人事業が漸次堅實に向ふに従ひ、其事業共同の利益を保護せんが爲めに、都市に於ては商業組



ナソノゼ本願寺出張所新築會堂

合、職業同盟等を組織し、地方に在りては生産物販賣の爲めに農業組合等の組織を見るに至れり。殊に注意すべきは金融貯蓄の目的によりて組織せる金融社及び頼母講の類にして、明治四十四年十月一日の調査によれば、其數加州全体を通じて二百四十組、其會員數三千四百四十二人、其貯蓄運轉したる金額九十八万弗に達せり。農業組合及び團體は加州全体に十二あり、其會員數一千四百五十人、消費組合は五、會員八十八、商業組合は六、其會員六百五十人、職業同盟は二十一、其會員一千二百五十名あり。

四、社交團體

加州日本人の社交團體として數ふべきは縣人會、俱樂部、學生會の如きものなり明治四十四年十月一日調査によれば、縣人會數九十八、俱樂部其他の社交團體二十二、學生會十八あり。

加州在住日本人の団体組合







中央部諸州在住日本人農業

Table showing agricultural statistics for Japanese residents in the Central Region, including categories like rice, wheat, and other crops, with numerical data for each.

中央部諸州日本人の農業

Text describing the agricultural situation in the Central Region, mentioning the number of Japanese residents and their primary occupations.

Table detailing the occupations of Japanese residents in the Central Region, categorized by profession such as agriculture, commerce, and industry.

中央部諸州の日本人雑労働

Table showing the types and numbers of miscellaneous laborers in the Central Region, including domestic workers, agricultural laborers, and others.

中央部諸州の日本人雑労働

Text describing the various types of miscellaneous labor performed by Japanese residents in the Central Region.

中央部諸州日本人の商業及雑業

Text describing the commercial and miscellaneous activities of Japanese residents in the Central Region, including trade and small businesses.

Table showing the types and numbers of miscellaneous laborers in the Central Region, categorized by occupation and gender.

四二一

Text describing the agricultural situation in the Central Region, mentioning the number of Japanese residents and their primary occupations.

テキサス州日本人農作物種別表

Table showing the types and numbers of agricultural products in Texas, categorized by crop type and land ownership.

中央部諸州日本人の商業及雑業

Text describing the commercial and miscellaneous activities of Japanese residents in the Central Region, including trade and small businesses.

太西洋岸日本人々口

ルイジアナ	九	六	一五
インディアナ	四一	五	四六
合計	六五六四二四四二〇六	六一一、八一	

五 中央諸州日本人の教育宗教

中央部二十州に散在する邦人の數僅かに二千三百に過ぎず、而して其の最も群居せる土地と雖も其數五百を超へず、又彼等は家族を有する者極めて少數なるが故に特に教育感化機關を設けて子弟の訓育に資する必要もなきが如し、然れども中央部に於ける邦人の宗教的慈善的經營は決して現今の如き状態に置くべきにあらず、ネブラスカ、カンサス二州の鐵道労働者、鐘詰會社に就働する日本人労働者が酒色の奴隷となり、博奕の惡習に陥りつゝあるを認め、宗教的感化事業の甚だ必要なるを認めずんばならず。イリノイス州の日本人労働者が一年酒色博奕の爲めに空費する金額は恐らくは六万弗を下らざるべし、而して酒色の結果不治の惡疾に罹りて生命を失ふ者の數も一年十五人を下らずと信せ。

市俄古市に於ては二個の基督敎團、一個の共濟團ありて少なからざる効果を挙げつゝあるは誠に喜ぶべし、其他の地方に至りては未だ特に此等の經營あるを聞かぬ。市俄古附近に米國小學校に登校するもの男女七人、米國中學校に登校するもの男女七人、大學専門學校生男女二十五人あり。

内外なり。  
明治四十四年一月紐育總領事館に於て彼の在留登録を勵行したる結果正確に自己の職業を届出でたるもの約二千二人あり、即ち其州別左の如し。

紐育州の部

官吏	六人	銀行員	十七人	會社商店員	百八十六人
新聞記者	七人	貿易業者	十人	茶業者	五人
日本雜貨商	百十八人	醫師	八人	畜工及畜養家	十六人
日本美術品商	八人	電氣機械及機業家	八人	寫真師	九人
陶器商	五人	日本食料品商	四人	農及養鶏業	三十五人
植木及園藝	十七人	牧師	六人	下宿及料理店	七十三人
俱樂部支配人	三人	煎餅商	十三人	裁縫業	七人
建築師	五人	鍛冶及木工	十六人	株式仲買商	一人
學生	二百二十人	實業練習生	五人	馬具商	一人
化學技師	三人	造船技師	一人	彫刻師	二人
輕便師	三人	造花商	二人	柔道教師	一人
自動車運轉手	五人	機關師	二人	遊藝師	三人
洗濯業	五人	ヘンキ業	一人	桂産業	四人
計	八四二人				

ニュージャージー州の部

農及養鶏業	九人	會社商店員	廿三人	雜貨商	十五人
日本食料品商	三人	飲食店	四人	桂産業	一人
學生	十六人	菓子商	二人	園藝	一人
木工	一人	輕便師	二十八人	自動車運轉手	一人

マサチューセツト州の部

會社及商店員	八人	日本雜貨商	十三人	畜工	三人
製糖師	一人	仲買商	一人	文具商	一人
教師	二人	醫師	一人	學生	一人
農業者	一人	實業練習生	一人	下宿業	一人

太西洋岸在住日本人々口

太西洋岸在住日本人

一 太西洋沿岸日本人々口

紐育總領事館の管轄區域は十七州にして此十七州内には四百七十万人の人口を有する大紐育市を始とし、ヒラデルヒア市あり、ポストン市あり、其他バルチモア市の如きパツファーロー市の如き、ピッツバーグ市の如き、華盛頓府の如き、繁榮なる都會多く、商業上より云へば殆んど米國の大部分を占有すと雖も、殖民的労働者の從事すべき職業に乏しく、之れが爲め在住日本人も年々多くの増減あるなし。

太西洋岸に在留する日本人の其大部分は大紐育市に在留する者にして此他の各州に散在する同胞は實に微々たるものなり、固より正確の調査は到底なし難きも、約三千の同胞の在留する事は何人も疑はざる所なるが、今之れを大別すれば、紐育州内に約二千人、ニュージャージー州内に約二百二十人、マサチューセツト州内に約百六十人、ペンシルヴァニア州内に約百五十人、フロリダ州内に約五十人、デストリクト・オブ・コロンビヤ内に約五十人、コンネツチカット州内に約四十人、ロードアイランド州内に約三十人、メリーランド州内に約二十人、ヴァージニア州内に約五十人、南カロライナ州内に約二十人、ヴァージニア州内に約十人、其他の五州に散在するもの約百人

ペンシルヴァニア州の部

會社及商店員	三人	日本雜貨商	七人	醫師	一人
農業者	七人	彫刻師	二人	飲食店	二人
學生	十六人	實業練習生	一人	電氣技師	二人
日本料理店	八人				

フロリダ州の部

日本雜貨商	三人	農業	三十九人	學生	一人
木工	一人				

ヴァージニア州の部

日本雜貨商	二人	下宿業	三人	日本料理店	一人
農業	一人				

ワシントン府の部

會社商店員	三人	學生	四人	日本雜貨店	四人
畜工	一人				

コンネクチカット州の部

學生	五人	日本雜貨店	三人	牧師	一人
農業	三人	洗濯業	一人		

ロードアイランド州の部

學生	一人	金銀彫刻師	三人	日本雜貨店	三人
機械師	一人	自動車運轉手	一人	料理店	一人
飲食店	一人				

以上の外にメリーランド州、南カロライナ州、ヴァージニア州其他にて日本雜貨商十一人、農業四人あり、而て約三千人の在留者中學生を除きて職業を有するものは如上の種類にして總計八百五十九人、之に學生の數二百九十九人を合すれば一千五百五十八人となる動定なり。然らば約三千の在留者中其半數にも足らざる以上の有職者を除

一四五

紐育市在住日本人營業別

其他の大多數は家内の勞働に従事するものなり、此の家内の勞働者以外に於て多數を占むる者は米國軍艦内にシユチュワード、ゴック、ウエーター、ボーイ等に雇はれ居るもの百二十名なりとす、此の外紐育總領事館の管轄區域内に日本人婦人百十八人ありて兒童の數も四十二人に及べり。

二 大紐育市在住日本人

去來殆んど大差なくして千八百内外の日本人は何時も此市内に在留す、而て獨立營業をなす者及び之等の店舖使用人數約四百三四十名あり、市内の會社商店は其多くは外人を顧客とせる者なれば商業區域内の重要地に店舖を有し外人の大商店と相並んで毫も遜色なきもの多し、即ち三井物産支店の如き、森村組の如き、森村新井會社の如き、正金銀行支店の如き、堀越商會の如き、山中商會の如き、茂木桃井組の如きもの之なり。此他大なる事務所を構へ白人と並んで盛大に業を営める者を擧ぐれば、高田商會、大倉組、古谷商會、日本綿花會社等なりとす。紐育市内には団体と稱するに足るべき者あらざりしが、兩三年前設立したる日本人共濟會は慈善事業を目的とせるものにして、今日は七百六十名の會員を有するに至れり、其他青年會の如き百名内外の會員を有するものあり、紐育在住日本人營業別左の如し。

▲紐育市在住日本人營業別

Table with columns for industry types (e.g., 醫藥, 銀行, 印刷) and counts for total, male, and female.

央州在住日本人

一 オレゴン州在住日本人人口

明治四十四年十月一日本社の調査によればオレゴン州在

數日本人總數は三千七百九十五人にして、内男三千二百三十五人、女三百五十五人、男兒日本生十三人、同米國生八十八人、女兒日本生二十人、同米國生八十四人なり。之れを前年の夫れに比すれば、男數二百八十二人を減じ女數百四十九人、兒女七十五人を増加し、總數に於て五十三人を減じたり。此内男數を職業別によりて分類すれば左の如し。

二 央州在住日本人の農業

オレゴン州は太平洋岸に於ける小麥の大生産地にして、また果樹栽培、酪農等の盛んなる處なり、此間にありて在住日本人の農業は未だ大に發達したりと云ふべからず明治四十四年十月一日本社の調査によればオレゴン州在住日本人農業經營者數は百五十五人にして、其耕作面積は土地所有一千八百九十二英町、現金借地二千三十三英町請負耕作二千英町、合計五千九百二十五英町あり、其主要なる耕作物種類は果物、苺、野菜、ポテト、小麥等にして、其農業地方及び耕作英町數左の如し。

Table with columns for location (e.g., フロリダ附近, ホイア) and counts for total, male, and female.

央州在住日本人の商業及雜業

Table with columns for business types (e.g., 官社, 銀行, 印刷) and counts for total, male, and female.

三 央州在住日本人の商業及雜業

オレゴン州に於ける日本人の商業及雜種營業は明治四十四年十月一日本社の調査によれば、ポートランド市に戶數百六十三、其他の地方に三十八戸あり、ポートランド市及び其他の地方營業別左の如し。







(3)

# ZELLERBACH PAPER COMPANY

534-562 BATTERY ST.,  
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA.

BRANCHES { 836-838 Franklin St., Oakland, Cal.  
113-123 N. Los Angeles St., L. A., Cal.  
Pacific Paper Co., Portland, Oregon.  
H. N. Richmond Paper Co., Seattle, Wash.

世界最大の紙店

## 紙店ゼラバツク商會

桑港バタリー街五三四

弊店は名刺用、状袋用、書状用、其他各印刷用紙、家内用紙、包紙、一切並に糸、繩等絶へず莫大に貯藏致居候。見本並見積等に關しては御遠慮なく御申越被下度候。

弊店は當太平洋沿岸諸州の日本人諸君に多大の顧客を有し、永年の御愛顧を蒙り居候。處今後も不相變他の紙店に比し、紙質の精撰、價格の低廉に特別注意可仕候。條何卒將來も倍舊御引立の程奉希候。

### 支店

加州王府フランクリン街八三六  
同 羅府北ロサンゼルス街一三三  
ナ州ガ市太 平 洋 紙 商 會  
州沙市 ヲ ツ チ モ ン ド 紙 商 會

サンフランシスコ

三

(2)



# 東洋洗濯所

桑港エデ街一七七一  
電話 一六四六トスエウ }  
一七九二Sム | ホ

サンフランシスコ

二

桑港スタクトン街一〇七四

## 高等貸間 加州館

館主 中野策太郎

〔電話〕ホームC四九九五

△ボンマーク男女洋服裁縫會社の代理部あり

△御通知次第御用承ります

主任 中野策太郎

(5)

# FUKUHIRO & COMPANY

## JAPANESE PROVISIONS & GENERAL MDSE.

1511 Geary St., San Francisco, Cal.

サンフランシスコ

電話  
ホーム S 三九一九  
ウエスト一八三六

店主

伊藤平次郎  
中下玉吉

# 福 廣 商 店

桑港ゲリー街一五一

和洋食料品、清酒、洋酒、金物、  
瀬戸物、荒物並み野菜、果物類

五

(4)

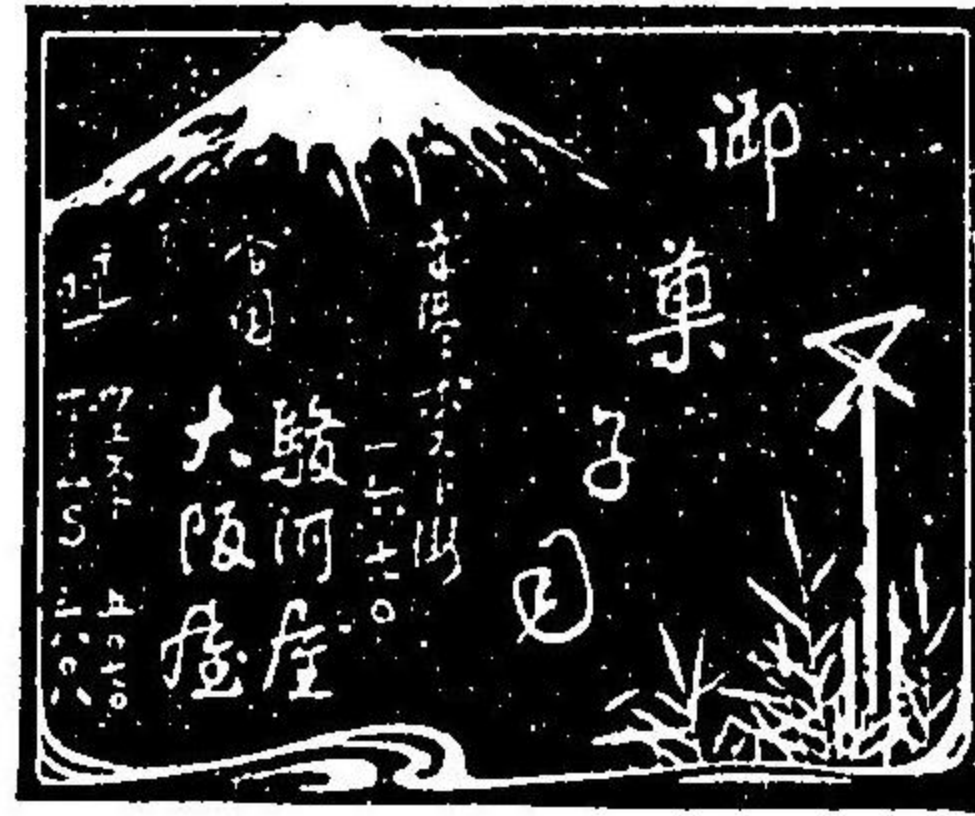
サンフランシスコ

●水彩△油畫及エヤブラシ等は弊館  
の特色ミす△向ふ六ヶ月間一割引

桑港ゲリー街一五二四  
電話ホーム S 三二一〇



御一人又は御夫婦に限り一打撮影の  
方には額面大引伸し一葉無代進呈



御祝儀

御佛事

等御配物

精撰勉強

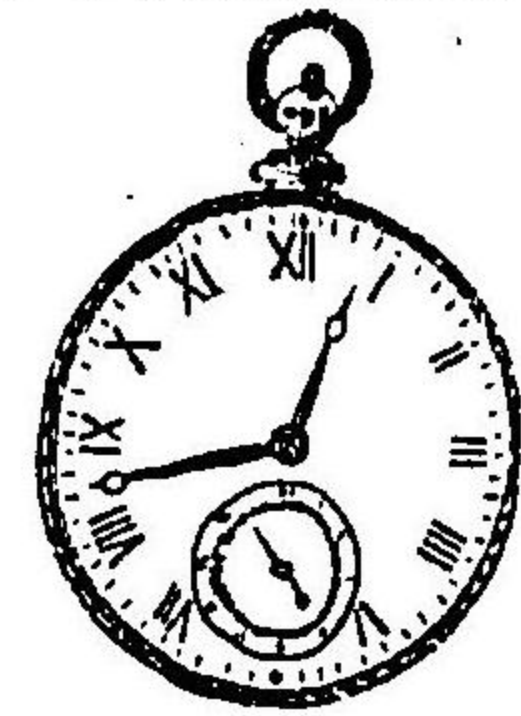
御注文應申候

部業營校學女藝工美日  
術本



麻生山藏

1685 POST STREET,  
SAN FRANCISCO, CAL.



各種金銀時計

並に附屬品販賣

時計修繕保険付

桑港ブキャナン街一六二七

電話ホーム S 四五四一 三阪時計店

1627 Buchanan St., S. F., Cal.

各種寶石入指輪仕替、ピン類直し  
指輪細工並に彫刻一切  
御好に依り種々細工の御注文に可應候

四

# J. T. KIKUTAKE & Co.

CONTRACTORS FOR FISH PACKERS IMPORTERS AND WHOLESALE DEALERS  
AND GENERAL LABOUR IN GENERAL MERCHANDISE

GENERAL OFFICES  
417 MAYNARD ALLEY,  
SEATTLE, WASH., U. S. A.

信  
托  
部

請  
負  
部

北米合衆國沙港

## 菊竹事務所

電話(メイン) 四二四八〇  
四九八〇

商  
業  
部

〔日米雜貨食料品卸小賣〕

旅  
館  
部

〔高等旅館ホテル、ミルオキ、  
米國及歐洲式客室二百餘  
附屬食堂、米支那料理〕

〔貯金(利息年五分)爲替事務  
郵便物の保管又は回送  
諸願書の手續一切  
東洋及歐洲行切符特約販賣〕

〔アラスカ及瀬戸内海鯉罐詰會社  
其他諸般の請負〕

# T. KATAYAMA

Ladies Suits & Overcoat and Hat  
423 Maynard Ave., 502 Jackson St.,  
SEATTLE, WASHINGTON.

太平洋沿岸唯一の日本婦人向洋服店

御婦人洋服帽子附屬品一切

弊店の婦人洋服は特別日本人向仕立に有之候間同胞婦人の體格にはよく合ひます  
新渡米御婦人方にて洋服及附屬品一切御求めに相成る方へは特に割引可仕候

ワシントン州シヤトル市メーナード街四二三 (藤井旅館内)

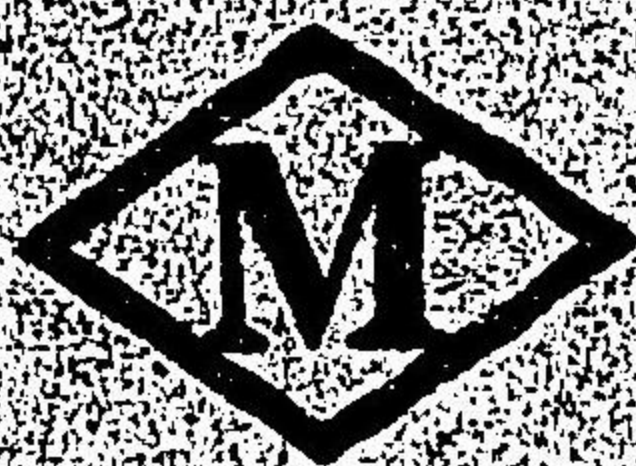
片山婦人洋服本店

同シヤトル市ヂャクソン街五〇二 (新停車場前)

片山婦人洋服支店

M. Furuya Co.

215 SECOND AVE. SO.  
SEATTLE, WASH., U. S. A.



古屋商店

電話 六三九 一八五六

食料 雜貨  
直輸出 卸小賣

商品及書籍目錄無代價贈呈

シヤトル市南第二街二百十六番

支店所在地

日本橋區本町二丁目五番地  
古屋商店 横濱支店  
日本橋區本町四丁目十五番地  
古屋商店 神戸支店  
美濃町市本町四丁目四番地  
古屋商店 晚香坡支店

北米ケンシ州セントフランシスコ市北四町五二  
古屋商店 ホートランド支店  
北米ケンシ州セントフランシスコ市北三町五  
古屋商店 タコマ支店  
北米ケンシ州シヤトル市第二街二〇四  
古屋商店 シヤトル支店



FUJII HOTEL

423 Maynard Ave.,  
Seattle, Washington.

藤井ホテル

館主 藤井長次郎

各汽船汽車御乗込の手續は最も迅速に取扱可申上候  
日本行汽船切符は各汽船社と特約し居候へ  
ば大勉強を以て御世話可仕向は自働車の御高需にも應じ申候

第一支館 ホテル「タコマ」 室數 二百二十  
第二支館 ホテル「ヤキマ」 室數 一百五十

妻君及親族御呼寄の向きは前以て御通知被下候は  
出來得る限り御便利に取計可申候且つ上陸に關して御問合せの事項  
有之候はば早速御返事可申候  
渡米上陸手續は弊館の最も得意に有之候  
諸官衙、願届手續等懇切に取扱可申候

シヤトル市メーナード街四三三 [電話] インデニ三〇四

シヤトル

八

# M. Furuya Co.

216 SECOND AVE. SO.  
SEATTLE, WASH., U. S. A.



## 古屋商店

電話  
メインヂ 六三九  
郵便 一八五六

### 食料 雑貨 直輸出 卸小賣

シアトル市南第二街二百十六番

商品及書籍目録無代價贈呈す

#### 支店所在地

日本横濱市元濱町二丁目五番地  
古屋商店 横濱支店

日本神戸市加納町四丁目十五番地  
古屋商店 神戸支店

英領晚香坡市四ヘーステンクス町四六  
古屋商店 晚香坡支店

北米オレゴン州ポートランド市北四町五一  
古屋商店 ポートランド支店

北米華盛頓州タコマ市南シー町一三五五  
古屋商店 タコマ支店

北米ワシントン州シアトル市二街二三〇四  
古屋商店 シアトル支店



## FUJII HOTEL

423 Maynard Ave.,  
Seattle, Washington.

# 藤井ホテル

### 館主 藤井長次郎

各派船車御乗込の手續は最も迅速に取扱可申上候  
日本行 汽船切符 は各派船社と特約し居候へば大勉強を以て御世話可仕向は自働車の御高需にも應じ申候

第一支館 ホテル「タコマ」 室数二百二十  
第二支館 ホテル「ヤキマ」 室数一百五十

妻君及親族御呼寄の向きは前以て御通知被下候は、出来得る限り御便利に取計可申候且つ上陸に關して御問合せの事項有之候は、早速御返事可申候

渡米上陸手續は弊館の最も得意に有之候  
諸官衙、願届手續等懇切に取扱可申候

シアトル市メーナード街四二三 (電話) インデニ三〇四

シヤトル

八

(9)

TEL. HOME C 3061

# Sugiyama Company

956 STOCKTON ST.,  
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA.

サンフランシスコ



(部一の内店會商山杉)

## 目科業營

日本賣藥、食料品、日米雜貨、小間物、書籍、文房具、蓄音器、日本歌入レコード、内外繪はがき各種、日本種物  
△右の外如何なる品にても御注文に應じ迅速御取次ぎ可申候間御遠慮なく御用仰付けられ度願上候

S.A.

主人 杉山伊三郎  
**杉山商會**

桑港スタクトン街九五六

(ワシントン街近く)

〔電話〕ホームC三〇六一

△弊商會の通信販賣部を御利用あれば如何なる不便の地の御方と雖在桑港の諸君と同様の御便利あり

# 小 HOTEL OGAWA



612 CALIFORNIA STREET,  
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA, U. S. A.

日本及當國各地方より御出桑の御方様は前以て御一報被下候はゞ波止場或は停車場まで御出迎ひ可申上候  
當ホテルは帝國總領事館并に各會社、銀行等へ三丁乃至五丁の近距離内に御座候

米國桑港

カリフォルニア街六二二

小川ホテル  
并に御料理

電話 カリネー一八一六  
ホームC六五五四



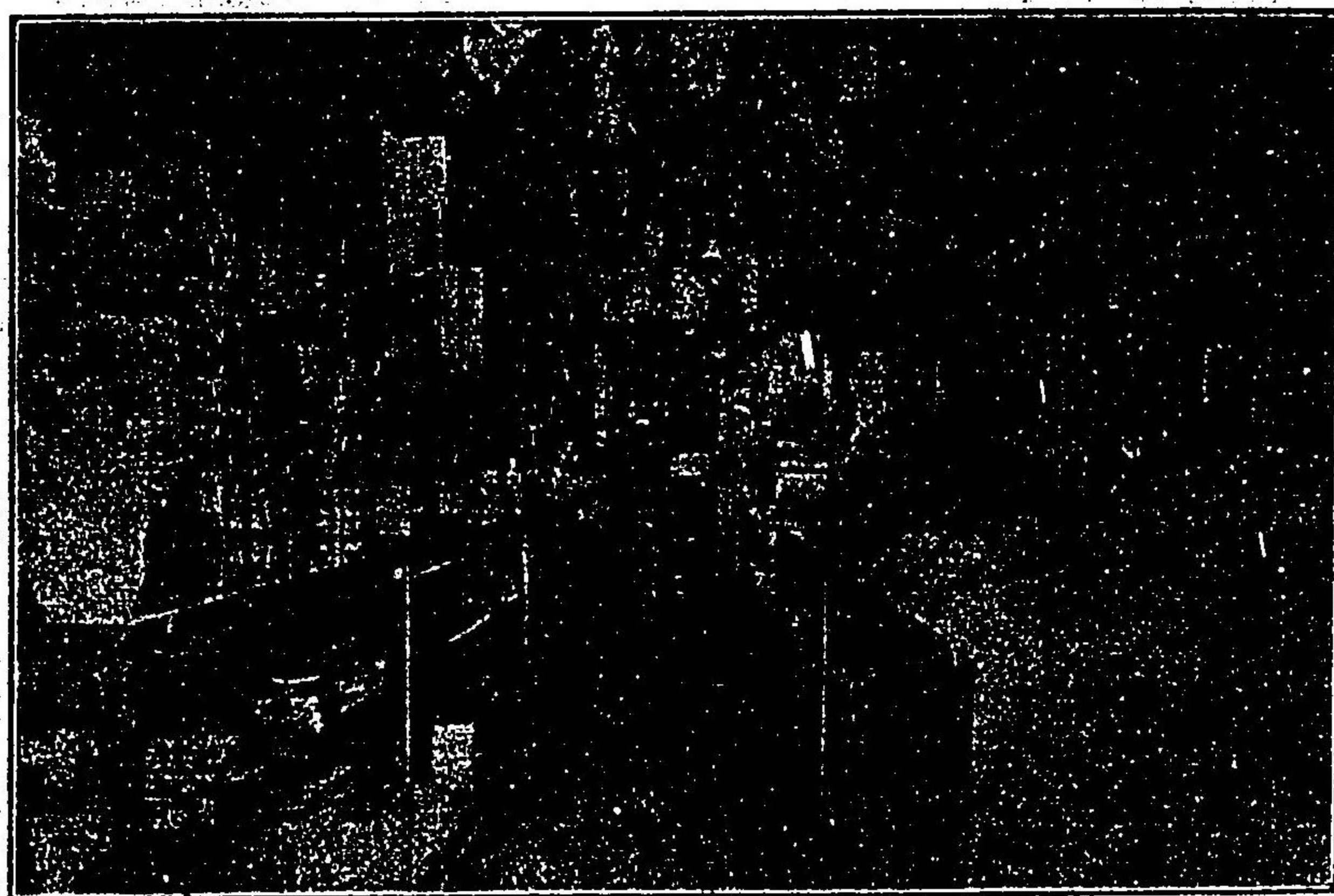
(9)

TEL. HOME C 3061

# Sugiyama Company

956 STOCKTON ST.,  
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA.

サンフランシスコ



(部一の内店會商山杉)

## 目科業營

日本賣藥、食料品、日米雜貨、小間物、書籍、文房具、蓄音器、日本歌入レコード、内外繪はがき各種、日本種物  
△右の外如何なる品にても御注文に應じ迅速御取次ぎ可申候間御遠慮なく御用仰付けられ度願上候



主人  
**杉山商會**  
杉山伊三郎

桑港スタクトン街九五六

(ワシントン街近く)

〔電話〕ホームC三〇六一

△弊商會の通信販賣部を御利用あれば如何なる不便の地の御方と雖在桑港の諸君と同様の御便利あり

# 小川 HOTEL OGAWA



612 CALIFORNIA STREET,  
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA, U. S. A.

日本及當國各地方より御出乗の御方は、前以て御一報被下候は、波止場或は停車場まで御出迎ひ可申上候。當ホテルは帝國總領事館并に各會社、銀行等へ三丁乃至五丁の近距離内に御座候。米國桑港カリフォルニア街六二二小川ホテル并に御料理。電話ホームC六五五四

(10)

# HOTEL OISO-YA

874 SACRAMENTO ST., SAN FRANCISCO, CAL.  
Phones. China 138, Home C 3440

## 弊館の特色

- 一、弊館は眺望絶佳の高位置にある閑静なる四階建の新築ハウスにして商業區域極要の地に近し
- 二、室敷五十有餘、中にはバーラー付のルームありて各室共日當り好く普く紳士淑女の御投宿に適す
- 三、正金銀行 総領事館には三四丁にして日本波止場、王府波止場其他重要の所に最も便利なり
- 四、日本より御渡米又は内地各地より御出桑の折は前以て御乗込の汽船名或は汽船時間御通知被下候は、館員必を波止場若くは停車場に御出迎ひ市内の御案内は勿論万事万端親切に御世話致します

桑港サクラメント街八七四(スタクトン街近く)

# 旅館 大磯屋

(電話) チャイナ一三八 ホームシー三四四〇

## 弊館への道筋

- 一、王府波止場よりはフェリービルディングの前に待ち居るサクラメント街のケーブルカーに御乗りになりスタクトン街にて下車なされば直に大磯屋です
- 二、サンノゼ、モントレー、羅府方面より御越の方は第三街停車場に御來着の節其前に待てる電車に乗りカネー街にてサクラメント街のケーブルカーに御乗替りになり前同様スタクトン街にて下車なされば弊館です
- 三、汽船にてシヤトル、サンデゴ、羅府方面より御來着の方は波止場の前にてブロードウエー街より第三街行のカーに乗りカネー街に出でサクラメント街車に御乗替りになれば矢張り前同様大磯屋に着します

サンフランシスコ

十

(11)



1121 Polk St., San Francisco, Cal.

鬼頭男女 洋服店  
店主 鬼頭金治郎

△弊店の特色▽ △弊店は終始信用を重んじ常に服地を精撰し斬新なる縞柄に注意して流行に遅れざらん事を期す△店主は斯業に廿有餘年の經驗を有するが故に『フィット』の保證は勿論着地心の好い事は永年世の定評を辱ふしつゝあり論より證據試に一着を召せ!!!

サンフランシスコ

十一

The Dupont Co.  
544. Grant Ave.,  
SAN FRANCISCO, CALIF.

和洋食料品及酒類一切

桑港グラント街五四四

デュポント商會

中村吉助

(電話)ホームC三七〇八

男女洋服洗濯、縫直し、染直し

其他一切の御注文に應じ申候

桑港スタクトン街二〇二

[電話]ホームC 六四六〇

# 常岡洋洗濯所

常岡 實太郎

1202 Stockton St., S. F. Cal.

尚迅速を要する場合には御好により二十四時間以内に御便利に取計ひ仕候

會席 御料理

桑港グラント・アベニュー五二四

一一三三亭

栗田竹次郎

[電話]ホームC 一六四〇

# THE JAPANESE AMERICAN

## PRINTING DEPARTMENT

340 Mason Street,

San Francisco, Cal.

銀行、會社、商店、洗濯所用  
各種印刷物一切

米國邦字印刷業の元祖に  
して諸機械完備し日英活  
字は各種最も多く有す殊  
に今回三號活字數拾萬個  
着したれば  
從來の印刷  
物に更に異  
彩を添へん

桑港メイソン街三百四十番

### 日米社印刷部

電話 (ドグラ) 三三三〇三  
(ホーム) C 二一三〇三

Tel. Douglas 333  
Home S 1300

P. O. Box 709

New York  
15 William St.

Washington, D. C.  
The Champlain

## C. D. BUNKER & CO.

SAN FRANCISCO

544 SANSOME ST.

CALIFORNIA

### 税關輸出入手續取扱

◎日本商品の輸入に多年の経験あり且つ信用ある税關ブローカー  
◎凡ての輸出入手續を親切に且つ迅速に御取扱可申候

### サンフランシスコ商會

電話 (サター) 二五五〇  
(ホーム) C 六一七〇

桑港サンソム街五四四

◎日本より御取寄の物品及税金等の事に付ては御遠慮無く御手紙又は電話にて御照會被下候は、直に御返事可申上候  
尙弊商會は上記の通り紐育及ワシントンに事務所を有し政府の各省を通じて取引する特典を有す

## Dr. Lau Yit Cho,

802 Clay St., San Francisco, Cal.



支那人 劉日初

●小醫は三千種以上の年草を調劑し決して刀物を用ふる事なく治療す  
●地方の方は日本語にて容体書を添へ御申込にならば小醫の診察所に御出でになると同様適劑を調劑して御送り致します

世に名高き清國の年草藥は腎臟、膀胱、胃、肝臟、心臓、衰弱、眼、生殖器、婦人病、喘息、肺、神經、血毒、痔、頭痛、熱病、便秘、リウマチの諸病、其他男女兩性の内外漫性病一切に特效を有し断じて快復せざる事なし  
桑港クレイ街八〇二(九號室)

### YAMANASHI RENOVATORY

### 山梨洋服帽子洗染所

洋服、帽子洗濯  
染替直し縫て可呼迅  
速に需めに應じ申候

桑港市スタクトン街九四七  
電話 (ホーム) C 六八七三  
主人 村田喜八

947 Stockton St., San Francisco, Cal.

### 青木大成堂發行圖書

パチエラー、オプ、アーン、安田勝吉君著  
二十世紀英和書簡文大成 定價六十仙 郵税五仙

### 加州新讀本獨修

山田、澁谷兩先生合譯  
初歩 定價四十仙 郵税六仙  
第二步 同八十五仙 同六仙

ハリス博士、一柳讓三著  
通和英いろは字引 定價八十五仙 郵税四仙

ミス、ライアン著  
正則英語キ 定價七十五仙 郵税六仙

山田、澁谷兩先生共著  
西洋料理法大全 定價二弗五十仙 郵税二十仙

宮川陽著  
實用アントレー及サラダ料理法 定價一弗廿五仙 郵税十仙

山田、澁谷兩先生共著  
パーティーンダー 定價六十五仙 郵税五仙

青木大成堂編輯部編纂  
最新デザート秘訣 定價廿五仙 郵税二仙

ウイックソン氏原著池田實道氏譯  
加州農業第一蔬菜栽培篇 定價八十五仙 郵税八仙

和英對照加州實業案內地圖 定價三十仙 郵税二十仙

### 後篇

## 法律及其手續

### 第一 日米通商航海條約

朕樞密顧問の諮詢を経て明治四十四年二月二十一日亞米利加合衆國華盛頓に於て日米全權の署名調印したる日米通商航海條約及議定書及之が修正を批准し茲に之を公布せしむ

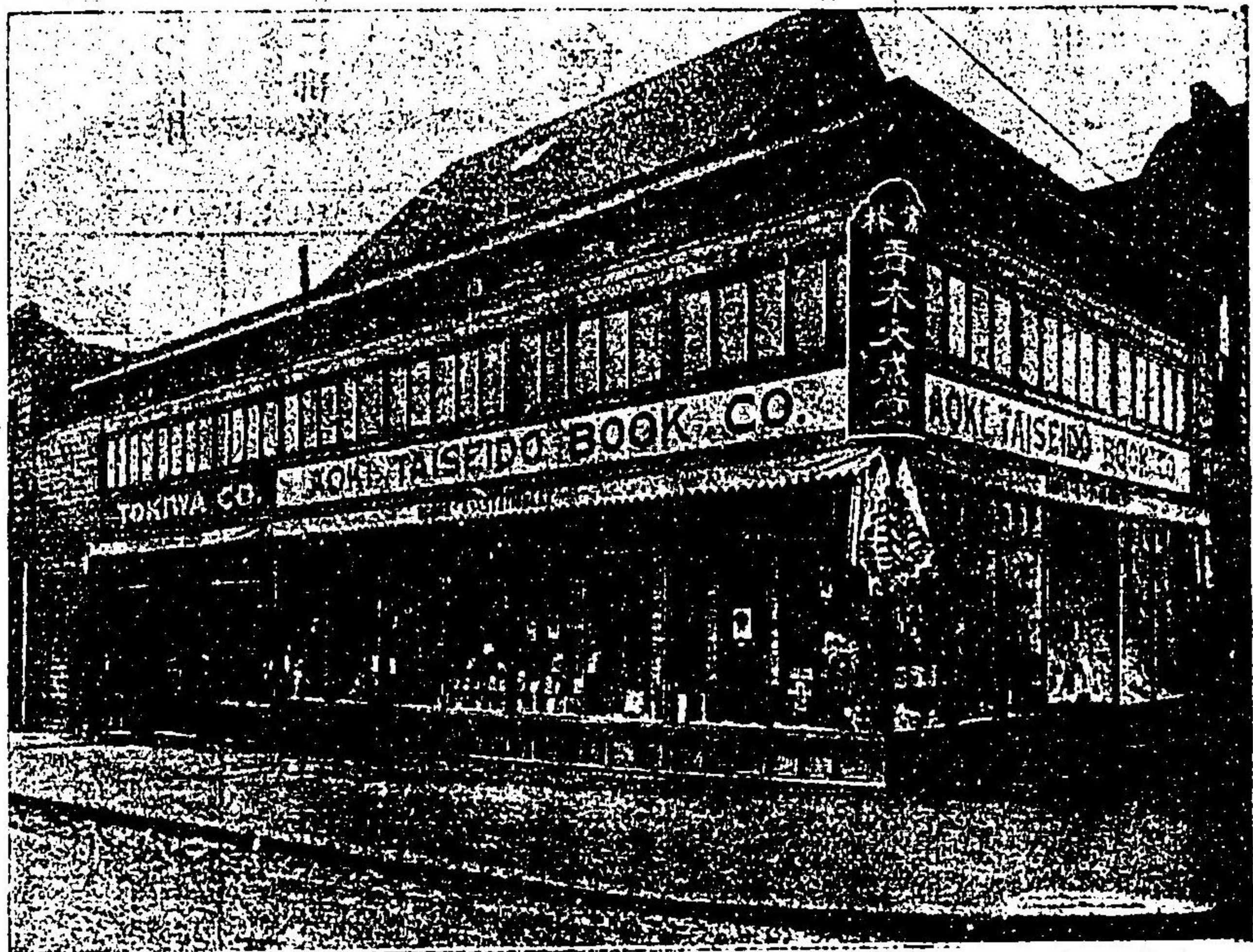
御名 御璽  
明治四十四年四月四日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太郎  
外務大臣 伯爵 小村 壽太郎

條約第一號

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領は幸に兩國民間に存在する友好親善の關係を鞏固ならしむることを欲し而して今後兩國間の通商關係を律すべき條規を明確に訂立するは此の善美なる目的を達するに資すべきを信し

日本通商航海條約



AOKI TAISEI-DO BOOK CO. 1601 Geary St., San Francisco, Calif. Tel. West 5361, ..... Home S 2669  
TOKIWA & COMPANY 1545 Buchanan St., San Francisco, Cal.

之が爲に通商航海條約を締結することに決定し因て日本國皇帝陛下は亞米利加合衆國駐劄特命全權大使從三位勳一等男爵内田康哉を亞米利加合衆國大統領は合衆國國務卿アイランダー・シー・ノックスを各其の全權委員に任命せり右各全權委員は互に其の委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 兩締約國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到り旅行し又は居住し卸賣又は小賣商業に従事し家屋、製造所、倉庫及店舗を所有又は賃借して之を使用し自ら撰擇せる代理人を雇使し住居及商業の目的の爲土地を賃借し其の他に一般に商業に附帶し又は必要なる一切の行爲を爲すことに付其の國の法令に遵由するに於ては内國臣民又は人民と同一の條件に依り之が自由を享有すへし

該臣民又は人民は何等の名義を以てするも内國臣民又は人民の納付し若は納付することあるべき所と異なるか或は之より多額なる課金又は租税を徴収せらるることなかるへし

兩締約國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て其の身體及財産に對して常に保護及保障を享受すべく而して内國臣民又は人民と同一の條件に服するに於ては本件に關し内國臣民又は人民に許與し若は許與する事あるべき所と同一の權利及特權を享有すへし

該臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て常備軍なると護國軍たる兵民たるを問はず陸海孰れに於ても強制兵役を免れ且服役の代として課せらるる一切の貢納を免れ又一切の強募公債又は軍用賦款若は取立金を免るべし

第二條 兩締約國の一方の臣民又は人民か他の一方の版圖内に於て有する家宅、倉庫、製造所及店舗並一切の附屬構造物にして住居及商業の目的に使用せらるるものは侵すべからず右建物又は附屬構造物に付ては法律命令及規則を以て内國臣民又は人民に對して定めたる條件及方式に依るの外臨檢搜索を爲し又は帳簿、書類若は計算書を檢査點閱することを得ず

第三條 兩締約國の一方は他の一方の港、都市其の他の場所に總領事、領事、副領事、辨理領事及領事事務官を置くことを得但し右領事官の駐在を認可するに便ならざる場所に付ては此の限に在らず尤も此の制限は一切の他國に對しても亦均しく之を加ふるに非されは一方の締約國に對して之を加ふることを得ず

右總領事、領事、副領事、辨理領事及領事事務官は駐在國政府より認可狀其の他相當の證認狀を得たるべきは最惠國の同等領事官に認許せられ又は今後認許せらるることあるべき範圍内に於て相互の條件に依り職務を執行し並特典及免除を享有するの權利を有すべし

認可狀其の他の證認狀を發給せる政府は其の裁量をして之を取消すことを得但し其の取消を爲すに付ては之を正當と認めたる理由を通知すべし

第四條 兩締約國版圖の間には相互に通商及航海の自由あるべし締約國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て外國通商の爲に開かれ又は開かるることあるべき一切の場所、港及河川に最惠國の臣民又は人民と均しく船舶及貨物を以て自由に到ることを得但し常に到達國の國法に従ふことを要す

第五條 兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖内に輸入せらるるものに對する輸入税は今後兩國間の特別取極又は各自の國內法に依りて之を定むべし  
締約國の孰れの一方たりとも他の一方の版圖に輸出せらるる物品に對し同様の物品が列國に輸出せらるるに當り納付し又は納付することあるべき所と異なるか或は之より多額なる何等の税金又は課金を課することを不得す

又締約國の孰れの一方たりとも他の一方の版圖よりの物品の輸入又は該版圖への物品の輸出に對しては同様の物品の列國よりの輸入又は列國への輸出に對して均しく適用せられざる何等の禁止を加ふる事を得ず但し衛生上の措置として又は動物及有用の植物を保護す

を問はず之を實行すべし

輸出に關しても右と同様に全く均等の待遇を爲すべく從て兩締約國の一方の版圖内に於て該版圖内より適法に輸出せられ又は輸出せらるることあるべき物品は其の輸出が日本船舶に依ると合衆國船舶に依るとを問はず且其の仕向先が締約國の他の一方の港たる第三國の港たるに拘らず之が輸出に當り同一の輸出税を納付し又同一の奨励金及戻税を受くべし

第九條 締約國版圖内の港に於ける船舶の繋留及貨物の積卸に關する一切の事項に付ては締約國に於て兩國の船舶を全く均等に待遇するの意思なるに因り締約國の孰れの一方たりとも他の一方の船舶に對し同様の場合に均しく許與せざる何等の特權を自國船舶に許與することなかるべし

第十條 日本國又は合衆國の國旗を掲げ且各本國法に規定する國籍證明書類を有する船舶は合衆國又は日本國に於て之を日本船舶又は合衆國船舶と認むべし

第十一條 政府、官公吏、私人、團體又は各種營造物の名義を以て又は其の利益の爲に課せらるる噸税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫費其の他名稱の如何に拘らざるに類似又は當該する税金は同様の場合に均しく内國船舶一般に又は最惠國船舶に課するものに非されは締約國の一方の版圖内の港に於て之を他の一方の船舶

るの目的を以て加ふる禁止又は制限は此の限に在らず第六條 兩締約國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て一切の通過税を免除せらるべく又庫入、奨励金、便益及戻税に關する一切の事項に付ては全く内國臣民又は人民と均等なる待遇を享受すべし

第七條 兩締約國の一方の國法に従ひて既に設立せられ又は今後設立せらるべき商業及金融業に關する有限責任其の他の會社及組合にして該國版圖内に住所を有するものは他の一方の版圖内に於て其の國法に違反せざる限り權利を行使し且原告又は被告として裁判所に出現することを得

前項の規定は兩締約國の一方に於て設立せられたる會社又は組合か他の一方に於て其の營業に従事するを認許せらるるや否やと何等の關係を有せずして右認許は常に各該國又は其の地方の法令に依るものとす

第八條 兩締約國の一方の港に其の國の船舶を以て外國より適法に輸入せられ又は輸入せらるることあるべき一切の物品は他の一方の船舶を以て亦均しく該港に之を輸入することを得此場合に於て右物品の内國船舶に依りて輸入せらるるとき課す所と異なるか或は之より多額なる税金又は課金は如何なる名稱を有するものたりとも之を課することなし右相互均等の待遇は該物品が直接に生産原地より到ると其の他の外國地方より到る

に課することなし右均等の待遇は兩國の船舶か何れの地より來り又何れの地に往くを問はず相互に之を實行すべし

第十二條 兩締約國の一方の定期郵便運送の任務に當る船舶は國有たるを國家より之が補助を受くるものたるを別なく他の一方の版圖内の港に於て同様の最惠國船舶に許與せらるる便益、特權及免除を享有すべし

第十三條 兩締約國の沿岸貿易は本條約の規定する限に在らず日本國及合衆國各自の國法の定むる所に依る但し締約國の一方の臣民又は人民は本件に關し他の一方の版圖内に於て最惠國待遇を享受すべきものとす

第十四條 本條約に於て別段の明文ある場合を除くの外兩締約國は通商及航海に關する一切の事項に付其の一方が別國の臣民又は人民に現に許與し又は今後許與することを得

ることあるべき一切の特權恩典又は免除にして若し右別國へ無償にて許與したるものなるときは無償にて又若し條件を附して許與したるものなるときは同一又は均等の條件を以て之を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことに同意す

第十五條 兩締約國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て法定の手續を履行するときは特許、商標及意匠に關し内國臣民又は人民と同一の保護を享受すべし

第十六條 本條約は其の實施の日より千八百九十四年十一月二十二日の通商航海條約に代はるものとす而して同日より千八百九十四年十一月二十二日の通商航海條約は其の効力を失ふべし

第十七條 本條約は千九百一十一年七月十七日より實施し十二年間又は兩締約國の一方か他の一方に對し本條約を消滅せしむるの意思を通告せる日より六月の期間の満了に至る迄効力を有す

第十八條 本條約は批准を要す其の批准書は本日より三月以内に成るべく速に東京に於て交換すべし

右證據として各全權委員本條約二通に署名調印す  
明治四十四年二月二十一日即西曆千九百一十一年二月二十一日華盛頓に於て

内 田 康 哉 閣  
フィランダー・シー・ノックス 閣

議定書

日本帝國政府及亞米利加合衆國政府は千九百一十七年七月十七日より千八百九十四年十一月二十二日の條約に代はらしめむか爲本日調印したる日米通商航海條約の第五條に關し各其の全權委員に由り左の約定に同意せり

關稅に關する特別取極の締結せらるるに至る迄は千八百九十四年十一月二十二日の條約中に存する關稅に關する規定を維持すべし

右證據として各全權委員は本議定書二通に署名調印す  
明治四十四年二月二十一日即西曆千九百一十一年二月二十一日華盛頓に於て

内 田 康 哉 閣  
フィランダー・シー・ノックス 閣

修正

批准前亞米利加合衆國政府より提議し日本帝國政府の同意したる右條約及議定書に對する修正  
一、通商航海條約第五條第一項中「特別取極」の文字を

日米通商航海條約

削除し之に代ふるに「條約」の文字を以てす因て當該文句は左の如くなるべし

「今後兩國間の條約又は各自の國內法に依りて之を定むべし」

二、議定書第二項第一行中「特別取極」の文字を削除し之に代ふるに「條約」の文字を以てす因て當該文句は左の如くなるべし

「關稅に關する條約の締結せらるるに至る迄は」天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝(御名)此の書を見る有衆に宣示す

朕明治四十四年二月二十一日華盛頓に於て帝國全權委員か亞米利加合衆國全權委員と共に署名調印したる日米通商航海條約及議定書並亞米利加合衆國政府の提議に係り帝國政府の同意したる右條約及議定書に對する修正を閱覽點檢し之を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年三月三十一日東京宮城に於て親ら名を署し璽を給せしむ

御名 外務大臣 伯爵 小村 壽太郎

亞米利加合衆國行勞動者の制限及取締に關する宣言

本年二月二十一日日米通商航海條約調印に當り帝國政

日米通商航海條約

府は米國駐劄特命全權大使内田康哉をして米國政府に對し左の宣言を爲さしめたり

宣 言

本日日米通商航海條約に調印せむとするに當り華盛頓駐劄日本國特命全權大使たる下名は本國政府の委任を受け左の通宣言するの光榮を有す  
日本帝國政府は勞働者の合衆國移住に關し過去三年間實行し來りたる制限及取締を從來と均しく有効に維持するの覺悟なり

千九百十一年二月二十一日 内 田 康 哉

日米通商航海條約中及議定書中の修正並該條約の解釋に關する往復文

本年二月二十一日調印の日米通商航海條約中及議定書中の修正並に該條約の解釋に關し米國駐劄帝國大使と米國國務卿との間に左の通公文の往復ありたり

千九百十一年二月二十五日附國務卿來翰

以書翰啓上致候陳者本官は閣下と共に本官が本月二十一日調印したる米日間の通商航海條約並關稅暫定取極に關する議定書に對し元老院が各一點の修正を加へたる上其の批准に協賛を與へたる事を閣下に通知するの光榮を有し候右修正は(一)該條約第五條第一項中「特別取極」の文字を削除し「條約」の文字を以て之に代ふ

ることにして從て當該文句は「今後兩國間の條約又は各自の國內法に依りて之を定むべし」と相成へく(二)該議定書第二項第一行中「特別取極」の文字を削除し「條約」の文字を以て之に代ふることにして從て當該文句は「關稅に關する條約の締結せらるるに至る迄は」云々と相成へく候上記の修正に對し貴國政府に於て御同意あらむことを希望致候

元老院の決議に依れば右條約の批准に對する元老院の協賛は該條約が千九百七年二月二十日裁可の外國人合衆國來住法と題する法律の何れの條項をも廢棄し又は之に影響するものと認められざるべしとの見解を批准書中に記入すべきこととして與へられたるものに有之候該法律は各國より合衆國へ來る外國人の移住に適用せらるるものにして何れの國の爲にも差別を設くることなきに因り貴國政府に於て右見解が批准書中に記載せらるることにして對し異議なかるべきことと推察致候  
本官は茲に重て閣下に向て敬意を表し候敬具

千九百十一年二月二十五日附國務卿來翰

以書翰啓上致候陳者本使は本月二十五日附貴翰を受領するや直に本國政府に對し元老院は本月二十一日調印したる日米間の通商航海條約並に關稅暫定取極に關する議定書に對し同條約第五條中「特別取極」の文字及

同議定書中「特別取極」の文字を「條約」の文字に改むるの修正を加へたる上其の批准に協賛を與へたる旨報告致置候本使は又元老院の決議に依れば右條約の批准に對する元老院の協賛は該條約が千九百七年二月二十日裁可の外國人合衆國來住法と題する法律の何れの條項をも廢棄し又は之に影響するものと認められざるべしとの見解を批准書中に記入すべきこととして與へられたる旨をも本國政府に報告致置候  
本使は今や本國政府の回訓に接し茲に帝國政府に於ては前記修正に對し並前記の見解が大統領の批准書中に記入せらるることにして對し異議なき旨閣下に通知するの光榮を有し候  
本使は茲に重て閣下に向て敬意を表し候敬具

第二 合衆國憲法

第一章 立 法 權

第一條 國の立法權は上下兩院より成る國の議會に屬す  
第二條 (一)下院は二年毎に數州の人民より選舉したる議員を以て之を組織し各州の選舉人は其州議會の議員の選舉人たる資格を具備することを要す  
(二)年齢滿二十五歳に達し七ヶ年以上其州の市民となり其選舉の當時現に其州の住民たらざる者は議員となり得ず

るを得ず  
(三)下院議員及び直接國稅は其數に應じて聯合に加入したる州の間に之を分配し其數は一定の年限勤務に服する者を含み自由民の總數を加算して之を決定す、但し租稅を賦課せざる印度人は之を除く  
數の計算は第一議會開會後三年以内及び各十年毎に法律の規定する方法に就て之を行ふ

下院議員の數は三萬人毎に一人を超過することを得ず但し各州は少く共一名の下院議員を選出するものとす右の計算を爲す時までニューハムプシア州は三名マサチューセツト州は八名、ロードアイランド州及びプロヴィデンス殖民地は一名、コンネクチカツト州は五名、紐育州は六名、ニュージャージー州は四名、ペンシルヴァニア州は八名、デラウエア州は一名、メリーランド州は六名、ノースカロライナ州は五名、ジョージア州は三名を選出する權利を有す  
(四)州選出議員に缺員を生じたるときは州の行政官は直ちに選舉を執行することを要す  
(五)下院は其議長並に役員を選舉し及び彈劾を起す權を有す

第三條 (一)上院は各州の議會より選出せられたる二名の議員を以て之を組織し各議員の任期を六ヶ年とす  
(二)選舉の後上院議員を召集したるときは直ちに議員

を三級に分つ  
第一級に屬する者は第二年の終りに於て、第二級に屬する者は第四年の終りに於て、第三級に屬する者は第六年の終りに於て各其任期を終了す  
上院議員三分の一の補缺選舉は二年毎に之を行ふ  
州議會閉會中上院議員の辭職の爲に缺員を生じたるときは州行政官は次の州會開會の時まで臨時議員を選任することを得  
(三)年齢満三十歳以上にして九年以上合衆國の市民となり且つ選舉の當時其選出せられたる州の住民にあらざる者は上院議員となることを得ず  
(四)副大統領は上院議長之に任じ議事に關し可否同數なる場合の外投票權を有せず  
(五)上院は上院に屬する各役員を選擧し副大統領缺けたるとき又は副大統領が代て大統領の職務を執行する場合に臨時の議長を選擧することを得  
(六)上院は官吏彈劾に對し専ら之を裁決する權を有す但し大統領が彈劾せられたるときは大審院長議事を統括す  
何れも出席議員の三分の二以上の投票に依るにあらざれば懲罰の判定を受くることなし  
(七)官吏彈劾の裁判に於ては失職以上の判決を爲すことを得且つ其處罰は合衆國に於て名譽、信用又は利益

益ある官職を擔任するの資格を奪ふに止まる、但し彈劾を提起せられたる官吏は此裁判の外別に法律の規定に據り公訴、審問判決及處罰せらるるものとす  
第四條 (一)上院議員及び下院議員を選擧する日時、場所及び方法等は各州議會自ら之を定む、但し國會は上院議員選舉の場所以外の事項に付ては任意に法律を以て制限を設け又は州會の規定を變更することを得  
(二)國會は毎年少くとも一回之を召集するものとす其開會は法律を以て特別の期日を指定せざるときは十二月第一月曜日之を行ふ  
第五條 (一)各院は議員の選舉解任及び其資格等を審査判定する權を有す  
各院が議事を爲す定員數は員數の過半數以上とす、但し定員數を得ざるときは少數議員は日々休會を爲し議院法を以て定めたる方法並に罰則に依り缺席議員の出席を強制することを得  
(二)各院は其議事に關する規則を定め院内の秩序を紊したる議員を處罰し及び議員三分の二以上の決議を以て議員を除名することを得  
(三)各院は議事録を調製し其秘密を要するもの外は時々之を公表すべし  
如何なる議事にも出席員五分の一の請求あるときは議員の爲したる表決は單純なる諾否の發言と雖も之を

記録することを要す

(四)國會の開會中一院は他の一院の承諾を得ずして三日以上休會し若くは兩院の開場以外に於て開會することを得ず

第六條 (一)兩院議員は法律を以て定めたる金額に依りて國庫より其勤務に對する報酬を受く  
兩院議員は叛逆、重罪並に公安を害する犯罪を除くの外は會期中院の外に於て逮捕せらるることなく及び其院内に於て爲したる發言表決に對して院外に於て審問を受くることなし

(二)兩院議員は其任期中合衆國の制定したる行政官に任用し若くは其任期中合衆國より何等の利益(歳費以外の)を受くることを得ず  
合衆國政府の官職を擔任する者は兩院何づれの議員ともなるを得ず

第七條 (一)歳入増加に關する議案は下院先づ之を議決す、但し上院は其議案を提出又は修正することを得

(二)兩院を通過したる議案は先づ之を法律と爲す前に大統領に提出し大統領之を裁可したるときは其議案に署名し裁可せざるときは之に反對の旨を附記して其議案を發案したる議院に廻付す此場合に其議院は議事録に却下の旨を記入し再び同一案に付て議事を開くものとす

議院が再議の後三分の二以上の決議を以て之を通過し大統領の不裁可の旨を附記して他院に提出したるときは其議案の提出を受けたる議院は同一方法を以て之を議事に附し三分の二以上の決議を以て之を通過したるときは法律となる  
右の場合に於ては兩院の意思は議員の贊否の發言に依て之を決し其議案に對して贊否の表決を爲したる議員の氏名を各院の議事録に記入す  
(三)議院を通過したる議案が大統領に提出せられたる日より十日以内(日曜日は之を除く)に大統領より廻付を受けざるときは其議案は大統領が自ら裁可し署名したるとき同一に法律となる、但し兩院が休會中にして大統領より議案の廻付を受くる能はざる場合は此限にあらず

休會の場合を除くの外命令、決議又は投票に關し兩院の協議を必要とするときは之を大統領に提出して其裁斷を乞ふべし若し大統領が其提出案を却下したるときは兩院は法律案の決議に必要な規定及び制限に従て兩院議員三分の二の決議を以て之を通過することを得  
第八條 國會は左の權限を有す  
一、租税、手数料、海關稅及消費稅等を賦課徵收し國債を償却し國防並に國の利益を増進する爲に必要な施設を爲すこと、但し前記の公課は國內を越して罰一とす



- 二、合衆國の信用を以て國債を起すこと
- 三、外國との通商並に國內の諸州間及印度種族との間に於ける通商を制限すること
- 四、歸化に關する劃一の規定を設け、破産に關し國內を通じて劃一の規定を設くること
- 五、貨幣を鑄造し内外貨幣の價格を整理し貨幣の重量並に其價格の尺度を一定すること
- 六、公債證券及通貨の偽造に對する罰則を定むること
- 七、郵便局及び郵便道路を設くること
- 八、學術其他有用なる技術の進歩を助成する爲に一定の期間著作者及び發明者に對し其著作物及び發明品を專用する權利を與ふること
- 九、大審院の下に下級の裁判所を設置すること
- 十、公海に於て行はるる海賊及び重罪行為及び國際法に反する行為の區別を一定して之を處罰すること
- 十一、戰を宜し海上捕獲免狀及び報復免狀を下附し陸上並に海上の捕獲に關する規定を設くること
- 十二、陸軍を設け及び之を維持すること但し之が爲めに要する資金は二年以上之を流用するを得ず
- 十三、海軍を設け及び之を維持すること
- 十四、陸軍及び海軍の行政に關し必要なる規定を設くること
- 十五、合衆國の法律を執行し内亂を鎮定し及び外寇を防ぐ爲に民兵召集に關する規定を設くること
- 十六、民兵を組織し武裝し及び之を訓練する爲に必要な規定を設け合衆國の爲に勤務する民兵を統御し並に民兵の士官を任命する權及び國會の規定したる方法に従て民兵を訓練する權を各州に保留する爲に必要な規定を設くること
- 十七、國會の承諾及び特定の州の議案に依て合衆國政府の直轄地となりたる地方(十平方里を超過せず)に於て絕對に立法權を行使し及び城砦

武庫、造兵廠、乾燥船塢、其他必要なる建造物を設くる爲に州議會の承諾を経て買取したる地方に同一の權を行使すること

十八、前項諸種の權利及び憲法に依り合衆國政府各省又は各省の官吏に委任せられたる權利を行使するに必要なる法律を設くること

- 第九條 (一) 現存する各州が適當と認めたる外國人の入國に付ては一千八百八年以前に限り國會は其入國を禁止することを得ず、但し國會は一人に付き十弗以内の入國税を課することを得
- (二) 人身保護狀に關する特權は内亂外寇に際し公安維持の必要上止むを得ざる場合の外は之を停止することを得ず
- (三) 私權剝奪法案又は遡及法律案は之を通過するを得ず
- (四) 人頭税其他直接税は從來の規定に依り人口又は計算に比例するにあらざれば之を賦課徴収するを得ず
- (五) 一州より他州に輸入したる物品には課税せず
- (六) 一州の港津は通商又は歲入の規定に依り他州の港津と異なる計算を受くることなし又一州の港津を出でたる船舶は他州の港津に入りて關税を賦課徴収せらるることなし
- (七) 法律の規定に依るにあらざれば國庫より金錢を受取ることを得ず、國庫金に關する収入の計算は時々之を公表す
- (八) 合衆國は貴族の稱號を認許せず其合衆國政府の下

に奉職する者は國會の承諾を得るにあらざれば外國の君主、主長又は外國より何等の贈與、報酬、官職又は稱號を受くるを得ず

第十條 (一) 各州は外國と條約を締結し同盟を爲し聯合を結ぶことを得ず又海上捕獲狀及報復狀を下附し貨幣を鑄造し信用證券を發行し負債を償却する爲に金銀貨幣以外の貨幣を法貨とし私權剝奪法又は遡及法律其他契約上の義務を減免する法律を制定し若くは人民に貴族の稱號を與ふることを得ず

(二) 各州は國會の承諾を得ずして海關監視法を執行する爲に必要なもの、外輸入品又は輸出品に租税を賦課することを得ず、其各州が輸出入品に賦課したる租税純収入は國庫の用途に充當す

國庫は海關監視等に關する法律を制定し之を制限する權を有す

(三) 各州は國會の承諾を経ずして噸税を賦課し平時に於て軍隊又は軍艦を貯へ他州又は外國と條約を結び其他外寇又は危險切迫して遲滯を許さざる場合の外戰爭に従事することを得ず

### 第二章 行政 權

第一條 (一) 國の行政權は大統領之を掌握す大統領は副大統領と共に其任期四年にして左の方法に依て選舉

せらる

(一) 各州は州會の規定する方法に従ひ各州より選出せる上下兩院議員と同數の選舉人を選出す、但し兩院議員又は合衆國政府の下に奉職する人は選舉人となることを得ず

(二) 選舉人は各所屬の州に集會し二人に對して投票を爲す、但し其一人は選舉人の所屬する州の住民にあらざることを要す

選舉人は投票せられたる人の名簿を作成し之に署名し證明及び封緘を施し上院議長に宛て、合衆國の首府に送達すべし

上院議長は上下兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票を計算す

選舉人總數の過半数に達し最大多數の投票を得たる人は大統領に當選す、若し他に選舉人の過半数に達し同一の投票を得たる者あるときは下院は直ちに投票を行ひ其一人を大統領に選舉す

選舉人總數の過半数を得たる者一人も之無きときは下院は其最高點を得たる者五人に付き投票を以て其一人を選舉す、但し此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は各州一票宛とし其定足數は各州の代表者の三分の二に達し且州數の過半数を得ることを要す

何れの場合に於ても大統領選舉の後選舉人より最多數

の投票を得たる者を副大統領に任ず、但し二人以上同一の投票数を得たるときは上院は投票を以て其一人を選挙す

(四) 國會は大統領選舉の時日を定む、但し其時日は全國同一とす

(五) 出生に因て合衆國の市民となり若くは此憲法制定の當時現に合衆國の市民たるもの、外大統領に選任するを得ず

年齢二十五歳以上に達し且つ十四ヶ年以上合衆國に住居せざる者は大統領に選任するを得ず

(六) 大統領其職を去り死亡し任意に辭職し又は其職權職務を執行すること能はざるに至りたるときは副大統領は之に代て大統領に就任す

國會は大統領及び副大統領が退職、死亡又は辭職したる場合若くは故障の爲に其職務を執行すること能はざるに至りたる場合に於て如何なる官吏が大統領として行政を行ひ及び官吏が大統領の故障止む時まで其行政を行ふか若くは新に大統領を選舉する時まで行政を行ふかに付て必要な規定を設くることを得

(七) 大統領は任期間一定の俸給を受け其額は任期中増減することを得ず且つ大統領は其任期中合衆國若くは州より其俸給以外の報酬を受くることを得ず

(八) 大統領は其職務を執行するに先だち左の宣誓又は

三

誓言を爲すことを要す

余は嚴肅に余が誠實に合衆國の大統領たる職務を執行し余の能力を盡して合衆國の憲法を守護すべきことを宣誓(又は)誓言す

第二條 (一) 大統領は合衆國陸海軍の元帥にして其諸州の民兵が召集せられたるときは其總指揮官となる大統領は書面を以て行政部の長官より其管掌事務に關する意見を徴収し及び其彈劾の場合を除くの外合衆國に對する犯罪の處罰を免除し若くは其刑罰の執行猶豫を許可する權を有す

(二) 大統領は上院の建議及び承諾を以て條約を締結するを得、但し上院の建議及び承諾は出席員の三分の二以上の決議を経ることを要す

大統領は上院の建議及び承諾を以て大使、公使、領事大審院の判事を任命し及び其他其任命に關し特別の規定を設けざるも法律を以て規定することを要する官吏を任命することを得、但し國會は法律を以て大統領自ら又は裁判所若くは行政長官が自ら任命するを適當と認むる下級官吏に任命權を委任することを得

(三) 大統領は上院の閉會中辭令書を與へて官吏の缺員を補充することを得、但し其官吏は次の會期に至り其職を失ふ

第三條 大統領は國會に對し時々國政の狀況を報告し及

び其必要並に便宜と認めたる方案を建議することを得臨時緊急の場合に於て大統領は兩院又は一院を召集することを得、其兩院の間に休會に關し意見を異にするときは大統領は其適當と認むる時まで兩院に休會を命ずることを得

### 第三章 司法權

第一條 合衆國の司法權は大審院之を管掌し國會は時々下級裁判所を設くることを得

大審院及び下級裁判所の判事は過失悪行に因るの外其職を免せらるることなく其職務に對しての俸給を受け且つ就職中其俸給を減せらるることなし

第二條 (一) 司法法權は此憲法に因りて生ずる法律及び衡平法、合衆國法律、合衆國の權力に因りて締結せられ又は締結せらるべき條約に及ぶ

司法權は大使、公使及領事に關する一切の事件、海軍軍法會議及び海軍裁判に關する一切の事件、合衆國が當事者の一方として紛議に關係せる事件、二州以上の

合衆國憲法

間に生じたる紛議、州と他州の市民との間に生じたる紛議、異りたる民州間に生じたる紛議、他州より下附せられたる土地に關し同一州民の間に生じたる紛議、一州と其州民及び外國又は其外國の臣民若くは人民との間に生じたる紛議に及ぶ

(二) 大使、公使、領事等に關する一切の事件に關し州が當事者たる訴訟は先づ大審院之を受理審議し其他の事件にして前記數多の事項に關する訴訟に付ては其法則並に事實に關し大審院之れが控訴管轄權を有す但し其管轄事項に關する除外例並に其制限は國會之を定む

(三) 彈劾の場合を除くの外犯罪の審問は陪審官制度に依り其審問は犯罪行為地の州に於て之を開始す、但し其犯罪が州に於て行はれざるときは國會は法律を以て審問の場所を定む

第三條 (一) 合衆國に對する叛逆の罪は國家に對し戰爭を開始し若くは敵に助力又は便宜を與ふることに因りて成立す

何人も二人以上の證人に依りて其叛逆の行爲を證明せらるるか又は法廷に於て之を自白したる場合の外叛逆の罪に問はるることなし

(二) 國會は叛逆の罪に對して處罰を宣告する權を有す但し私權剝奪又は財産沒收の處罰は犯人の生前に限る

三

### 第四章 州 權

第一條 各州は他州の公の行爲、記録及び訴訟手續に關し完全なる信用及び信任を與ふることを要す  
 國會は法律を以て此等の行爲、記録及び訴訟手續並に其効果等を證明すべき方法を規定することを要す

第二條 (一)各州の市民は他の州に於て一切の特權及び特典を受くるものとす

(二)一州に於て叛逆、重罪又は其他の罪に問はれたる者にして逃走して他州に入りたるときは其州は其犯罪行爲地の州の行政官の請求に依り其犯人を逮捕して裁判管轄地の州に之を引渡すべし

(三)一州の法律に依りて勤務又は勞働に服すべき者にして他州に逃走したる場合に其州の法律に依りて勤務又は勞働を免除さるべきと雖其州は勤務又は勞働を要求する權ある州に之を引渡すべし

第三條 (一)新立の州は國會の承認に依りて聯合に加入す、但し新立の州は他州の法權の下に之を創立することを得ず

州は其關係する州の議會並に國會の承認を経ずして二以上の州の間又は州の一部との間に聯合を形成することを不得

(二)國會は合衆國の直轄地又は合衆國に所屬する財産

に關し必要なる規則及び條例を設くることを得  
 此憲法の規定は合衆國又は特定の州の權利に關し不利益なる解釋を爲すことを許さず

第四條 合衆國は聯合に加入したる州に對し共和制政體を保障し各州に對する外寇を防ぎ州議會又は州行政官(議會を召集する能はざる場合)の請願に因り其内亂に對して之を保障す

### 第五章 憲法の修正

國會は兩院の三分の二以上が必要と認むるときは憲法修正案を提出することを得、又聯合各州議會の數の三分の二以上が憲法修正を請求したるときは憲法修正の爲に聯合會議を召集することを得

聯合州議會の數の三分の二以上又は聯合會議の三分の二以上が憲法變更の必要を承認したるときは其承認は國會自ら之を承認したるものと同一く此憲法の一部として此憲法變更の主意及び目的に對し有効なるものとす、但し一千八百八十年以前に於て爲さるべき修正は如何なる方法を以てするも憲法第一章第九條の第一項及び第二項を變更するを得ず

各州は其承認に依らずして上院に於ける均等投票の利益を奪はるることなし

### 第六章 國法及び條約と州法

第二章 民兵組織の權

組織整頓したる民兵は州の安全を保つに必要なるを以て人民の武器を貯へ及び之を所持する權利を侵害することを不得

第三章 軍隊の宿泊

平時に於て家主の承諾を経ずして兵士を其家に宿泊せしむることを得ず其戰時に於ても法律の規定する以外の方法を以て之を宿泊せしむることを得ず

第四章 身体住居及び財産の不可侵

不法搜索及び不法押収に對し身体、住居、書類、財産等を安全に保持する權利は之を侵害することを不得

宣誓又は誓言に依り正當の理由を検し特に搜索せらるべき場所及び押収せらるべき人又は物を記載するにあらざれば逮捕狀を發することを不得

第五章 正當なる裁判を受くるの權

何人も大法官(Grand Jury)の意見書又は公訴狀に依るの外死刑其他破廉耻に關する犯罪の追訴を受くることなし、但し戰時又は事變に際し陸海軍常備軍若しくは民兵に屬し現に兵役に服する場合は此限にあらざり

何人も同一の犯罪に對して再び處罰を受くることなく又刑事裁判に於て自己に對し不利益なる證人の地位に立つことなし

何人も正當なる法律手續に依らずして其生命自由又は

一、此憲法制定前に起こしたる負債及び契約は國家連合(Confederation)の下に於けると同じく此憲法に依りて合衆國に對して有効のものとする

二、此憲法及び合衆國が制定したる法律並に合衆國の權下に依り締結せらるべき一切の條約は國の最高法律となり各州の裁判官は州の憲法又は其法律に於て反對の規定あるに拘らず之に拘束さる

三、兩院議員、各州會議員、合衆國及び各州の行政官並に司法官は宣誓又は誓約に依りて憲法を保守する義務を有す

宗教上の區別を以て合衆國の官吏又は公設の委員となる資格を制限することを不得

第七章 憲法承認の効力

九州以上の聯合會議の承認さるときは此憲法の承認を與へたる州の間に於て憲法制定の効力ある者と認む

### 修正憲法

第一章 信仰、言論、印行及び集會の自由

國會は宗教を創設し其自由禮拜を禁止し若しくは言論又は印行の自由を制限することを不得

國會は平和に集會し及び災害救助の請願を爲す人民の權利を制限する法律を制定することを不得

財産を奪はることなく又相當の賠償を受けずして私  
有財産を公用の爲に徵收せらるることなし

第六章 刑事被告人の權利

刑事裁判に於て被告は法律に依て先づ犯罪行為地と確  
定せられたる州及び地方の公正なる陪審官より迅速且  
つ公の審問を受ける權利を有し及び其公訴の性質並に  
原因に付て説明を求むるの權利を有す  
右の場合に被告は自己の利益の爲に證人の出廷を要求  
し及び自己を辯護せしむる爲辯護士の助力を求むるこ  
とを得

第七章 同一件に付き再審を受けざる權

通法に關する訴訟にして其争點が二十弗以上の價格に  
在るときは陪審官に依て審問を受けるの權利を保留さ  
る且つ陪審官より審問を受けたる事實は通法の規定に  
依らざして再び合衆國の如何なる裁判所に於ても審問  
を受くることなし

第八章 處罰の制限

適當なる保釋金を命じ又は適當なる罰金を賦課するこ  
とを得若し又過酷異常なる處罰を爲すことを得ず

第九章 憲法上の臣民權の範圍

此憲法に列記したる或權利は之を以て人民が保有した  
る他の權利を排除し又は減滅する者と解釋するを得ず  
第十章 州の保留權

憲法を以て合衆國に委任せざれば又は各州に禁止せざる權  
利は州又は人民に保留す

第十一章 合衆國司法權の制限

合衆國の司法權は法律又は衡平法に従て他州の市民若  
くは外國の臣民又は人民が合衆國の一州に對して提起  
したる訴訟に及ばず

第十二章 大統領及び副大統領の選舉

選舉人は其所屬する州に集會して投票を以て大統領及  
び副大統領を選舉すべし、但し其一人は選舉人と同一  
の州に屬せざることを要す

選舉人は投票用紙に大統領及び副大統領たるべき人の  
氏名を認め且つ大統領及び副大統領たるべき人が得た  
る各自の點數名簿を作成し署名證明及封緘を施し之を  
上院議長に宛てて首府に送達すべし

上院議長は兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票  
數を計算す其大統領として最多數の得點を有し及び選  
舉人總數の過半數以上に達したる者は大統領に當選す  
若し選舉人の過半數に達する投票數を得たる者なきこ  
きは下院は最高點者三人に付き決選投票を行ふ、但し  
此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は  
各州一票宛とし其定員數は各州代表者の三分の二以上  
に達し且つ州數の過半數を得ることを要す

下院が大統領を選舉する義務ある場合に之を選舉せざ  
るときは副大統領は大統領の死亡又は故障の場合に於  
けると同じく翌年三月第四日まで大統領として其職務  
を行ふ

副大統領として最多數の投票を得たる者にして其票數  
が選舉人總數の過半數に達したるときは副大統領に當  
選す、若し選舉人總數の過半數の投票を得たるものな  
きときは上院は最高點者二名の中より副大統領を選舉  
す但し此場合の定員數は上院議員總數の三分の二とす  
何人も憲法上大統領に選任せらるる資格なき者は副大  
統と成るを得ず

第十三章 奴隸の禁止

一、奴隸又は任意に出でざる役務は合衆國內又は其法權  
の下に在る土地に存在するを得ず、但し犯罪の結果處  
罰として勞役に服する者は此限にあらす

二、國會は適當なる立法を以て本章を強行する權を有す  
第十四章 一般的修正

一、合衆國に於て出生し又は歸化に因りて其法權に服す  
る者は合衆國並に其住居する州の市民とす  
州は合衆國市民の特權又は特典を制限する法律を設け  
又は之を強行することを得ず又法律の手續に依らずし  
て人民の生命自由又は財産を奪ひ若くは其法律の下に  
在る人に對して均等なる法律の保護を拒むことを得ず

二、下院議員の數は各州の間に其州に在る人民の數に比  
例して之を分配す但し租税を賦課せざる印度人を省く  
年齢二十一歳に達したる男子にして合衆國市民が大統  
領及び副大統領の選舉人、下院議員、州の行政官並に  
司法官又は州會議員を選舉する權利を非認せられ若く  
は叛逆又は其他の犯罪以外の原因に由りて之を制限せ  
られたるときは代表の基本は權利の非認又は制限を受  
けたる市民が其州に在る二十一歳以上の男子の市民の  
總數に對する割合に應じて減少するものとす

三、國會議員、合衆國の官吏、又は州會議員若くは州の  
行政官其他司法官として合衆國の憲法を守るべきこと  
を宣誓したる者にして合衆國に對する一揆又は叛逆に  
加入し若くは敵に助力及び便宜を與へたる者は兩院議  
員、大統領及び副大統領の選舉人又は合衆國の文武官  
若くは州の文武官に任用することを得ず、但し各院は  
各院の三分の二以上の投票を以て此制限を除去するこ  
とを得

四、合衆國が法律に依り起したる一般の負債並に一揆及  
び内亂を鎮定する爲に功勞ありたる者に對し年金並に  
賞與を與ふる爲に起したる負債は有効のものとする  
合衆國又は州は合衆國に對する一揆又は叛逆を助成す  
るために起したる負債其他の義務若くは奴隸の開放に  
因て生じたる損害に對する賠償の請求を引受け又は之

を支拂ふ義務なし  
右の負債、義務及請求は不法且つ無効のものとする  
五、國會は適當なる立法に依りて本章の規定を強行する  
權を有す

第十四章 萬民平等の權

一、合衆國市民の選舉權は人種、色澤、又は人的役務(奴隸)に服したるの故を以て合衆國又は州より非認又は制限を受くることなし  
二、國會は適當なる立法に依り本章の規定を強行する權を有す

第三二 合衆國移民法

合衆國移民法の規定は第五十九議會に於て、其幾分を修正せられたり、今左に修正法の要點を述べ

一、入國税 入國税は外國領土より此國に入る外國人に對して一人に付金四弗を徴収す、但し合衆國に入るを許さるべき外國人にして入國に先だち一ヶ年以上引續き加奈太、ニューフキントランド、玖瑪又は墨西哥に在りたる者、又は單に此國を通過して外國に赴く者は此限りにあらず  
二、入國禁止の外國人 左に掲ぐる者は入國を禁止す  
(一)瘋癲又は白痴者、(二)心神耗弱、(三)發狂者、(四)入國前五年以

一八  
内に曾て發狂したる者、(五)曾て二回以上發狂したる者、(六)貧窮者(七)公費の救助を受けるに至るべき者、(八)乞食、(九)肺結核其他不潔なる傳染病に罹れる者、(十)重罪又は破廉恥罪に關する輕罪の處罰を受けたる者、(十一)多夫多妻主義又は無政府主義を遵奉する者、(十二)暴力に依りて合衆國政府其他現存する政府並に法律を顛覆し其他政府の官吏を暗殺することを主義とする者、(十三)醜業婦、(十四)醜業婦を密入せんとする者、(十五)契約労働者、(十六)或種の労働又は勤務をなすことを申出で又は約束したるの故を以て入國許可の出願を爲したる日より一年以内に送還せられたる者、(十七)他人より乗車、乗船切符又は旅費の支給を受けたる者、但し其の支給を受けたる者が前記の階級に屬せずとの確證ありたるときは此限りにあらず、(十八)年齢十六歳以下の兒童にして父母又は一方に伴はれざる者  
重罪犯人にして破廉恥罪に關せざる國事犯人は入國を禁止せず、又獨立したる精巧労働者が此國に存せざる場合に入國を許す、契約に依るものと雖も俳優、美術家、講師、歌手、宣教師、教授學者、從僕等は自由に入國を許す  
三、船客名簿 船舶此國の港津に到着したるときは其船長は乗客三十人毎に一通宛の名簿を調製して當移民官に之を差出すものとす、其名簿には各船客の氏名、年齢、男子、婚姻の有無、職業、讀書の有無、國籍、人種等の外、前掲第一號より第十八號に一々該當するや否やを記載す、右の名簿には船醫の署名を要す  
四、移民の検査 移民官は上陸せんとする一切の外國人

を検査す、又移民官は一定の醫官を督して移民の健康診斷を爲さしむ、右の検査に通過したる者は上陸を許す  
五、移民の送還 入國禁止の條項に該當する者は送還せらる、移民法の規定に違反して此國に入り來りたる者は上陸後三年以内に發覺したるときは其出發地となれる國に送還す、移民送還の費用は其移民を輸入したる汽船又は鐵道會社の負擔とす  
六、特別検問所 移民總監は急速に抑留せられたる移民を検査する爲に特別検問所を設くることを得、検問員は商工務卿の認可を以て移民官中より選任し其員數は三人とす、若し其港津に於て三人以上の移民官なきときは同上の手續を以て合衆國官吏中より之を選任することを得、特別検問は傍聴を許さず  
七、移民の上告 特別検問所の決定に對しては不服ある者は移民總監を経て商工務卿に訴願を提起することを得、但し移民法第十六條に依りて上陸を拒絶せられたる者は訴願を提起することを不得  
〔第二十五條〕

第四 合衆國歸化法

外國人に歸化を許すことは合衆國の權内に屬し、各州は此れに與からず、何となれば歸化は外國人をして合衆國

の人民とならしめ且つ合衆國人民の權利義務を要せしむることとなるを以て、其行爲の性質上中央に屬すべきものなり、此理を誤解して往々市民として投票する權利は州に於て之を與ふるものなるが故に、市民となることを許さざる行爲即ち歸化も亦州より許さると思ふものあり然れども選舉權の附與は歸化の許可を受けたる後に生ずるものにして、一は原因となり一は結果となるものなり即ち (The right to vote comes from the State, and is a State gift. Naturalization is a Federal right and is a gift of the Union, not of any one State)

一 歸化の手續

一、歸化を爲さんとする外國人は合衆國の巡廻裁判所又は地方裁判所若しくは合衆國直轄地の地方裁判所又は大審院其他通法に關する裁判管轄權を有する裁判所に出廷して善意を以て合衆國の人民となり、且つ歸化を出願する當時に所屬したる國家又は其君主に對する忠誠の關係を絶つべきことを宣誓することを要す  
但し其裁判所は外國人が歸化の許可を得べき前二ヶ年以上住居したる地方に存するものとす  
二、歸化を爲さんとする外國人は右の宣誓二年以上以内に於て前記の裁判所に出廷して左の事項を記載する書面を提出することを要す

合衆國 歸化法

- 第一、合衆國の臣民となり且つ永久に此國に住居すること
  - 第二、現在在る政体に對して忠誠を懐かざること
  - 第三、多夫又は多妻主義を道奉せざること
  - 第四、歸化出願の時所屬したる國家に對する忠誠の關係を絶つこと
- 右の書面には二名の信用ある合衆國市民の證明を要し其證人は出願者が引續き五年以上合衆國に住居し且つ其出願地の裁判所を在地に於て出願前一年以上住居したることを證明して記入することを要す
- 三、出願人は歸化の最終決定を受ける前に、公開裁判所に於て口頭を以て合衆國の憲法を遵奉し且つ絶對に外國に對する忠誠の關係を絶つべきことを要す、此場合に裁判所は前に規定する事項に適合し且つ出願人が品行方正にして能く憲法の規定を遵奉する者なることを認めたるときは直ちに歸化を許す
  - 四、合衆國の兵士となり一年以上此國に住居し且つ品行方正なる者は直に歸化を許す
  - 二、歸化を許さざる外國人
    - 第一、外國の爵位又は貴族の稱號を保留せんとする者
    - 第二、現存する政体に反對し若くは政府の官吏を暗殺せんとする主義を主張し又は之を道奉する者
    - 第三、英語を語ることを能はざる者
    - 第四、支那人に對して歸化を許さず

- 一、未成年者の外國人は滿十八歳に達したるときは第一歸化證を受けることを得、但し第一歸化證を受取りたる後二年を経過し且つ合衆國に五年以上住居し滿二十歳に達したる者にあらざれば歸化を許すことを得ず
- 二、歸化人の子にして、兩親が歸化の許可を受けたるときは滿二十一歳に達したるときは市民と看做さる
- 四、外國に在る歸化人
  - 一、外國に在る歸化人は合衆國固有の市民と同一の保護を爲す
  - 二、歸化人にして二年以上外國に住居したるときは市民籍を失ふ、但し其外國に駐在する合衆國の外交官又は領事官の證明によりて之を保有するを得るものとす
- 五、日本人と歸化權
 

日本人は歸化を爲し得べきや否やに付ては議論の分るゝ處なれども、日本人は未だ歸化權を享有するに至らず現に前大統領ルーズヴェルトが第五十九議會に下したる敎書に付ても明なり
- 六、歸化の效果
 

歸化の許可を受けたるときは各州は等しく選舉權を與ふ但し州に依りては歸化の宣誓をなしたるとき直ちに歸化人又は固有の臣民と同一の權利を與ふるものあり

第五 合衆國純良食物法

- 一、本法は大藏卿及商工務卿等之を執行するため必要の規定を設く [第三條]
- 二、本法は一州より他州に輸入若くは外國より合衆國に輸入する一切の藥品類に適用す [第二條]
- 三、本法に所謂藥品と稱するは、藥劑、調劑品等内用又は外用に供するものにして、合衆國の藥方録又は藥方書に認めらるるもの、及人類又は他の動物の疾病を治療し若くは之を豫防する材料又は其混合物を云ふ [第六條]
- 四、本法に所謂食物とは、食用に供すべきもの、飲料、菓子又は人類其他の動物の使用に供すべき加味物等を云ふ [第三條]
- 五、左に記載する物品は不純物を混じたるものと看做す
  - (一)合衆國衛生試驗所に於て検査したるものと異なる強度、純分、分量を有するもの、但し瓶、箱其他の容器、表面に其強度、純分及分量等の異なることを特に記載したる場合は此限りにあらず
  - (二)菓子の場合には、チアラップ、ホイイチーズ、ターヤ、クロムエロー、其他健康に有害なる色彩香料其他の成分を交へたるもの、若くは葡萄酒、麥酒其他酒精分を交へたるもの、其麻酔劑を交へたるもの亦同じ
  - (三)食物の場合には、其成分又は之を強度を減少し又は之を弱め又はその成分に危害を與ふべき方法を以て或物を混じ若くは包装したるもの亦同じ

- 六、左の場合には不正なる記號を附したるものと看做す
  - (一)他物を模造したるもの又は他物の名稱を以て或物を賣らんとしたるもの
  - (二)包装物の全部または一部を取去りて他物を之に入れ代へたるもの若くは包装の貼紙にアルコール、モルヒネ、阿片、コカイン、ヒロイン、アルファベタニコカイン、クロロホルム、鹽化水素、アセタリニード其他此等の原料より生出したるもの、若くは此等の原料の混合物等、其内容と異なるもの、名稱を記載せざるもの
  - (三)食物にありては、購買者を欺くため、または購買者をして誤解せしむるが如き貼紙、または記號を用ひたるもの
- 外國製品にあらざるものを、外國品と詐りたるもの、包装の表面にその内容重量及容積を記載せざるもの [第八條]

米國關稅々率

七、左の場合には不正なる記號を附したるもの、又は不純物を混じたるものと看做さず

(一)食物に有害なる成分を混入するもの、明かに其食物の名稱を記載し、他の物品を模造せざること及び他の物品の名稱を記載して之を製造者又は販賣せざるもの

(二)貼紙又は記號に混合物又は模造品たることを明瞭に記載したるもの普通の混合物にあらずして、單に色彩及香味を附けたるために有害なる染料又は香料を混和したるものは特に其旨を記載したるときは同じく例外とす

八、藥品又は食物の小賣にして、製造人又は卸賣人等より其不純物にあらず、又は不正なる記號を加へたるものにあらずとの證明を受取りたるときは、本法に依りて處罰せらるることなし、但し右の製造人は合衆國に住居する者に限る

〔第九條〕

第六日米海關稅率

一 米國關稅々率

左に掲ぐるは一千九百九年八月五日より實施したる米國關稅々率中重しに日本より米國に輸入せらるるもの關稅率あり

Table with columns: 品名 (Iron objects, Stone, etc.), 摘要 (Natural shape, etc.), 稅率 (Per 50 lbs, etc.)

米國關稅々率

Table with columns: 品名 (Swords, Knives, etc.), 摘要 (Blade length, etc.), 稅率 (Per 10 lbs, etc.)

Table with columns: 紫水晶, 其他の寶石類, 銅, 金銀製品, 青銅, 鐵, 小鐵, 料理用刀物, etc. Includes detailed tax rates and descriptions.

Table with columns: 剪刀類, 絹物類, 緞物類, etc. Includes detailed tax rates and descriptions.









品名	摘要	税率
茴香油		ガロン十五仙
芳香油		同 八 仙
日本製煉油		同 十 仙
精製煉油		同 十 仙
菜種油		同 十 五 仙
麻油		同 十 五 仙
肝油		同 十 五 仙
落花生油		同 十 五 仙
樟腦及薄荷	未製のもの 精製したるもの	無 税
薄荷類		無 税
亞爾蘭保兒		ガロン二角六十分
同 酒 類		從價 二 割
同 日 本 酒 料		ガロン六十仙
穀物及穀粉		二打一弗八十五仙 打一弗八十五仙 ガロン二弗六十仙 グリーン二弗四十仙 打四弗八十仙 同九弗六十仙

品名	摘要	税率
蕎麥	一アツシエトを四十八斤として	アツシエト十五仙
日本米	皮付のもの 皮なきもの	斤一仙四分の一 同 二 仙
落花生		同 二 仙
米		同 四 分 一 仙
片栗粉		同 一 仙 二 分 一 仙
蕎麥粉		同 一 仙 二 分 一 仙
其他粉		從價 二 仙
其 他	特に規定なきもの	同 上 二 仙
蔬菜果實及核子		無 税
乾 菓	六十斤を一アツシエトとして	アツシエト廿五仙
山芋其他の野菜		從價 二 割 五 分
雜 類		無 税
龍眼		同 一 仙 二 分 一 仙
寒 天		同 二 仙 二 分 一 仙
菜 干	一斤價十仙以内のもの 一斤以上三十五仙以内のもの	從價 二 割 五 分
干 豆	同上	同 上
魚 類	百斤以上の容器にあるもの 而して各紙袋に入れざる物 百斤以下の場合は、及百斤以下各紙袋に入れざるものは	斤十五仙及同上二割 斤一仙二分の一 同 一 仙 二 分 一 仙 同 一 仙 八 仙
鮭 魚		從價 三 割 斤一仙四分の一 同 一 仙

二 日本關稅定率法

(明治四十三年四月法律第五十四號を以て改正せられたるもの)

- 第一條 外國より輸入する物品には別表に依り關稅を課す
- 第二條 從價稅品は輸入港に到着したる時の價格に依りて課稅す
- 第三條 條約に依る特別協定の便益を受けざる地域の生産品に對し必要ある時は勅令を以て地域及物品を指定す

品名	摘要	税率
鯨魚油	罐詰のもの七立方吋以内のもの 同上を越る廿一立方吋以内のもの 同上を越る廿三立方吋以内のもの 同上を越る七十五立方吋以内のもの 同上を越るものは	斤 一 仙 同 二 分 一 仙 一 個 一 仙 二 分 一 仙 同 二 仙 二 分 一 仙 同 五 仙 同 十 仙
鯨魚油	上記の鯨魚と同様の課稅に據る 一國のマツチ百本以内を ふくむもの 同上以外の場合	從價 三 割 同上 三 割 一ケロス六仙 千本四分の三仙

- し該協定の限度を越る便益を與ふる事を得
- 第四條 本邦の船舶又は生産品に對し他國の船舶又は生産品よりも不利益なる取扱を爲す國の生産品に對しては勅令を以て物品を指定し別表に定めたる關稅の外其の物品の價格と同額以下の關稅を課することを得
- 第五條 外國に於て輸出獎勵金を受くる物品に對しては別表に定めたる關稅の外勅令を以て獎勵金と同額の關稅を課する事を得
- 第六條 米及粳の輸入税は凶作の場合に於ては勅令を以て期間を指定し毎百斤四十錢を限度とし之を低減することを得
- 第七條 左の物品には輸入税を免す
  - 一 物料品
  - 二 本邦に來遊する外國の元首及其の一族並其の從者に關する物品
  - 三 陸海軍の輸入に係る兵器彈藥及爆發物
  - 四 陸海軍に於て燃料として輸入する原油以外の礦油にして攝氏十五度
  - 五 軍艦
  - 六 本邦に派遣せられたる外國の大使又は公使に關する自用品並在本邦外國大使館又は公使館に屬する公用品
  - 七 本邦大使館又は公使館の館員に關する自用品に對し關稅を免除する國の本邦大使館又は公使館の館員に關する公用品
  - 八 本邦在住者に贈與する勳章賞牌及記章
  - 九 記録文書其の他の書類

日本關稅定率法

十 官立公立の學校、博物館、物品陳列所其の他の營造物及私立の專門學校に陳列する標本又は參考品として輸入する物品

十一 慈善又は救恤の爲に寄贈したる物品

十二 政府の輸入に係る政府の專賣品

十三 商品の見本但し見本用にのみ適する物に限る

十四 旅客の用品及旅客の職業上必要な器具但し旅客の身分に相當するものにして税關が適當と認めたるものに限る

十五 在外軍艦及軍艦より送還したる物品

十六 個人に屬する引越荷物但し既に使用せられたるものに限る

十七 輸出したる物品にして五年以内に輸入せられ輸出の時の性質及形状を變ぜざるもの但し酒精、酒類、砂糖及第八條又は第九條に依り輸入税の免除又は拂戻を受けたる物品を除く

十八 命令を以て指定したる輸出貨物の容器にして再輸入するもの

十九 本邦より出漁する船舶を以て捕獲採取したる魚介類、海獸、海藻其の他の水産物及其の製品にして工程の簡單なるもの但し當該船舶又は之に附屬せる船舶を以て輸入したるものに限る

二十 外國航行の船舶に船用の爲め閉港内に於て引渡す物品

廿一 離破したる本邦船舶の解体材及鐵製品

廿二 本邦より出港したる船舶に搭載したる輸出貨物にして該船舶離破したる爲積戻りたるもの

廿三 國、道、府縣の輸入する種馬、種牛、種豚、種羊及種禽並産牛馬組合、産馬組合又は産牛組合の輸入する種馬、種牛

三 條構の爲輸入する物品

四 學術研究の爲輸入する物品

五 試験品として輸入するもの

六 註文取集の爲輸入する見本品

七 演劇其の他興行用の爲輸入する物品

第九條 輸入原料品を用ひ命令を以て指定したる物品を製造し之を外國へ輸出したるときは命令の定むる所に依り輸入税の全部又は一部の拂戻を爲すことを得

輸入原料品を用ひ命令を以て指定したる肥料を製造したる時は命令の定むる所に依り輸入税の全部又は一部の拂戻を爲すことを得

詐偽又は不正の所爲を以て前二項の拂戻金を得又は得むじしたるものは關稅法第七十五條の例に依り處分す

第十條 輸入製品にして内國に於て製造する船舶に備付け又は取付け輸入の日より二年以内に該船舶と共に輸出するものは輸入税を免せ但し輸入の際税金に相當する擔保を提供することを要す

第十一條 左に掲ぐる物品は輸入を禁止す

一 阿片及阿片吸煙具但し政府の輸入するものを除く

二 偽造、變造又は模造の貨幣、紙幣、銀行券及有價證券

三 公安又は風俗を害すべき書籍、圖畫、彫刻物其の他の物品

四 特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權を侵害する物品

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

附 則

三 日本海關稅率

(從量稅率の單位は圓とす)

品 名	稅 率
植物及動物	從價五分
馬	從價一分
牛	從價一分
山羊	從價一分
綿羊	從價一分
家畜類	從價二分
穀物	每百斤 〇、五五
大麥	同 四、〇〇
小麥	同 二、二〇
麥芽	同 〇、七七
オート	同 〇、六五
穀粉、澱粉類及種子	同 一、八五
オートミール	同 五、〇〇
オートミール	同 三、一五
コーンミール	同 〇、六五
亞麻子	無
棉子	無
飲食物及煙草	每百斤(容器共) 七、九〇
罐詰のもの	同 (同) 七、六〇
罐詰のもの	同 (同) 一、九五
其の他	從價 三割
生果	每百斤 四、〇〇

日本海關稅率

乾果	每百斤 六、九〇
咖啡	從價 三割
椰子	每百斤 一五、一〇
其他	同 二五、一〇
チョコレート其他の咖啡代用物	從價 四割五分
ココロ(砂糖を加へざるもの)	每百斤 六、〇〇
椰子	每百斤 九、三五
其他	每百斤 容器共 一、七〇
胡椒	每百斤 一、三〇
種子	每百斤 一、三〇
其他	每百斤 容器共 四三、〇〇
糖蜜	每百斤 容器共 一、七〇
糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を越ゆるもの	每百斤 一、三〇
其他	同 二、五〇
葡萄酒、麥芽糖及給	同 一、三六五
菓子	同 七、二〇
菓子	同 一、七五〇
シヤム、フルートセリー類	同 一、三三〇
ビスケット(砂糖を加へざるもの)	同 一、三三〇
マカロニ、グアミミセリ其他各種の麵類	同 七、九〇
果汁及糖水	同 七、九〇
果汁(砂糖を加へたるもの)及糖水	同 七、九〇
其他	同 七、九〇
ソーシ	同 七、九〇
輸入のもの	同 八、二五
其他	同 一、〇〇
ソーセージ	同 一、〇〇
鹹肉	同 一、〇〇

五五

日本海關稅率

品名	稅率
バター、人造バター	每百斤 二九、六〇
チーズ	同 二〇、五〇
コンテンスミルク	每百斤 容器共 五、五五
インフアント、フード	同 同 二四、三〇
肉越幾斯	同 同 七二、五〇
ハブトン、ソマトーゼ	從價 三割五分
ヘモグロビン其他類の滋養食料	每百斤 六、〇〇
鳥卵(生鮮なるもの)	同 同 一六、〇〇
礦水、曹達水其他砂糖又は酒精をふくまざる諸飲料	同 同 一、二〇〇
麥酒	同 同 一、二〇〇
葡萄酒(ポート、シェリー、ヴェルモット、マテラ、マルサラ等をふくむ)	同 同 一、二〇〇
但し攝氏十五度に於て〇、七九四七の比重を有するものを純酒精とし原容量百分中純酒精の容量二十四を越はざるもの	同 同 一、二〇〇
一、輸入のもの	同 同 一、二〇〇
二、其他	同 同 一、二〇〇
甲、原容量百分中純酒精の容量十四を越はざるもの	同 同 一、二〇〇
イ、攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄酒として計算したる重量一グラムを越はざるもの	同 同 一、二〇〇
ロ、其他	同 同 一、二〇〇
但し攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄酒として計算したる重量二十グラムを越はざるものは二十グラム以上一グラムを増す毎に百リットルに付き十五銭を加ふ	同 同 一、二〇〇
乙、其他	同 同 一、二〇〇
但し攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄酒として	同 同 一、二〇〇

日本海關稅率

品名	稅率
るもの	同 同 二〇七、〇〇
乙、其他	同 同 一、一三〇、〇〇
五、リゾードレザ	同 同 三九四、〇〇
六、層	同 同 九、二〇〇
七、其他	同 同 二、二〇〇
革製品	同 同 三、七、二〇
一、機械用の帶及管	同 同 八八、八〇
二、帽子用皮革(模造革をふくむ)	同 同 八八、八〇
三、其他	同 同 八八、八〇
甲、貴金屬貴金屬を鍍したる金屬、寶石、珪石、眞珠、珊瑚、象牙又は琥珀を用いたるもの	同 同 八八、八〇
乙、其他	同 同 八八、八〇
獸毛	同 同 八八、八〇
一、粧飾用のもの	同 同 八八、八〇
二、其他	同 同 八八、八〇
羽毛皮	同 同 八八、八〇
一、整理したるもの	同 同 八八、八〇
二、其他	同 同 八八、八〇
植物性氣發油	同 同 八八、八〇
一、芳香性のもの	同 同 八八、八〇
二、其他	同 同 八八、八〇
甲、松精油	同 同 八八、八〇
イ、輸入又は摺入	同 同 八八、八〇
乙、其他	同 同 八八、八〇
亞麻子油	同 同 八八、八〇
一、輸入又は摺入	同 同 八八、八〇
二、其他	同 同 八八、八〇

品名	稅率
計算したる重量二十グラムを越はたるものは二十グラム以上一グラムを増すごとに百リットルに付き二十五銭を加ふ	同 同 一〇〇、〇〇
シャンパン其他のスパークリングワイン	同 同 五、一七
嗅煙草	同 同 一〇〇、〇〇
毛皮、骨角、齒牙、甲殼類及其製品	同 同 一〇〇、〇〇
綿羊皮山羊皮	同 同 一〇〇、〇〇
其他	同 同 一〇〇、〇〇
毛皮製品	同 同 一〇〇、〇〇
牛皮及水牛皮	同 同 一〇〇、〇〇
鹿皮	同 同 一〇〇、〇〇
山馬皮	同 同 一〇〇、〇〇
其の他	同 同 一〇〇、〇〇
一、牛、水牛、馬、推羊革及山羊革	同 同 一〇〇、〇〇
甲、染りたるもの	同 同 一〇〇、〇〇
乙、染めたるもの又は着色したるもの(ローラーレザを除く)	同 同 一〇〇、〇〇
丙、其他	同 同 一〇〇、〇〇
一、牛、水牛、馬の革	同 同 一〇〇、〇〇
イ、靴底革	同 同 一〇〇、〇〇
ロ、印度紅革	同 同 一〇〇、〇〇
ハ、其他	同 同 一〇〇、〇〇
丙の二、綿羊革、山羊革	同 同 一〇〇、〇〇
イ、ローラーレザ	同 同 一〇〇、〇〇
ロ、其他	同 同 一〇〇、〇〇
二、推羊革(模造革をふくむ)	同 同 一〇〇、〇〇
甲、一箇の重量百五十グラムを越はさ	同 同 一〇〇、〇〇

品名	稅率
甲、ホイルド油	同 同 三、〇〇
乙、其他	同 同 一、六〇
亞麻子油	同 同 二、二〇
一、輸入、摺入、摺入	同 同 二、二〇
二、其他	同 同 二、二〇
阿列布油	同 同 二、二〇
一、輸入、摺入	同 同 二、二〇
二、其他	同 同 二、二〇
綿子油	同 同 二、二〇
カカオバター	同 同 二、二〇
肝油	同 同 二、二〇
魚油	同 同 二、二〇
獸脂	同 同 二、二〇
一、豚脂	同 同 二、二〇
二、其他	同 同 二、二〇
コムバウンドラード	同 同 二、二〇
ステアリン	同 同 二、二〇
オレイン	同 同 二、二〇
礦油	同 同 二、二〇
一、原油	同 同 二、二〇
二、蒸溜法に依り攝氏百二十度より二百七十五度に於て蒸溜する液原液の容量に對する百分率	同 同 二、二〇
甲、二十を越はざる物	同 同 二、二〇
乙、廿五を越はざる物	同 同 二、二〇
丙、三十を越はざる物	同 同 二、二〇
丁、卅五を越はざる物	同 同 二、二〇
戊、四十を越はざる物	同 同 二、二〇
己、其他	同 同 二、二〇
但し百分率四十五以上一を増す毎に十ガロンに付き一銭を加ふ	同 同 二、二〇
二、其他(動植物性の油及脂、石鹼等	同 同 二、二〇

三五

三五

品 名	稅 率
一、精製のもの	從價 二 割
二、其他	從價 〇、四五 割
硝酸加里(硝石)	同 二、三五 割
硫酸加里	從價 二 割
一、精製のもの	無 稅
二、其他	從價 二、四五 割
明礬	同 三、二〇 割
グリセリン	同 三、二〇 割
クロロフォルム	同 二、二〇 割
エーテルホルム	同 二、二〇 割
乳糖	同 七、六〇 割
サツカリン其他類似の甜味物	同 六、〇〇 割
ナフタリン	同 一、五〇 割
殺虫粉	同 一、五〇 割
蠟取紙	從價 三 割
酒精類	同 三 割
一、阿片丁液	每百斤 二九、〇〇
二、其他	每百斤 〇、七三
齒粉、齒洗液、化粧粉、其他別號に掲げざる調製香粉類	從價 五 割
アラスター	從價 三 割
ガリセ、脱脂綿、カッタガット、其他類似の外科用材料	同 三 割
藥材、化學藥及製藥の調合品(別號に掲げざるもの)	同 三 割
爆發藥	同 三 割
一、火藥	每百斤 八、〇五
二、ダイナマイト	同 六、一〇
三、デトネートル	同 二五、五〇
四、フューズ	同 三七、四〇
五、其他	從價 三 割

品 名	稅 率
含有する機油をふくむ 攝氏十五度に於ける比重 甲、〇、七三〇を越ゆるもの 乙、〇、八七五を越ゆるもの 丙、其他	每十ガロン 〇、五〇 同 〇、九六 同 一、二三 同 二、九五
ワセリン	同 二、九五
パラフィンワックス	同 二、九五
一、融解點攝氏四十二度を越ゆるもの	無 稅
二、其他	每百斤 三、四五 稅
石鹼	每百斤内裝共 二八、六〇 每百斤 五、七〇
一、薰香を付したる物	同 七、八〇
二、其他	同 九、〇〇
薰香を付したる油脂蠟及其の製品	同 九、〇〇
香水	同 九、〇〇
別號に掲げたる油脂蠟	同 三 割
油脂蠟製品(別號に掲げざるもの)	同 三 割
藥材、化學藥、製藥、其の調合品 及爆發藥	同 三 割
「ホップ」	無 稅
甘草	同 二、〇〇
サフラン	同 四、二〇
吐根	同 八、二〇
麥角	同 一、四〇
麝香	同 一〇、〇〇
人追麝香	同 八、一五
丁香	同 六、一〇
阿仙藥其他のタンニン	同 六、一〇
越橘斯	同 六、一〇
バルサム	同 二五、〇〇

品 名	稅 率
生インゲンヤラツパー、生ガタバリーヤ及 其の代用物 アラビヤゴム、セルラック松脂其他別 號に掲げざるゴム及樹脂(醫藥用のもの を除く)	無 稅
阿膠	同 二、七〇
ウヤラチン	同 一、〇〇
魚膠	同 四、〇〇
アキストリン	同 一、一五
亞鉛粉	同 一、一五
硼酸	同 三、二〇
サク酸	同 三、二〇
炭酸	同 二、〇〇
酒石酸	同 二、〇〇
サリチル酸	同 一、九〇
石炭酸	同 一、九〇
ヒクリン酸	同 一、六〇
均酸	同 一、六〇
焦性没食子酸	同 一、八〇
タンニン酸	同 二、四〇
苛性曹達及苛性加里	同 二、四〇
一、精製のもの	同 七、二五
二、其他	同 〇、七五
ヨードソーダ	同 一、五五
炭酸ソーダ	同 〇、七五
一、ソーダ灰	同 〇、三五
二、其他	同 〇、三五
重炭酸曹達	同 〇、八〇
過酸化曹達	同 〇、九五
硝酸ソーダ	同 四、六〇
一、精製のもの	同 二、三〇
二、其他	同 二、三〇
炭酸ソーダ	同 二、三〇

品 名	稅 率
楡寸	從價 四 割
グアニシユ	同 四、五〇
木タール及石炭タール	同 〇、五〇
瀝青及土瀝青	同 〇、五〇
靴墨	同 九、九五
鉛筆	同 九、九五
一、箱に入れざるもの	從價 三 割
二、其他(金屬製の箱に入れたるを 除く)	同 三 割
甲、木箱又は紙箱入り	同 〇、七五
イ、金屬を有する物	同 三 割
ロ、其他	同 三 割
乙、其他	同 三 割
インキ	同 三 割
一、寫真用又は筆記用	每百斤容器共 八、三五
二、印刷用のもの	同 三、四五
甲、溶液状又は泥状	從價 二、五分
イ、黒色	同 二、五分
ロ、其他	同 二、五分
乙、固形のもの	從價 三 割
三、其他	同 三 割
封蝋	無 稅
絲綉、繩索及同材料	同 三、四五
實絹及絹織(カード又はコムしたるもの をふくむ)	同 三、四五
絹織	同 三、四五
一、單織のもの及雙織のもの	同 三、四五
甲、生もの(瓦斯織のものをふくむ)	同 三、四五
イ、英式番手廿四番を越ゆるもの	同 五、八〇
ロ、英式番手廿二番を越ゆるもの	同 六、四〇

(38)

日米年鑑

品名	稅率
ハ、英式番手六十番を越ゆるもの ニ、英式番手八十番を越ゆるもの ホ、其他	每百斤 九、五〇 同 一、一〇〇 同 一、一〇〇
乙、單に漂白したるもの 丙、其他	生もの稅率に三圓増 生もの稅率に三圓増
二、其他 甲、生もの (瓦斯焼したるものを ふくむ) 乙、其他	每百斤 二八、〇〇 同 三〇、〇〇
綿絲及長十メートルの重量三グラムを越 ゆる綿絲	同 二八、〇〇 同 三〇、〇〇
一、總造のもの 甲、生もの 乙、其他	同 二八、〇〇 同 三〇、〇〇
二、其他 甲、木製の絲巻に巻きたるもの 乙、其他	每百斤糸巻共三五、九〇 從價 三 割
亞麻、亞麻ラミー、大麻、黃麻、其他別 號に掲げざる植物纖維	無 稅
亞麻纖維	同 同
一、單燃のもの 甲、生もの 乙、其他	每百斤 一〇、七五 同 一、一〇〇
二、其他 甲、生もの 乙、其他	同 四〇、九〇 同 四四、九〇
亞麻絲及英式番手七番を越ゆる單燃絲 の燃り合せたるものにして長十メ ートルの重量十二グラムを越ゆる麻絲	同 同
一、生もの 二、其他	同 四〇、九〇 同 四四、九〇

三八

法律及其手續 (39)

品名	稅率
人造絹 別號に掲げざる織糸	每百斤 八七、九〇
一、絹入、人造絹入又は金屬入のもの 二、其他	從價 三 割 同 一割五分
別號に掲げざる糸 テラス	同 同
毛粉、絹粉及人造絹粉	從價 八六、八〇 同 二 割
別號に掲げざる線、繩索、組紐及組繩	每百斤 一八、二〇
一、純製のもの 二、亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻、マ ニラ、ヘムプの一又は二以上にて製し たるもの 三、其他	同 同 從價 六、〇〇 同 二 割
故の線、繩索、組紐及組繩 (トリミング に屬するものを除く)	同 同
布帛及布帛製品	每百斤 〇、六〇

一、本類中布帛なる名稱はフェルト及織物を包含するものとす  
二、本類中絹なる名稱は人造絹を包含するものとす  
三、本類の布帛が二種以上の纖維を以て組成せらるる場合に於て全  
重量の百分の五を越ゆる纖維は絹及人造絹を除くの外分類上  
之を加へざるものと看做す  
四、織物の糸数は其の糸数の最も多き部分に於ける單糸に依りて之  
を計算す  
五、紋織布は經緯各二十を越ゆる糸を以て一意匠を組織したる  
ものを謂ふ  
前項の糸数を計算する場合に於て二以上の單燃糸より成る燃糸  
又は引揃へたる糸は之を一として計算す  
織物  
一、天竺絨、ブラツシユ其他のハイ  
ル織物 (マイルを切りたるを否を  
別すとす)

日本關稅率

三九

甲、生地のもの 乙、其他	每百斤 三三、〇〇 同 四〇、〇〇
二、シユニル糸を以て織りたる布帛 三、フランネル其他の起毛布	從價 一六、〇〇 同 二 割
四、縮 五、柄織布	同 同
六、レースを織込みたる布帛 七、平織布 (別項に掲げざるもの) 甲、生地のもの	同 同 同 同
甲の一、百平方メートルに付五十キ ログラムを越ゆるものにして 五ミリメートル平方内に於ける 經緯の糸数 イ、十九を越ゆるもの ロ、二十七を越ゆるもの ハ、三十五を越ゆるもの ニ、四十三を越ゆるもの ホ、其他	同 同 同 同 同 同 同 同
甲の二、百平方メートルに付二十 キログラムを越ゆるものにして 五ミリメートル平方内に於ける 經緯の糸数 イ、十九を越ゆるもの ロ、二十七を越ゆるもの ハ、三十五を越ゆるもの	同 同 同 同 同 同

苧麻纖維及ラミー纖維 一、生もの 二、其他	同 同 同 同
苧麻纖維ラミー絲及英式番手七番を越ゆる 單燃絲を燃り合せたるものにして長十 メートルの重量十二グラムを越ゆる苧 麻絲及ラミー絲	從價 三 割
大麻纖維 黃麻纖維	同 同
大麻絲黃麻糸英式番手七番を越ゆる單 燃糸を燃り合せたるものにして長十メ ートルの重量十二グラムを越ゆる大麻 絲及黃麻絲	同 同
羊毛山羊、及駱駝毛 (メード又はコーム したるものをふくむ) 毛織糸	每百斤 二七、一〇 無 稅
一、染めざるもの又は捺染せざるもの 甲、梳毛糸と紡毛糸を燃り合せた るもの 乙、番手の異りたる糸を燃り合せた るもの及輪糸 丙、其他	從價 一割五分 同 同
二、其他 甲、梳毛糸と紡毛糸を燃り合せたるもの イ、メード式番手三十二番を 越ゆるもの ロ、其他 丙の二、紡毛のもの	同 同 同 同 同 同
毛織糸 一、染めざるもの又は捺染せざるもの 二、其他	每百斤 九、九〇 染めざるもの又は捺染 せざるもの稅率に三 圓を加ふ









鐵 年 米 日 (46)

品名	稅率
一、塊、錠、板及帶	無
二、管及線	從價 三
三、箔	無
四、層及故(改造用のみに適するもの)	從價 二
鐵	
一、塊及錠	無
甲、鐵鐵	從價 三
乙、スピリゲルアイセン	同 二
丙、レエロマンガニス	同 二
丁、フェロシリコン及シリコスビー	同 二
ケルアイセン	同 二
戊、フェロクロム、フェロニツケ	同 二
ル、フェロアルミニウムその他の	同 二
不可鍛性鐵合金	同 二
己、その他	同 二
イ、インゴット、ブルーム、ピルツ	同 二
ト及ストラツプ	同 二
ロ、ケンカスチール及マンブース	同 二
チール	同 二
ハ、その他	同 二
ニツケル	同 二
一、塊及粒	從價 〇、五〇
二、線、竿及板	同 〇、五〇
三、線及管	同 〇、五〇
四、層及故(改造用のみに適するもの)	同 〇、五〇
眞鍮及青銅	
一、塊及錠	從價 七、五〇
二、條及竿	同 七、五〇
三、板	同 七、五〇
四、箔	同 七、五〇
五、筒及管	同 七、五〇

品名	稅率
甲、金屬を鍍せざるもの	同 二、二五
乙、卑金屬をしたるもの	同 二、二五
六、箔	同 二、二五
七、層及故(改造のみに適するもの)	同 二、二五
金屬製品	
一、鐵釘	同 二、二五
二、鋼釘	同 二、二五
三、鐵螺絲釘	同 二、二五
四、眞鍮螺絲釘及青銅螺絲釘	同 二、二五
五、鐵螺絲釘及ワツシヤ	同 二、二五
六、鐵リベット	同 二、二五
七、ドツクスパイプ(鐵製のもの)	同 二、二五
八、アーツプロテクター(鐵製のもの)	同 二、二五
九、その他	同 二、二五
機械用チエーン、ベルチンク	同 二、二五
價中時計用鏈、眼鏡用鏈その他身邊粧飾	同 二、二五
一、金製又は白金製のもの	同 二、二五
二、鍍金したるもの	同 二、二五
三、その他	同 二、二五
買物(別號に掲げざるもの)	同 二、二五
一、貴金屬を用ゐたるもの又は貴金屬	同 二、二五
を鍍したるもの	同 二、二五
二、その他	同 二、二五
甲、ボツケツトナイフ	同 二、二五
イ、柄に象牙、眞珠貝若は磁甲を	同 二、二五
用ゐたるもの又は珪瑯を施した	同 二、二五
るもの	同 二、二五

法 律 及 其 手 續 (47)

品名	稅率
ロ、その他	每百箇 六、八五
乙、テーパーナイフ	同 四、七、四〇
イ、柄に象牙、眞珠貝若は磁甲を	同 四、六五
用ゐたるもの又は珪瑯を施した	同 四、六五
るもの	同 四、六五
丙、剃刀	同 四、七、四〇
イ、有柄のもの	同 四、七、四〇
ロ、その他	同 四、七、四〇
丁、刀鋸	同 四、七、四〇
戊、その他	同 四、七、四〇
テーパーフォーク及スプーン	同 四、七、四〇
一、貴金屬を用ゐたるもの又は貴金屬	同 四、七、四〇
を鍍したるもの	同 四、七、四〇
二、その他	同 四、七、四〇
甲、フオーク	同 四、七、四〇
乙、スプーン	同 四、七、四〇
ニルクスクリユー	同 四、七、四〇
縫針、留針類(身邊粧師用の物を除く)	同 四、七、四〇
一、手縫用針	同 四、七、四〇
二、縫衣機用針	同 四、七、四〇
三、メリヤス機用針	同 四、七、四〇
四、その他	同 四、七、四〇
ストーヴ	同 四、七、四〇
一、鑄鐵製のもの	同 四、七、四〇
甲、珪瑯を施したるもの	同 四、七、四〇
乙、その他	同 四、七、四〇
二、その他	同 四、七、四〇
タイプライター及同部分品	同 四、七、四〇
貨幣	同 四、七、四〇
一、金銀貨幣	同 四、七、四〇

品名	稅率
二、その他	無
甲、本邦通貨	從價 一
乙、その他	同 一
貴金屬製品及貴金屬を用ゐる又は貴金屬を	同 一
鍍したる金屬製品(別號に掲げざるもの)	同 一
時計、學術器、銃砲、車輛、船舶	同 一
及機械類	同 一
價中時計	同 一
一、金側又は白金側のもの	同 一
甲、徑四十ミリメートルをこゝざる物	同 一
イ、シリンドー機械のもの	同 一
ロ、その他	同 一
乙、その他	同 一
イ、シリンドー機械のもの	同 一
ロ、その他	同 一
三、その他	同 一
甲、シリンドー機械のもの	同 一
乙、その他	同 一
置時計及掛時計	同 一
ウォッチマンズクロックその他時刻を記	同 一
録する時計	同 一
置時計、掛時計、タワークロック及ウォツ	同 一
チマンズクロックその他時刻を記録する	同 一
時計の部分品	同 一
一、ムーブメント	同 一
甲、ウォッチマンズクロックその他時	同 一

(48)

日 米 年 鑑

品名	稅率
刻を記録する時計用のもの	從價三割
乙、その他	
イ、一箇の重量一キログラムをこゝにざるもの	每百斤 七八、四〇
ロ、一箇の重量十キログラムをこゝにざるもの	同 四五、九〇
ハ、その他	從價四割
ニ、撥線	每百斤 一二、六〇
三、撥線條	從價一、六〇
四、その他	從價四割
雙眼鏡及雙眼鏡	
一、プンプムを用いたるもの	同 每斤 一五、〇〇
二、その他	同 三、〇〇
望遠鏡	
一、一箇の重量一キログラムをこゝにざるもの	每百斤 一〇二、〇〇
二、その他	從價二割
顯微及同部分品	同 二割
寒暖計	
一、體溫計(ケースの有無を別たす)	每百斤 一六、〇〇
二、その他	從價二割
晴雨計	
一、パログラフ	同 每百斤 二二、〇〇
二、アネロイドパロメーター	從價六三、四〇
三、その他	從價二割
電池	
一、蓄電池	同 每百斤 二二、〇〇
二、乾電池	從價一三、八〇
三、その他	從價二割五分
電池部分品(電氣用カーボンを除く)	

品名	稅率
一、エレクトロード	同 二割五分
二、その他	同 二割
醫療器、オリスケックインストルメント及同部分品(別號に掲げざるもの)	同 二割
製圖器、測量器及同部分品(別號に掲げざるもの)	同 二割
理化學器及同部分品(別號に掲げざるもの)	同 二割
幻燈器、活動寫眞器及同部分品	同 二割
寫眞器	同 二割
寫眞器部分品	同 二割
一、レンズ	同 三割
二、その他	同 五割
蓄音器	同 三割
蓄音器部分品及附屬品	同 三割
一、樂譜用の板及圓筒	同 三割
甲、樂譜入のもの	同 三割
乙、その他	同 三割
樂器	同 三割
一、ピアノ	同 三割
二、オルガン	同 三割
三、手風琴	同 三割
四、その他	同 三割
樂器部分品及附屬品	同 三割
一、オルガンリード	同 三割
二、ピアノピン(弦捲用のもの)	同 三割
三、その他	同 三割
電信機、電話機及同部分品(別號に掲げざるもの)	同 三割
銃砲及同部分品	同 三割
一、小銃	同 三割
二、拳銃	同 三割
三、その他	同 三割

四八

(49) 續 手 其 及 律 法

品名	稅率
雜品 肥料(油糞、食用に適せざる乾魚、骨粉、血粉、骨灰、烏糞、過燐酸石灰等) 別號に掲げざる物品	無稅
一、未製品	從價一割
二、その他	同 四割
甲、黄金、黄金屬をメッキしたる 金屬、寶石、半寶石、真珠、珊瑚、象牙又は象牙を削いたるもの	同 五割
乙、その他	同 四割

### 四 米國稅關に於ける旅具検査

(千九百九年八月十三日大藏省の布告に係るもの)

稅關法及規則により諸外國より合衆國に到着せる乗客旅具及使用品の凡ては検査を要す

検査施行以前に旅客は海外にて得たる如何なる物品を携帯したるかを説明することを法律によつて要求せらる

此報告は「旅具の宣誓及輸入願書」(Baggage Declaration and Entry.)と名稱を付せられたる其主意に基き規定せられたる書式に於てなざる可からず

旅客は夫に二種の宣誓あることを注意せざる可からず

第一は内地に住居する人、第二は内地に住居せざる人に適用するもの

此等の書式は航海中に既に船舶の事務員之を乗客に配布

米國稅關に於ける旅具検査

せらるべし

若し乗客が既に用意して宣誓書に記名したる時は其書式の下端にある箋札は取去らるべし而して其書式は當該事務員に渡さるべきものなり

準備に於て書損じたる宣誓書は乗客之を破棄すべからず而して事務長に渡すべし、事務長は更に新らしき書式を渡さるべし

乗客の旅具及使用品が凡て渠頭に陸揚げせられたる後は乗客の手に持てる箋札は稅關監吏の机上に呈示せざるべからず而して監吏は其検査をなすの準備をなす

乗客は其宣誓に對して各自其記名を認知せざるべからず

一、乗客の區別

乗客は二種に別る

第一 合衆國に住居せざる者

第二 合衆國に住居せる者

居住民に非らざる者及嘗て居住せざる者は市民なる意義に影響す

居住民に非ざるものとは他國の正當なる居住者

第二ニケ年又は其以上引續きて海外にありて居住民(合衆國の)に非らずとして遂放されたるもの

居住民とは合衆國に嘗て居住したる凡ての人にしてニケ年を越わす海外にありたるものを云ふ

着衣類

四九

米國税關に於ける旅具検査

合衆國居住民は使用したるものと使用せざるものとを問はず各自の帶ぶるもの又は旅具中にある凡ての着衣類貴金屬裝飾品及他の物品の海外に於て買求又は他の方法を以て受得したるものは夫に對する外國の原價及價格を宣言せざる可からず

彼等が着衣類、貴金屬裝飾品及他の物品の合衆國より持ってきたるものと其價格を増加する爲め海外滞在中改造又は改善したるものは先の説明書中に斯る改良に要したる原價の説明をも付せざる可からず

斯の如く宣言したる物品中若し他人の所有又は商賣上又は賣却の爲めに使用するものは此宣誓書中に之を説明せざる可からず

合衆國の居住民は現在の外國價格に於て壹百弗の價格ある物品を免税品として許さるべし 但し賣却又は商賣用としての物品に非らずと正當に宣誓せられたるものたることを規定す

未丁年者の場合は海外に於て受得したる物品の價格壹百弗の免税は斯る未丁年者の實際の使用としての物品に適用せず

海外に於て受得したる着衣類又は他の物品は「使用したるもの」なりとして免税せざるものなり、但し此適當なる輕減は評定官によりて施行せらるべきものなり 合衆國居住民の海外に於て其價格を増加する爲めに改造

五〇

又は改善をなさざるものと嘗て合衆國より海外に持行きたる被覆物及個人私用品は免税品として持來るを得

合衆國居住民は買求又は然らざるも海外に於て受得したる着衣類又は他の物品の價格より壹百弗の免除を引去る可からず、斯る免除は波止場に於ける官吏之を爲す

合衆國の居住者に非らざるものは着衣類の性質にあるもの、個人用裝飾品、化粧用物品及是に類する物品の正當に乗客の携帶するものにして旅行の目的及現在の愉快及便宜の爲めに彼等が被覆又は使用する爲めに必要且つ專用するものは他人の爲め又は賣却の目的に出でざるものは免税品として持來ることを得

二、葉 卷 賞 類

凡ての葉卷賞及卷賞類は宣言せざる可からず而して一百弗の免税中に含著するものに非らず

乗客各自は五十本の葉卷賞及三百本の卷賞を免税品として海關税及内國收入税なくして持ち來ることを得

三、物 品 の 記 載

一家族中の年長者若し乗客なれば同家族に對する願書を作成することを得

婦人の單獨に旅行するときは是等の宣誓に於ては事實を説明せざる可からず、而して是等の旅具の敏速なる検査を爲すための願書を作ることを得

乗客の齎す靴、旅行行李、箱、包及各種の提袋等乗客に附

隨するものは其旅具の正確なる個數を宣誓書に説明せざる可からず

如何なる時と雖も乗客は出來得べくんば外國にて買入したる時の勘定書を示すべきものとす

四、異 議 及 再 檢 査

乗客若し波止場にある税關吏が有税品に對して定めたる價格に於て不満足なるときは再検査を要求することを得 但し夫に對する出願は其場にある當該官吏に直に爲さる可からず

若し如何なる場合にても其進行をなす能はざるときは物品を包藏せる容器は税關の保管に付せらるべし、而して再検査の出願は原評價検査の後二日以内に書式を以て税關長宛てになすべきものなり

再検査の要求は物品が税關の保管を離れたる後は受理せざるものとす

到着港以外の合衆國の諸港に於て發送せられんとする旅具は波止場に於ける當該税關官吏に出願するとき又は外國に向け合衆國を通過するものは其に對して關税を徵收することなく波止場に於て見當る各鐵道及運送會社等の代理人により發送するを得べし

乗客若し旅具を保稅の儘發送せんと欲する場合には其由を指示し而して旅具検査の施行前に是等宣誓書中に其價格を説明すべきものなり

米國税關に於ける旅具検査

五、旅具に對する關稅の支拂

政府の官吏は關稅支拂に對しては流通貨幣の外如何なる物をも受取ることを法律に於て之を禁ず、然れども所有者が要求する場合に流通貨幣を得せしむる爲めには廿四時間旅具を波止場に留置することを得

六、税關官吏に謝禮を禁ず

税關官吏に向つて禮金又は賄賂を與へんとし又は與ふるは違法なることを忠告す、而して税關官吏にして禮金又は賄賂を受けたるものは其職を免せらるべし

税關官吏に於て不禮のこと又は不法のことあるときは税關長、副税關長又は波止場に於ける副監視官又は國庫書記に報告せらるべし

七、家 財

一家族の持來る家具類の一ヶ年より少ならず使用したるもの而して他人の爲め又は賣却の爲めに非らざるものは免税品として許さるべし

他人の爲め商賣上に用ゐる爲めの物品及家具は斯く宣誓をなさざる可からず

迅速なる引證(引合せ)を容易ならしめ且つ夫により合衆國を去らんとする人が海外に持行きたる貴重なる個人用品及家具の持歸に對し通關を容易ならしむる爲めには出發地港又は旅行を始むる港に於ける税關長に宛て記名することを得

五一

千八百九十七年の議會法は明白に北太平洋中に於て獲たる海豹の皮の全部又は一部分より成れる着衣を合衆國に輸入することを禁ず而して所有者は満足なる證據を立て而して税關長が其着衣が禁制品に非らざることを満足するに非ざれば輸入することを得ず

### 五 輸入税関手續

凡ての輸入手續に必要な書類は正式に作成せられたる送狀と船積證書との二つ也

#### 一 送り狀の作成法

送り狀は凡て英文にて作り荷受先の商會名又は姓名を明記し、貨物の箱の記號、番號、品名、分量、目方、替値段、及其合計値段等を明記し、別欄諸掛中には箱、包、袋其他包藏物の代及箱詰荷造費用、海上保険料、領事證明料、口錢、船積費用入夫賃、其小口の諸掛費用及運賃等を明記すべきものなり、而して若し運賃先拂なれば其由を明記すべきものなり、而して右諸掛中若し出來得るなれば箱其他の包藏物の代及荷造費等は各々其品名を異にするに同時に其包藏物の大きをも異にするが故に、品目及價格を記したる次に一々斯る諸掛を附記するを最も便利なりとす、而して別に箱詰其他の費用を附記する必要な物品に對しては、是等の諸費用は商品原價中に含める旨を明記すべきものなり、即ち右諸掛中箱其他の

包藏物の代價及荷造箱詰費用は有税原價中に算入せらるべき規則なるが故に特に此注意を要する所以也、而して運賃、海上保険、領事證明其他の諸掛は有税原價中に算入せらるべきものに非らざるなり

#### 二 日本送狀の誤認

日本より來る送狀中には往々常識より考ふるも直ちに了解し得る様なる明白なる誤謬あるものあり、爲めに罰金又は其物品を沒取せらるゝ等の不幸に陥る輸入者なしとせず、例へば送狀に對して領事證明を得るに當り、拙者は賣渡し人なりとして宣誓するに不拘、其送狀面には其商品原價に對して其幾分かの口錢 Commission を明記せるが如きは其一例也、是れ沒常識の甚だしきものにして自分が其商品の賣渡し人として顧客に賣却したる上に、更に是に對して口錢を取立つる筈なければなり、故に斯る場合の送狀は此口錢は有價格中に算入すべきもの也、送狀は合計原價米金百弗以上の場合には、必らず出港地駐在の米國領事の證明を附記すべき規定なり、普通此證明料は日本金五圓〇二錢也、若し領事證明なき送狀を以て輸入手續をなす場合には、輸入者は直に其送狀寫と同様なる送狀を作りて出港地駐在の米國領事の證明を得て斯る送狀を再び輸入地税關に提出すべき規定なり、但し米金一百弗未満の場合には別に證明を得るの要なし

三 船積證書とは如何なる者か  
船積證書とは船積貨物に對する其貨物の引換證券にして此證書なくして輸入手續をなすは最も困難なり、而して船積證書の作成法に二種あり、一は直接荷受主に宛て發行するもの他は荷爲替取組等に便宜なる爲め指圖人渡し Unto Order へ明記せるものにして直接荷受主宛のものは、本人の裏書なくんば他の代理人を以て税関手續をなす事を得ざれ共、指圖人渡しのものには此船積證書の所持人は常に輸入手續をなす事を得べし、但し此場合には船積人の裏書あるものに非らざれば、税關に於ては正當に作成せられたる船積證書として認定せざるべし

#### 四 不正價格

送狀の原價は商品原價即ち支拂ひたる又は支拂ふべき正當なる價格と同様なるものならざるべからず、若し不正なる價格を附記して脱税等を企つる者なりと認定せらるゝ場合には、普通の關稅以外に更に追加税及び罰金を賦課せらるべし、又甚だしきに至りては其の賤價貨物を沒取し且つ刑事の罪に問はるべし、若し正當價格を以て輸入手續をなしたるにも不拘賤價品として認定せられ、追加罰金を賦課せられたる場合には一定の期限内に上告の手續をなして、出港地の輸出人より右送狀面の原價の正當なる事を商業會議所及び他の二三同業者の證明したる

宣誓書を更に米國領事の許にて證明せられたるもの其他上告に對して有効なりと思はる證據書類を取寄せ、裁判の時に必要なりと思はる凡ての材料に供すべき手續をなすの必要あり、但し此手續をなす場合には右追加罰金等は免も角も一時税關に納め置かざるべし

#### 五 輸入手續の概要

先づ船積證書と送狀とを得たる場合には、運賃未拂なれば汽船會社に行きて運賃及波止場費を支拂ひ、其受取即ち荷物發送許可証を得て税關プロウカーに托して輸入願書を作成し、關稅を支拂ひたる後免狀を得先の發送許可證及免狀を波止場に持行き、免狀は税關官吏に渡し、發送許可證は是を船會社の貨物係に渡し荷物の發送を乞ふべし、但し此免狀中に波止場にて直接輸入者の手に全然引渡さるゝものと、假りに渡さるゝものと、又一部又は全部税關検査場を廻送するものとの區別あるが故に、假令波止場にて受取りたるものなりとも輸入者自身が自由に他人に賣渡し、又は輸送し得る物なるや否やは特に注意を要すべき事なり、常に輸入貨物は税關に於て輸入願書の精算を終了する迄は輸入者の手に受取りたるものと雖も自由に開封又は賣捌く事を得ざるものなり

### 第七 郵便及電信規定

#### 一 米國郵便條例の梗概

郵便物を分ちて内國郵便物及び外國郵便物の二種とす、内國郵便物とは合衆國及其領土、加奈太、墨西哥、玖瑪、巴奈馬等の外清國上海に在る米國郵便物取扱人の手を経て集配せらるるものをいひ、其他のものを外國郵便物といふ。

#### 第一 内國郵便物の種類

- 一、第一種郵便物 手書または印刷したる郵便物にして公私の閱覽を許さざるものをいひ郵税は一オンスに付き二仙の割合とし重量は四斤を限りとす
- 二、第二種郵便物 新聞、雜誌その他定期刊行物にして合衆國郵務省より第二種郵便物たる特權を與へられたるものをいふ
- 三、第三種郵便物 私人の通信にあらず又第二種郵便物たる特權を有せざる印刷物をいふ、郵税は二オンスに付き一仙とす
- 四、第四種郵便物 以上三種の何れにも屬せざるものをいふ、郵税は商品見本、貨幣等は二オンス一仙、植物

種物等は二オンスに付き一仙とす、但し重量は通じて一箇四斤を限る

#### 第二 別種郵便物

- 一、別配達郵便物は發信局所在地より一哩以内の地に發送するを得
- 二、書留郵便物の税金は一箇十仙とす
- 三、書留郵便物が紛失したるときは一箇に付五十弗以内の損害を賠償す
- 三、郵便爲替は一口金百弗を限る
- 郵便爲替書は二回以上裏書をなすことを得
- 郵便爲替手数料左の如し
 

二弗五十仙以下	三仙	二弗五十仙以上五弗以下	五仙
二弗五十仙以上一十弗以下	八仙	一十弗以上二十弗以下	十仙
一十弗以上二十弗以下	十二仙	二十弗以上三十弗以下	十五仙
二十弗以上三十弗以下	十八仙	三十弗以上四十弗以下	二十仙
三十弗以上四十弗以下	廿五仙	四十弗以上五十弗以下	三十仙
四十弗以上五十弗以下	卅五仙	五十弗以上六十弗以下	四十仙
五十弗以上六十弗以下	四十五仙	六十弗以上七十弗以下	五十仙
六十弗以上七十弗以下	五十五仙	七十弗以上八十弗以下	六十仙
七十弗以上八十弗以下	六十五仙	八十弗以上九十弗以下	七十仙
八十弗以上九十弗以下	七十五仙	九十弗以上一十百弗以下	八十仙
九十弗以上一十百弗以下	八十五仙		
- 外國郵便爲替手数料左の如し
 

十弗以下	廿五仙	十弗以上二十弗以下	卅五仙
二十弗以上三十弗以下	四十仙	卅弗以上四十弗以下	四十五仙
三十弗以上四十弗以下	五十仙	四十弗以上五十弗以下	五十仙
四十弗以上五十弗以下	六十仙	五十弗以上六十弗以下	六十仙
五十弗以上六十弗以下	七十仙	六十弗以上七十弗以下	七十仙
六十弗以上七十弗以下	八十仙	七十弗以上八十弗以下	八十仙
七十弗以上八十弗以下	九十仙	八十弗以上九十弗以下	九十仙
八十弗以上九十弗以下	一十百仙		

#### 二 米國郵便貯金制度 (預金者の心得)

##### 目的

名の下に於ては貯金取引は一切開始せらるる事なし

##### 事務の取扱

八、郵便貯金事務の取扱は凡て自由にして取引の開始又は預金の引出しに關して料金又は手数料等を一切徴收する事なし

##### 取引の秘密

九、郵便局員又は郵便事務に關係を有する者は預金者の姓名を他に洩らし又は預金者以外の者に取引の状況を知らしむる事を得但し郵政院總裁に依つて命せられたる場合は此の限りに非

##### 取引開始の方法

十、郵便貯金の開始を申込み者は郵便局長又は其の代理人に向つて必要な事項を陳述し且つ署名を爲す事を要す又符號にて署名を爲す場合には全く利害關係無き者の立會を要す

##### 預金

十一、預金は凡て一弗、二弗、五弗、十弗、二十弗、五十弗又は百弗の價格を記入したる郵便貯金證書に依る而して該證書には預金者の姓名番號發行年月日預け入れ局名及び利子計算開始の月日を記入する者とす郵便局長又は其の代理人は各發行證書の控へを作り預金者の自署を請求し局長之を保管すべし

十二、一弗以下の貯金は之を取扱はせ又一弗に満たざる

一、郵便貯金制度は北米合衆國政府の利子支拂保障の下に貯金預け入れをして容易ならしめんとする目的を以て設立せる者なり

#### 安 全

二、北米合衆國政府は郵便貯金條例規定の利率に従ひ郵便貯金取扱局に預け入れられたる預金の支拂に對し嚴に保障の責に任

#### 預 金 者

三、十歳以上の者は男女何れを問はず各自の名に於て取引を開き預金を爲す事を得べし又既婚の婦人は其の夫より何等の干渉又は制令を蒙る事なく自己の名に於て預金を爲す事を得べし預金者は何人と雖も一時に一口以上の取引を開く事を得

四、何人と雖も管轄區域以外の郵便局に於ては取引を開始する事を得

五、凡て貯金は預金せんとする者若しくは其の正當なる代表者に依つて開始されざる可からず取引開始の後に於ては預金者は郵便に依つて貯金の預け入れを爲す事を得

六、預金は凡て個人よりの者のみ取扱はる可し、會社團體協會商店組合若しくは二人以上連合したる者に對しては取引を爲さ

七、他人の爲めに又は他の人の分として一人の預金者の

- 端錢ありたる場合亦之を取扱はせ
- 十三、何人とも雖も毎月百弗以上の預金を爲す事を得せ又利子を除き一時に五百弗以上の残高を有する事を得せ
- 十四、郵便貯金證書は他に交附し又は買入する事を得せ而て證書を發行されたる人に向つてのみ支拂はるべし
- 十五、貯金開始と同時に預金者は貯金證書を納め置く可き封筒を渡さるべし、該封筒には預金者心得及び貯金の預入れ又は引出しを記入すべき表を印刷しあり
- 十六、若し貯金證書を紛失若しくは毀損したる場合には預金者は直ちに此旨郵便局長迄申出づ可し事實相違なき場合には預金者が必要なる手續完了の上再び新證書を交付さるべし
- 十七、郵便局長は貯金證書の保管の申込みに應ずる事を得せ
- 十八、一弗に満たざる金額の貯金を爲さんとする者は十仙の郵便貯金カードを購入すべし之れには十仙の郵便貯金切手印刷しあり而して各貯金カードには時々購入する貯金切手貼付欄を設けたれば右カードに九枚の十仙切手を悉く貼付したる時には一弗として郵便貯金取引を開始し得べく又は一弗として既に開始したる貯金勘定の内に加へらるべし
- 十九、貯金カード及貯金切手は郵便貯金證書にのみ引換へらるべく郵便代と爲す能はせ即ち之を以て郵便切手

- に引き換ゆる事能はざると同時に郵便切手は郵便貯金カード又は貯金切手と引換へに受取らるゝ事なし
- 利 子
- 二十、貯金利子は一ヶ年二分とし各發行貯金證書に對し一年毎に支拂はるべし一年未滿の者には利子を附せず
- 廿一、貯金利子は預け入れの翌月一日より支拂はるべし
- 廿二、貯金利子は貯金拂戻しの時まで計算して支拂はるべし
- 廿三、貯金の利子丈けを引き出し更に之を新らしき貯金に振替へたる場合には規定の利子を支拂ふも据る置きに儘にては複利を拂ふ事なし
- 貯 金 引 出 し
- 廿四、貯金は何時にても金額又は其の一部分を利子と共に引き出す事を得但し希望する金額に相當する貯金證書に適當なる裏書を爲す事を要す
- 廿五、貯金者が貯金の全部を利子と共に引き出す事を欲する場合には郵便局長又は其の代理人の面前に於て證書の裏面に裏書をなし之を提供するを要す郵便局長又は其の代理人が確かと認めたる時之が拂渡を爲すべし
- 廿六、貯金者が其の貯金の一部を引き出す時は郵便局長は貯金者の差出したる證書を抹消し更に殘額に對する證書を交附すべし此場合新證書には引續き預けられ居る貯金殘額に對し利子を損せざる様日付を附

- せらるべし
- 廿七、貯金者が全部の貯金を引出す場合と異て證書に裏書き又之を提供する事なく單に利子のみを引出さんとする場合は拂戻し利子額に對し領收證二通を差出す事を要す郵便局長は證書裏面に利子支拂の旨記入し之を貯金者に返附す
- 自身出頭し能はざる場合の貯金
- 廿八、貯金を開始したる者疾病其他善良なる理由に依り止むを得ざる者と認められたる場合貯金を爲すが爲め自身出頭し能はざる時は其の代表者又は郵便に依り之を預け入るゝ事を得而して郵便局長は右金額を受取ると同時に貯金に對して發行さるべき證書の寫しを貯金者に送附すべし、貯金者が右證書寫しを受取り之に署名して貯金受取局に返附せば郵便局長は該貯金額を記入せる貯金證書原本を更に貯金者に送附すべし貯金の開始は郵便にて之を爲す事を得ず若し貯金の開始を望む者が自身出頭する事を得ざる場合には其の代表者をして金額を取扱局に差出さしむ可し而して右代表者に交附せらる可き申込書に貯金者本人相當記入を爲したる節は貯金證書寫し又は原本を交附さるべし
- 同上の場合の引き出し
- 廿九、同上の理由にて自身出頭貯金の拂戻しを請求する能はざる時には貯金者代理人の要求に依り拂戻し請求

- 書を交附さる可し右拂戻し請求書に貯金者本人相當の記入及び署名を爲し利害關係なき証據人の署名を得拂戻しを欲する貯金證書に裏書したる者を添へ郵便局長に返還する時は該貯金は其の代理人に拂渡さる可し
- 三十、貯金者が自身出頭する能はざる場合貯金證書額面に對する利子のみを拂戻しを得んとする時には右拂戻し請求書には拂戻さる可き利子に對する請取書を添ふべし貯金者之に署名し返送し來れる時郵便局長は代理者に右の拂戻しを爲すべし
- 貯 金 者 死 亡 の 場 合
- 卅一、貯金者死亡の場合には其の貯金額は相當の要件完了の後死亡者の遺言執行者又は遺産管掌者に拂戻さる可し死亡者の親族が如上法律上の手續を希望せざる時は郵便局長は相當の手續を爲し適當と認めたる場合之を受取る可き相當の人に遺産管掌者の指定を待たず之が拂戻しを爲す事を得
- 既 婚 婦 人 の 貯 金
- 卅二、貯金を爲せる婦人後に至り結婚せる場合には爾後新らしき名の下に拂戻しを受け得らる可き様其の貯金證書に裏書さる可く當該取扱局に貯金證書を差出すべし郵便局長は右の手續を怠りたる者よりは貯金の預け入れを受けざる可く又貯金の一部又は利子のみの拂戻しを爲さるべし



郵便貯金公債

卅三、貯金者は其の希望に依り其の貯金を二十弗四十弗六十弗八十弗百弗の合衆國公債証書に引換ゆる事を得...

卅四、一月一日又は七月一日に貯金を公債に書換へんとする者は...

卅五、五百弗以上に超過するを得ずといふ郵便貯金の制限は郵便貯金公債には及ばず貯金者は其額に對して何等の制限なく貯金を公債に書換へ得べし...

卅六、郵便貯金公債は合衆國の租税及び關稅を課せらるる課することなく名宛局より名宛人に配達せらるべし、然れども適法に課せらるべき關稅は名宛局の關稅法規に從ひ配達の際徴收せらるべし...

- △重量 四ポンド六オンス(我五百二十五分)に相當すを限りとす
△長さ 三呎五吋(我二尺八吋)に相當すを最長とす
△丈幅 面積及周圍の長さを計りしそれ丈幅延長したるものを最大限とす
△包束 税關官吏が検査に臨みて何時差支へなき様にすべし
△運賃 一ポンドに米貨十二仙
△課税 輸入税を課せらるるも輸出税を課せらるる事なし
△取扱所 到る所の郵便局にて之を取扱ふ
△禁制品 左に記載せる何れを問はずの一項に觸るるものは之を禁制品として小包郵便局は取扱をなさざ

Table with columns for location (地名), distance (距離), and telegraph rates (電信料) for various routes like 櫻面, フレンス, スタクトン, etc.

四 桑港各地間の電信料

左表中特別夜間扱は五十語を二音信とし、其以上十語を増す毎に料金を増徴す、此の取扱は夜間發信を受付くれど翌朝配達するものなり、必ず英語を以て綴らざるべからず

事なし又州市其他の地方税を如何なる形式に於ても賦課せらるる事なし
卅七、郵便貯金公債は郵便貯金証書を書換ゆる事に依つてのみ之を獲得するを得べし貯金を爲し居らざる者に對しては一切發行せらるる事なし然し乍ら公債の如何なる形なるを問はず貯金者の受取証交附に依り何時にても希望者に賣却又は讓渡す事を得

郵便貯金細則

卅八、郵便貯金制度に關して此れ以上詳細なる規則を知らんと欲する者は貯金事務取扱局又は華盛頓府郵政院總裁に照會請求すべし

郵政院總裁

千九百十一年四月 フランク・エツチ・ヒツチコツク

三 日米間小包郵便取扱規則摘要

〔明治三十七年八月より實施〕

一、小包郵便の差出人は特に備ふる式紙を以て稅關告知書を作成し之に名宛、地名、小包郵便の形狀、封入品及價額の正確なる表示、差出日附差出人の署名及宿所を記載すべし、この宿所は名宛地に到るまで小包郵便物に添附するを要す

二、書留小包郵便物の名宛人は名宛局より該郵便物到着の通知を受くべし、小包郵便物は別に何等の郵便料を

△他の郵便物を破壊し若くは取扱者に對して危險を及ぼす恐あるもの△生死を問はず諸動物(但し能く乾燥したる昆蟲、爬蟲は此限りにあらず)

大略右の如しと雖もその郵便物にして規定以外と思慮する時は郵便局に到りて能くその事實を説明してその物品を示し曖昧なる行爲あるべからず、又受取人無くして返送する場合には普通郵便物と異り其遞送料は二重に徴收せらるべきものとす





**七、不法監禁罪**  
 ▲擅に他人を監禁したる者は一年以下の禁錮又は五百弗以下の罰金に處す、但し暴行脅迫を用ゐる他人を禁錮したる場合は一年以上十年以下の禁錮 [第百卅七條]

**八、誹 譏 罪**

▲文書、圖書、印刷用其他記號を以て死者の名譽を毀損し又は生者の醜行を摘發したる者は一年以下の禁錮又は五千弗以下の罰金(第二百四十八條及第二百四十九條)

▲誹譏の目的となれる事柄が事實にして、之を摘發するに付き惡意に出でたるものにあらずとの證明あるときは(例者)風俗矯正罪を成立せしむ [第二百五十一條]

**九、強 姦**

▲暴行又は脅迫を以て婦女を姦したる者は五年以下の禁錮に處す [第二百六十四條]  
 ▲何づれの場合に、陰莖を突入したるときは輕微の突入と雖、既に其目的を遂げたるものと看做す [第二百六十三條]

▲左の場合には五年以上の禁錮に處す  
 一、十六歳以下の女子を姦したる者  
 二、心神に異常あるために承諾を與ふる能力なき女子を姦したる者  
 三、昏睡中に女子を姦したる者  
 四、麻酔薬を用ゐて女子を姦したる者 [第二百五十二條及第二百五十三條]

**一〇、墮 胎 罪**

▲生命を救ふの必要に出でずして藥物其他人工を用ゐて胎兒を流産せしめたる者及其流産に助力したる者は一年

以上五年以下の禁錮に處す [第二百五十四條及第二百五十五條]

**四 公の秩序善良の風俗に反する罪**

▲本人の意思に反し又は本人を欺きて婦女をして醜業を營ましむる者は五年以下の禁錮に處し千弗以下の罰金を附加す [第二百六十六條]

▲醜業を營ましむる目的を以て日本人又は支那人の女子を此國に輸入したる者は一千弗以上五千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮 [同 條]

▲醜業を營ましむる目的を以て女子を賣買する者は重罪の刑 [同 條]

▲他人と姦通したる者(兩者共)は一年以下の禁錮と一千弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金 [第二百六十九條]

▲子女に食物、醫藥等の供給を怠りたる者は輕罪の刑

▲親又は監護の義務ある者にして六歳未満の子女を遺棄したるときは七年以下の禁錮 [第二百七十一條]

▲十四歳未満の子女の養育を怠りたる者は輕罪[同條甲]

**一、重 婚**

▲配偶者ある者重ねて結婚したるときは十年以下の禁錮及五千弗以下の罰金 [第二百八十三條]

**二、墳墓發掘等の罪**

▲墳墓を發掘し死屍を損壞又は遺棄したる者は重罪の刑に處す、之を甲所より乙所に移轉したる者亦同じ

**二、家 宅 侵 入**

▲竊問他人の家屋又は營造物中に侵入したる者は五年以下の禁錮 [第四百六十一條]

▲夜間右の場所に侵入したる者は一年以上十四年以下の禁錮 [同條]

**三、窃 盜**

▲五十弗以下の金銭又は物品を窃取したる者は六ヶ月以下の禁錮又は五百弗以下の罰金又は禁錮と罰金 [第四百九十條]

▲右の價格以上の金銭又は物品を窃取したる者は一年以上十年以下の禁錮 [第四百八十九條]

**四、委 托 金 毀 滅**

▲他人の金品を私に消費したる者は其金高に從て窃盜と同一の刑に處す [第五百〇三條乃至五百十四條]

**五、詐偽取財及脅喝取財**

▲詐偽又は欺罔に依りて他人より金銭、物品又は勢力を取りたる者は窃盜と同一の刑に處す [第五百三十二條]

▲他人を脅喝し金銭又は物品を受取たる時は五年以下の禁錮[第五百三十三條]

**六、詐 偽 破 産**

▲債權者に對して自己の財産を隱匿したる者は一年以下又は五千弗以上の罰金若しくは禁錮と罰金 [第五百四十四條及第五百五十五條]

**七、健康を害する罪**

▲健康を害する罪は一年以下の禁錮又は一千弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金 [第三百六十八條乃至第四百〇二條]

**七 公安を害する罪**

▲二人黨を組み暴行強迫の方法を用ゐて公衆の平和を妨げたる者は一揆を以て其罪を問ふ  
 右の場合には二年以下の罰金を課し若しくは禁錮と罰金と

▲屍埋葬の義務あるものにして故意に埋葬を怠るときは輕罪の刑に處して代て埋葬をなしたる者に對しては三倍の費用を支拂ふ [第二百廿九條及第二百九十三條]

**三、猥褻姦淫の罪**

▲猥褻姦淫の罪は六ヶ月以下の禁錮[第三百一十一條以下]

**四、賭博及富籤**

▲賭博及富籤は共に六ヶ月以下の禁錮又は百弗以上五百弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金 [第三百十九條以下]

**五 信用を害する罪**

▲私の信書を偽造し者一年以上五年以下の禁錮[第三百七條及第三百七三條]

▲官の文書を偽造したる者は前項と同一の刑に處す[第四百七十二條]

▲電報、電話を偽造したる者は一年以上五年以下の禁錮又は五千弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金 [第四百七十四條]

▲手形を偽造行使し又は情を知て之を通用したる者は一年以上十四年以下の禁錮 [第四百七十六條]

▲貨幣を偽造したる者は前と同一の刑に處す [第四百七十七條]

▲他人の商標を偽造したる者は六ヶ月以下の禁錮と五百弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金 [第三百五十條]

▲偽造をなしたる者は一年以上十四年以下の禁錮 [第三百三十二條]

**六 財産に對する罪**

**一、放 火 罪**

▲夜間他人の住屋に放火したる者は二年の禁錮 [第四百五十五條]

▲前條以外の場合に他人の家屋に放火したる者は一年以上二十五年以下の禁錮 [同 條]

を並科す [第四百〇三條及四條]  
 ▲二人以上不法に集會し又は適法に集會するも不法の行爲をなさんとしたるときは六ヶ月以下の禁錮  
 [第四百〇七條及八條]  
 ▲夜間騒擾して近隣の平和を妨げたる者は六ヶ月以下の禁錮と罰金  
 [第四百十五條]

### 第九加州民法

加州民法は佛法系の民法に屬し、加州刑法に比すれば最も整然たる体裁を爲せり。全篇を分ちて第一、人事。第二、財産。第三、債務。第四、総則の四篇と爲す

#### 一人事篇

##### 第一款 婚姻

一、婚姻年齢は男子十八歳以上、女子十五歳以上とす  
 二、白人と黒奴、蒙古人又はムラト種との婚姻は無効とす [第六十條]

##### 二、離婚

三、左の場合には離婚を許す

- 一、有夫姦
- 二、虐待
- 三、夫に見捨てられたるとき

四、夫が妻を扶養せざるべき  
 五、飲酒に耽りたるべき  
 六、重罪の刑を受けたるとき [第九十二條]

##### 三、夫婦財産制

四、妻が婚姻前に取得したる財産及其財産より生ずる収入、婚姻の後他人より贈與、遺贈、其他勞務より得たる財産は妻の獨立財産として夫の承諾を経ずして自由に之を處分することを得 [第六十二條]

一、夫が前記同一の方法に依て得たる財産は夫の獨立財産とす [第六十三條]

二、妻は其獨立財産を以て夫の債務を辨済する義務を有せず [第六十八條]

三、夫は其獨立財産を以て妻が結婚後に負ひたる債務を辨済する義務を有せず [第七十條]

四、夫は夫婦共同財産を管理する權利を有す、但し妻の承諾無くして之を他人に贈與することを不得 [第七十二條]

##### 第二款 親子

一、嫡出子  
 (註)嫡出子と親子の關係に付て加州民法の規定と大差なし、唯少しく異なる所を述べれば左の如し

五、夫婦別居するときは其子の監護教育に付て何づれも優越の權を有することなし [第九十六條]

六、離婚をなさずして別居する夫婦が互に子の教育及監護に付て權利を争ふときは裁判所は適當と信する夫婦の一方に其權利を認むる事を得 [第九十九條]

七、私生子の監護及教養の權は其生母に屬す [第二百條]  
 三、妻の連子  
 八、夫は妻の連子を扶養する義務なし、但し現に之を扶養するときは親として扶養したるものと看做す [第二百八條]

##### 四、養子

九、養子を取る者は養子となすものより十年以上年長者たることを要す [第二百二十二條]

一〇、夫が養子を取るときは妻の同意を要す [第二百二十三條]

一一、私生子を養子となすときは其生母の同意を要せず [第二百二十四條]

一二、養子は養父の姓を名乗り養父に對して實子と同一の權利義務を有す [第二百二十八條]

(註)日本人は加州白人の養子となるを得るや此點は疑問なれども養子となす時は上等裁判所に上申して其許可を得ること必要なるを以て日本人なれば或は却下するならんと思はる

##### 二、權利の主体

###### 第一款 未成年者

- 一三、年齢二十一歳以下の男子は未成年者とす
- 一四、年齢十八歳以下の女子は未成年者とす [第二十五條]
- 一五、未成年者は法律行爲を他人に委任するを得ず

又十八歳未満の者は不動産に關する契約をなすことを得ず、其直接に所有せざる動産亦同じ [第三二條]

一六、未成年者は法廷に訴して其權利を主張することを得、但し後見人の同意を要する事項は此限にあらざ [第四十二條]

一七、未成年者にして心神を喪失せざる者は其爲したる惡事に付て責に任ぜ、但し行爲の當時其事の惡事なるを知らざるときは此に依て生ずる實損以外の損害に付て責に任ぜず [第四十一條]

##### 第二款 法人

一八、法人を設立するには法人設立規定を作成し左の事項を記入して州書記に之を届出づることを要す

- (イ) 法人の名稱
- (ロ) 法人設立目的
- (ハ) 主たる業務の執行地
- (ニ) 法人存立期間、但し五十年を越ゆるを得ず
- (ホ) 重役の氏名住所、但し其數は三人以上なること
- (ヘ) 資本金額及株數
- (ト) 資本金額及出資者の氏名

一九、本法(加州民法)の規定に従つて出願したる法人は最先の事實として之を認む [第九十七條]

(註)之れは法人設立規定の登記の効力にして以後に出願したる同類の法人は設立の認可を受くることを得ず

二〇、法人設立の手数料左の如し  
 一、資本金二萬五千弗以下 二十五弗  
 二、資本金二萬五千弗以上 六五

一、資本金二十萬弗以下 五十弗  
 二、資本金五十萬弗以下 七十五弗  
 三、資本金百萬弗以下 百 弗  
 四、資本金無きもの 五 弗  
 五、無資本にて營利を目的とするもの 十五弗

二二、重役の過半数は本州に住居を有するものに限る  
 【第三百〇五條】

二三、重役は定款の規定に従ひ總會に於て之を選擧す  
 【第三百〇二條】

二三、重役の解任は總會に於て社員又は株主の投票に依りて之を爲す、但し左の條件を必要とす  
 (イ)投票は株式會社に在りては資本金額の三分の二以上を代表する株主の投票ある事を要し、其他の法人にありては社員三分の二以上の投票あることを要す  
 (ロ)社員又は株主の總會は重役を解任する爲に規定の時日及び場所にて之を召集すべき通知を發したる後に開會したるものたること  
 (ハ)此總會は社長又は重役の過半数若しくは社員又は株主三分の一以上の請求に依り召集したること  
 (ニ)理事解任の總會を召集する請求は書面を以て法人の書記(セクレタリー)に提出すること、若し書記が請求に應じて總會召集の通知を發せざる時は請求者は自ら他の社員又は株主に對して召集狀を發することを得

二四、法人解散の時は重役は株主、社員又は法人の債權者のために委任代理人の地位に立つ  
 【第四百條】

三 土地所有權

ことを得

三〇、妻は夫の承諾なくして自己の獨立財産に關して遺言をなすことを得  
 【第二百七十三條】

三一、書面を以て遺言を爲すには左の條件を必要とす  
 一、遺言本人の署名  
 二、二人以上證人の立會  
 三、遺言書作成に際し立會人に對して遺言者自己の遺言あることを宣誓すること  
 四、立會人の署名

三二、立會人の遺贈を爲すときは別に二人の證人を必要とす  
 【第二百七十七條】

三三、口頭を以てする遺言は左の範圍及條件を以てするにあらざれば無効とす  
 一、遺贈をなさんとする財産が一千弗をこぼざること  
 二、二人以上の證人立會  
 三、遺言者は遺言を爲す當時軍隊又は船中に在りて死の危險切迫したる場合に在ること

三四、遺言を爲さずして死亡したる者の財産は左の順序に於て分配せらる  
 一、死者の配偶者、一人の子又は其子に遺したるときは遺産は平等に分配せらる  
 二、死者が配偶者の外二人以上の子又は其子二人以上を遺したるときは遺産の三分の一は配偶者に屬し殘餘は平等に子孫の間に分配せらる

三五、加州に住居を有する外國人は州民と同一の條件に従つて相続をなすことを得、外國人たるの故を以て相続を除外せらるることなし、但し住所を有せざる者は被相続人の死後五年以内に本州に來り其財産に就て權利を主張することを要す  
 【第四百四條】  
 (註)五ヶ年を経過するも相続人が表れざるときは其財産は公賣に附せらるべし

三六、農業を目的とする土地は十年以上賃貸借を爲すことを得ず  
 【第七百十七條】

三七、市街宅地は五十年以上賃借することを得ず、若し其宅地が未成年者の所有に屬するときは賃借期間は十ヶ年を超過することを得ず  
 【第七百十八條】

三八、家屋を他人に貸與したる者は反對の契約なき限り其借家人の使用に適する状態となし借家人の過失に依

二五、加州の州民たると外國人たるとを問はず本州に在る者は一切の動産又は不動産を取得所有又は處分することを得  
 【第六百七十一條】

(參照)ワシントン州憲法第五十七條合衆國の市民となることを得ざる外國人は本州に於て土地を所有することを得ず、民事法に於ても亦之を禁止せり

二六、加州以外に在る外國人にして相続に依て財産を取得せんとする時は相続を爲したる時より五年以内に本州に來りて其財産に對する權利を主張することを要す  
 【第六百七十二條】

二七、不動産の讓渡書式左の如し  
 I, Taro, grant to jiro all that real property situated in (此處に何郡を記入す) County, State of California, bounded (or described) as follows: (此處に如何なる土地なるかを記入す、若しウイリアムランチといふが如き名稱あれば其に之を記入す) Witness my hand this (何日と記入す) day of month (何月と記入す) 1912  
 【第九十二條】

二八、不動産讓渡證書の登記は其不動産の所在地たる郡の登記所に於て之を爲す  
 【第六百六十九條】

二九、十八歳以上にして心神の確實なる者は遺言をなす

三〇、若し右の場合に子孫を有せざるときは其血縁の親族の間に分配せらる  
 四、子孫存せず配偶者のみなるときは遺産の二分の一は其配偶者の有に歸し、他の二分の一は其両親の間に平等に分配せらる若し此場合に兩者存せざるときは平等に兄弟姉妹に分配せらる  
 【第三百八十六條】

三五、加州に住居を有する外國人は州民と同一の條件に従つて相続をなすことを得、外國人たるの故を以て相続を除外せらるることなし、但し住所を有せざる者は被相続人の死後五年以内に本州に來り其財産に就て權利を主張することを要す  
 【第四百四條】  
 (註)五ヶ年を経過するも相続人が表れざるときは其財産は公賣に附せらるべし

三六、農業を目的とする土地は十年以上賃貸借を爲すことを得ず  
 【第七百十七條】

三七、市街宅地は五十年以上賃借することを得ず、若し其宅地が未成年者の所有に屬するときは賃借期間は十ヶ年を超過することを得ず  
 【第七百十八條】

三八、家屋を他人に貸與したる者は反對の契約なき限り其借家人の使用に適する状態となし借家人の過失に依

らずして生じたる破損を修復する責に任せ

〔第一千九百四十一條〕

(註)借家人の使用に過する状態をなし云々とは若し其家が住居の目的に供用せらるるものなるときは直に居居せらるるやうにするをいふ

借家人が不注意の爲めに家屋を損じたるときは借家人自ら其家屋を修繕する義務あり

三九、家主が破損修繕の義務ある場合に借家人より修繕の請求を受けたる後相當の期間に修繕を爲さざる時は借家人は自ら修繕をなしたる後其費用の償還を請求することを得、但し修繕の費用が一ヶ月の借家レントより少なきときは借家人は其借賃より費用を扣除するを得、右の場合に借家人が引續き同一家屋を使用することを欲せざる時は賃貸借契約如何に拘らず直ちに他所に移轉することを得

〔第一千九百四十二條〕

四〇、住居以外の目的の爲に家屋を借受けたる場合に期限の定めなきときは賃貸期限は一年を以て消滅す

〔第一千九百四十五條〕

四一、賃借期限満了の後引續き家屋を占有する場合に家主が借家人より家賃を受取りたるときは賃借期限は若し其家賃が年に依て支拂ふべきものなるときは一年、若し月に依て支拂ふべきものなるときは一ヶ月延長したるものと看做す

〔第一千九百四十六條〕

四二、家賃を支拂ふべき時期を定めざる時は賃借期限

の終りに支拂ふものとす

〔第一千九百四十七條〕

四三、家主の承諾に依らずして家屋を他人に轉貸したる時は其行爲は無効とす

〔第一千九百四十八條〕

四四、借家人が第三者より其家屋引渡しの請求を受けたるときは直ちに家主に對して其旨を通知することを要す、若し第三者より通知書を受取りたるときは直ちに家主に之を交附することを要す、若し之を怠りたるときは其怠慢に依りて生じたる損害を賠償する責に任せ

第五款 宿屋及料理店に關する規定

四五、宿屋又は下宿屋の營業人は宿泊人より保管の依頼を受けたる手荷物物の損失に對して左の範圍に於て賠償の責に任せ

(イ) トランク

(ロ) 行李又はカバン

(ハ) 其他の手荷物

但し營業人が右の金額以上の損害賠償をなすべきことを約束したる時は此限りにあらず

〔加州民法第一八五九條〕

四六、宿屋營業は客室其他見易き場所に宿泊人の貴重品を金庫に保護すべき旨を揭示すべし、右の揭示ある場合に宿泊人が其怠慢に由りて貴重品の保管を依頼せざりし爲め之を紛失したる時は營業人は其責に任せず

〔同上第一八六〇條〕

四七、如何なる場合に於ても營業人は金三百五十弗以上

五二、二百弗以上の動産を賣買するには左の形式を履まざれば無効とす

一、賣買契約書を取交はすこと

二、買主が其動産の一部を受取ること

三、買主が買受をなすとき其動産の代價の一部を支拂ふこと

五三、不動産の賣買には必ず其證書を作成することを要す、但し裁判所は右の外必要なる手續を履行せしむることを得

〔第一千七百四十一條〕

五四、動産の賣買契約を取結びたる後未だ其動産を買主に引渡さざる間は賣主は其動産の保護の責に任せ

〔第一千七百四十八條〕

五五、買主が支拂期限に其買受けたる物品の代價を支拂はざるときは賣主は其賣買契約を取消すことを得

〔第一千七百四十九條〕

五六、賣品の運送中破損を生じたるときは其買主の差圖に從て之を運送したる場合に限り賣主は其責に任せず、買主の住所、營業所又は其他便宜の場所より遠隔の地に賣品を運送するときは其破損は買主の負擔とし且つ運送の費用は買主之を負担す

〔第一千七百五十五條〕

五七、自己の所有物として動産を賣渡したるときは賣主は第三者が其動産上に何等の權利を有せざることを保証したるものと看做す

〔第一千七百六十五條〕

五八、見本に依て物を賣渡したるときは賣主は其賣品の

四 契約特に賣買

〔刑法第五百三十七條〕

の損害を賠償するの責に任せ

〔同上〕

四八、宿屋又は下宿屋營業人は宿料其他宿泊人の爲に提供したる物に對する代金支拂の擔保として宿泊人の手荷物を差押ふることを得

〔同上第一六六一條〕

四九、宿泊人が手荷物を遺留して他所に立去りたる後六ヶ月を経過して其手荷物を引取らざるときは營業人は之を公賣に付し得たる金銭より公賣の費用を控除して宿泊料其他の費用を徴收するを得此場合に若し殘餘あらば之を郡の金庫に納附すべし

公賣は其宿屋又は下宿屋の所在する地方の新聞紙に毎週一回宛四週間引續き其旨廣告することを要す

五〇、營業人は其事務所、客室、其他見易き場所に宿料其他費用に關する代價表を揭示することを要す、若し營業人が規定の代價以上の金銭を請求したるときは其超過額の三倍を罰金として徴收す

〔第一千八百六十三條〕

五一、宿屋、下宿屋、又は料理店の主人又は營業人を欺くの意思を得て食物其他の便宜を得、若くは虚偽の口實を設けて食物其他の便宜を得たる後逃走したる者は那の監獄に於て六ヶ月以下の禁錮に處し又は五百弗以下の罰金を科し若くは禁錮と罰金とを並科す

全部が見本と同一物なることを保證したるものと看做す  
 (第七百六十六條)  
 五九、買主が其物品の品質を鑑別する能はざる物を賣渡したるときは賣主は買主に對して其物品の精確なることを保證したるものと看做す  
 (第七百七十條)

### 第十 狩獵及漁業規則

- 一、外國人銃獵税は一ヶ年金二十五弗とす
- 二、左の場所に於ては狩獵を禁す
  - 一、園地又は他人の耕地
  - 二、墓地又は埋葬地
  - 三、私有地にして銃獵禁制の立札をなしたる土地
- 三、左の時刻には狩獵を禁す
  - 一、夜間
  - 二、日出及び日没前後一時間以内
- 四、鳥類の禁獵期左の如し
  - 一、鶉、水鷄、鴨、胸黒鳥、鵲、紅鷄、松鷄、山鳥及鴨類は毎年二月十五日より十月十五日まで
  - 二、鳩、二月十五日より七月一日まで
  - 三、鹿は十月十五日より翌年十月一日まで
- 五、左の鳥獸は捕獲又は殺害することを不得
  - 白鳥、雉子、鶴、鴉、牡鹿、羚羊、毛に斑點ある鹿、山羊、巨鹿
- 六、鳥獸一回の捕獲數は左の如し

- 一、鶉、水鷄、鴨、鵲類、松鷄、千鳥、鳩等は各二十五羽限り
- 二、鴨類は五十羽限り
- 三、鹿類は一銃獵期二匹限り
- 七、禁制に係る鳥獸と雖も學術研究の爲に特に願に依りて捕獲を許すことあり
- 八、狩獵規則に違反したるものは六ヶ月以下の禁錮又は五百弗以下の罰金若しくは禁錮と罰金を並科す
- 九、魚介類の捕獲禁止期左の如し
  - 一、海老類(シユリンアは含まず)四月一日より九月十五日まで、但し足爪を除き長さ九吋五分以下のものは季節に拘らず捕獲することを禁す
  - 二、蟹類は九月一日より十月一日まで
  - 三、スタージョン、乾蟹類の罾は六吋以内の蟹は季節に拘らず捕獲又は殺害を禁す
  - 四、フランクパスは一月一日より七月一日まで
  - 五、ストライパスは五月一日より七月三十一日まで、但し重量三斤以下のものは季節に拘らず捕獲を禁す
  - 六、蟹類は毎年十一月一日より翌年四月一日まで一斤以上の蟹は罾を以て捕獲することを不得、また一期間五十匹以上の蟹を捕獲することを不得
  - 七、鱈は海水にては毎年九月十日より淡水に於ては十月十五日より十一月十五日まで

五、徵兵の義務ある者にして猶豫願を怠る場合は徵兵令第三十一條に依り兵役を忌避する者と看做され一ヶ月以上一ヶ年以下の禁錮に處せられ且つ三十圓以下の罰金を附加せらる

六、米國に在りて徵兵猶豫を乞へる者にして滿三十二歳までに歸朝する時は抽籤の法に依らずして徵集せらる但し體格検査合格の上とす

七、米國に在りては徵兵を猶豫せらるる者にして滿三十二歳までに歸朝したる時は歸國の日より十四日以内に戸主より書面を以て本籍地の市町村長に其旨を届出づべし、若し此期間内に此手續を怠りたる時は徵兵令第三十條に依り三圓以上三十圓以下の罰金に處せらる

八、徵兵猶豫中の者にして滿三十二歳に達したる時は國民兵役に編入せられ現役、並に豫、後備の兵役を免除せらる

九、特に注意すべきは猶豫願が毎年四月十五日迄に徵兵官の手許に達せざる時は如何なる事由ありとも(郵便不着の爲なりとも)領事館にて一旦在留證明を得たる事實明かなりとも)直ちに猶豫の特典を失ふ事となりたる故毎年一月に入らば成るべく早く出願するを可しとする事即ち之れ也

### 第十一 徵兵令に關する注意

#### 一 猶豫に關する規定

- 一、米國(其他徵兵令第二十三條第二項に規定する國以外に在る者)に在る日本臣民は滿三十二歳まで徵集猶豫を出願することを不得
- 二、徵集猶豫を乞はんとするものは所在帝國領事館より在留證明書を受取り其證明書を添へ本籍地の村長に向け徵集猶豫願を差出すべし、但し出願者にして家族なるときは戸主より之を差出すものとす
- 三、前記の居住證明書は旅券に手数料として現金五十仙を添へて所在帝國領事館に其下附を出願すべし、若し旅券を紛失したる時は領事の承諾を経たる保證人の連署を以て願出づべし
- 但し桑港總領事館管轄區域内は在米日本人會若しくは之と聯絡せる團體を経て出願すべし、此場合に於ては總領事館に手数料を納むるを要せず
- 四、徵集猶豫願書は毎年必し一回宛滿三十二歳まで同一の手續を以て之を差出すべし、但し願書の差出期日は毎年一月一日より四月十五日までに聯隊區徵兵官の手許に到達することを要す、若し此期日間に後れたるものは猶豫の特典を失ふ

#### 二 在外國兵役者に關する規定



徴兵令に關する注意

- 一、米國に在る豫備役、後備役又は補充役に屬する下士卒は勤務演習又は簡閱點呼の爲めに召集せらるることなし
- 二、前記の下士卒にして外國に在る者召集の通知を受け若くは其他の手續きに依りて召集の事實ありたることを確知したる時は直ちに歸朝し本籍地到着後二十四時間以内に市町村長を経て聯隊區司令官に届出づべし（以下戰時又は非常の場合に於ける召集を云ふ）
- 三、召集に應ずる者は令狀及び軍隊手帳並に印形を携へ召集事務所に出頭すべし、勳章を有する者は同時に之を佩用すべし、但し召集の通知を受けたる者にして令狀の交付を受くる爲めに到着を遅延する虞あるときは令狀を携ふるに及ばず
- 四、召集に應ずる者にして指定の時日に先方に到着すること能はざる時は所在地の帝國領事に就き其通知を受けたる時日及び出發時日の證明を受け到着の上召集事務所に届出づべし、若し正當の理由なくして此規定に違反するときは五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處し五日以上十日以内の拘留に處す
- 五、召集に應ずべき者にして召集令狀又は召集通知を受領したる際負傷又は疾病の爲に召集に應ずる能はざる時は令狀又は通知受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛てたる醫師の診斷書に令狀若くは通知書を添

七二一

- へて之を本籍市町村長に差出すべし、但し寄留又は旅行先より届出づる者は本籍市町村長に宛てて發送すべし正當の理由なくして此規定に違反する者は前條と同の處刑を受く
- 六、令狀又は通知書を受領して未だ出發せざる内に負傷又は疾病に罹りたる者は直ちに前條の手續を爲すべし
- 七、召集令狀を受けたる者犯罪の爲刑期服役中又は行衛不明の爲召集に應ずる能はざる時は令狀を受領したる者より受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛てたる届書に日本官吏の證明書及令狀を添へ之を本籍地の市町村長に差出すべし
- 八、召集に應じて出發の途上に在りて負傷又は疾病に罹り到着遅延する虞あるときは直ちに醫師の診斷證書を添へ召集部隊長に届出で出發することを得るに至りたるときは速かに到着の上召集事務所に届出づべし
- 九、負傷疾病の外止むを得ざる事故に依り到着を遅延する虞あるときは滞在地の官公吏より滞在日數の證明書を受け船長若くは驛長の證明書を添へ到着の上召集事務所に届出づべし
- 十、正當の事由なくして前二條の規定に違反したるときは五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處せられ又は五日以上十日以下の拘留に處せらる
- 十一、兵籍に在る者外國滞在中創傷又は疾病に因り永久

- 服役に堪へずと思惟するときは地方醫師の診斷書を添へ公吏若くは領事の証明を経て聯隊區司令官に届出づべし、此場合には豫、後備、補充其他の兵役を免せらるることあるべし
- 十二、外國滞在中戸籍に異動を生じたるときは十四日以内に市町村長を経て聯隊區司令官に届出づべし
- 十三、在留軍人にして重罪(罰金を除く)の刑に處せられたるときは刑名及び刑期を記し聯隊區司令官に届出づべし
- 十四、在留の下士卒、上等兵にして禁錮の刑に處せられたる者は其兵科の一等卒に降等せらる、看護長、看護手、計手は前兵科の一等卒に降下す
- 十五、前四條の規定に違反したる者は金五十錢以上一圓九十五錢以下の罰金を科す

第十二 在外臣民登録規則

一 新上陸者に關する規定

外國に在留する帝國臣民は其在留地到着後七日以内に左の事項を在外公館、總領事館、領事館、又は大使館に届出づることを要す(第一條)

一、氏名及生年月日(但し氏名に付ては其讀方を明示

在外臣民登録規則

すべし)

- 二、本籍族稱及職業
- 三、在留地(但し本人に對する郵便物の配達せらるべき宛名を明示すべし)
- 四、在留地到着の年月日

二 歸國又は轉住に關する規定

本令の規定に依り届出を爲したるもの所轄在外公館の管轄區域外に轉住し又は歸國する時は其の出發前之を該在外公館に届出づる事を要す、尤も此の場合に於て滿一年以上以内に再び前在留地に歸着する時は先に届出でたる事項に異動無き限り届出を省略する事を得、但し其の歸着の事實は七日以内に之を該在外公館に届出づる事を要す、届出人他の在外公館の管轄内に轉住する時は新上陸者と同様の手續を以て新に其在在外公館に届出を爲す事を要す

三 届出と諸證明との關係

本令規定の届出を怠りたる者に對して在外公館長(即ち總領事、領事、大使、公使等)は在留証明其他一切の証明を拒否する事を得、又た虚偽の届出を爲したる者及之が証人たる者に對しても亦た同様なれば在留民は必ず届出で置くの必要あり

若し届出で置かざれば徴兵猶豫に關する在留証明書も迎妻に要する各種証明書も或は下附せられざるの虞あり

七三

諸願届書式

### 四届出手續

届出の手續は在外公館に依て各々異れども桑港總領事館管轄區域内は、必ず在米日本人會若くは之と聯絡せる團體を経て總領事館に差出すべし、其他の公館に於ては團體若くは信用ある個人の保証を要するものあり、此の届出に關しては別に手数料を徴せざれども在米日本人會及其の聯絡團體は一定の届出用紙を備置くが故に任意若干の寄附金を其團體に出す者多し

## 第十三 諸願届書式

### 一出生届

府縣 郡市 町村 大字 番屋敷  
 戸主(族籍職業)何之誰(何男(職業))  
 父 何 之 誰  
 母 (職業) 何 々 々  
 出生子(何男何女) 何 々 々  
 右何々(出生子名)明治何年何月何日午前何時何分北米  
 何所ニ於テ出生候間此段及御届候也  
 明治 年 月 日  
 北米 年 月 日  
 届出人 父 何 之 誰 同  
 明治 年 月 日生

### 在外公館長宛

(大使、公使、總領事、領事若くは其代理者の官姓名を記すべし、以下同様)

### ▲注意

- 一、届書ハ正副二通ヲ要ス、但シ用紙半紙ニツ折
  - 二、年月日時及ビ年齢ヲ記スルニハ必ズ壹、貳、參、拾ノ數字ヲ用ヒ
  - 三、印形ヲ所持セザルモノハ捺印シ其捺印ノ下ニ「實印無之捺印ス」ト記スベシ
  - 四、文字ヲ削除シ又ハ訂正シタルトキハ上欄ニ小サク「何字削除」「何字訂正」若クハ「何字挿入」ト記シ其所ニ捺印ヲ要ス
  - 五、出生届出法定期限ハ出生ノ日ヨリ十日以内ナルヲ以テ若シ此期間ヲ經過シタルモノハ左記離形ニヨリ延滞始末書ニ通添附ヲ要ス
  - 六、原籍番地或ハ出生年月日等不明ノトキハ「出生年月日不明」ト付箋スベシ
  - 七、出生届ニハ必ズ出生子ノ出生時刻記入ヲ要ス、而シテ何時半ノ場合ニハ何時參拾分トシ中ナル文字ヲ用ユベカラズ
  - 八、死胎兒ノ出生ハ戶籍吏ハ届出ツルヲ要セズ、單ニ死胎兒埋葬ノ許可證ヲ得テ之ヲ保存シ置クベシ
  - 九、延滞始末書離形左ノ通り
- 延滞始末書  
 別紙(出生子何之誰)出生届ハ法定期限内ニ届出ツベキ答ノ處御規則不案内(又ハ其他ノ理由ヲ記スベシ)ノ爲メ今日マテ延引致シ候條何卒御受理相成度此段御願申上候也  
 年 月 日 届出人 何 々 印

### 二死亡届

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 戸主(族籍職業)何之誰(父母何男何女兄弟姉妹等)  
 死亡者 何 之 誰  
 年 月 日 生  
 右何々(死亡者氏名)明治何年何月何日何時何分北米  
 何所ニ於テ死亡候間別紙醫師ノ診斷書(若クハ警察官ノ検屍調書)相添此段及御届候也  
 明治 年 月 日

### 前例

### ▲注意

- 一、死亡届出人ハ戸主、妻、子、兄弟、姉妹、家主、及同居人ナルヲ要ス
- 二、届出人ハ丁年以上ナルヲ要ス
- 三、前記出生届書注意第五、第八、第九ヲ除ク外凡テ之ヲ應用スベシ
- 四、死亡届法定期限ハ死亡後五日以内ナリ

### 三婚姻届

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 戸主(族籍職業)何之誰(何男(職業))  
 當時北米合衆國 州 所在留  
 夫 何 之 誰  
 年 月 日 生

諸願届書式

府縣 郡市 町村 大字 番地

右父(職業) 何 之 誰

右母(職業) 何 々 々

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 戸主(族籍職業)何之誰(何女、姉、妹(職業))  
 當時北米 州 所在留  
 妻 何 之 誰  
 年 月 日 生

右父(職業) 何 之 誰

右母(職業) 何 々 々

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 戸主(族籍職業)何之誰(何男(職業))  
 當時北米 州 所在留  
 届出人 何 之 誰 同

右夫 何 之 誰

右妻 何 之 誰

府縣 郡市 町村 大字 番地(職業)  
 當時北米 州 所在留  
 証人 何 之 誰 同

右父(職業) 何 之 誰

右母(職業) 何 々 々

府縣 郡市 町村 大字 番地(職業)  
 當時北米 州 所在留  
 証人 何 之 誰 同

右夫 何 之 誰

右妻 何 之 誰

府縣 郡市 町村 大字 番地(職業)  
 當時北米 州 所在留  
 証人 何 之 誰 同

右夫 何 之 誰

右妻 何 之 誰

### ▲注意

諸願届書式

- 一、婚姻届ハ三通ヲ要シ若シ夫婦原籍地ナ同シクストキハ二通ニテヨシ、但シ用紙二ツ折
- 二、男子ハ満十七歳、女子ハ満十五歳ニ達セザレバ婚姻ヲ爲スナ得ズ
- 三、家族ガ婚姻ヲ爲スニハ月主ノ同意ヲ要ス
- 四、子ガ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ要ス、但シ男子ガ満三十歳、女子ガ満二十五歳ニ達シタルトキハ此限リニアラズ
- 五、證人ハ成年者ニ限ル
- 六、届出人夫婦及證人ハ必ズ其姓名ヲ自署シ捺印スベシ代筆ヲ許サズ
- 七、届書ガ一通ニ枚以上トナリタルトキハ其繼目ニ届出人及證人ノ割印ヲ要ス
- 八、届出者夫妻ノ父母姓名ハ其實父母ノ名ヲ記シ養父母ノ名ヲ記スベカラズ
- 九、本屆書記載事項ノ中父母何レカ死亡シ居ルトキハ父亡何之誰ト記シ職業ヲ記スベカラズ
- 十、其他出生届注意ヲ参照スベシ

四 離 婚 届

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 月主(族籍職業)何之誰(何男(職業)何女)  
 當時北米 州 所在留  
 夫 何 之 誰  
 年 月 日生  
 府縣 郡市 町村 大字 番地  
 右父(職業)何 之 誰  
 年 月 日生  
 府縣 郡市 町村 大字 番地  
 右母(職業)何 之 誰  
 年 月 日生

五 旅券紛失届(一通)

原籍 府縣 郡市 町村 大字 番地  
 族籍職業月主(又ハ月主某何男、何女)  
 現住所 州 市郡 街村 番地  
 何 之 誰  
 年 月 日生

モノナリ、尙其他出生届注意書モ参照スベシ

一、旅券番號 何々々  
 一、旅行地名 何々々  
 一、下附年月日 何々々  
 一、下附官廳 何々々

右私儀所持ノ旅券何年何月何日何々ノ爲メ紛失候間保証人運署を以て此段及御届候也  
 明治 年 月 日  
 右 何 之 誰  
 右保証人 何 之 誰

六 徵集猶豫願

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 族籍職業月主(月主某何男)  
 何 之 誰  
 年 月 日生  
 右私儀本年徵集ニ應ズベキノ處目下北米.....

諸願届書式

七六

妻

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 月主(族籍職業)何 之 誰  
 妻何々(族籍職業)何 之 誰  
 府縣 郡市 町村 大字 番地  
 右何々父(職業)何 之 誰  
 同 母(職業)何 之 誰

右明治何年何月何日婚姻候處今般協議ノ上離婚候間別紙何々同意書相添へ此段及御届候也  
 明治 年 月 日

届出人 夫 何 之 誰

同 妻 何 之 誰

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 當時北米 州 所在留  
 証人 何 之 誰

府縣 郡市 町村 大字 番地  
 當時北米 州 所在留  
 証人 何 之 誰

前 注意

- 一、満二十五歳ニ達セザルモノガ協議ノ上離婚ヲナスニハ其父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 二、婚姻届書注意、一、五、六、七、八、九ハ離婚届ニモ應用スベキ

.....ニ在留致居リ候ニ付徵集猶豫相成度別紙(在外公館長)ノ在留証明書相添此段奉願上候也  
 明治 年 月 日

何々聯隊區徵兵官(官姓名)殿  
 ▲徵兵猶豫に關する注意事項

- 一、右願書ハ領事ノ在留證明書ヲ添ヘテ各自ヨリ直接其郡市町村役場へ送附スベシ
- 一、願書ハ一月一日ヨリ四月十五日マテニ徵兵官ノ手許へ到達スルヲ要ス
- 一、從來徵兵適齡者ハ一度猶豫願ヲ差出シ置クトキハ事故ノ繼續スル間ハ其猶豫セラレタルモ明治四十年以後ハ滿三十二歳ニ達スルマテハ毎年猶豫願ヲ差出スヲ要ス
- 一、右願書ハ初メ町村長へ差出シ郡長若クハ市長へ轉送シ更ニ徵兵官ノ手許ニ到達スル順序ナルヲ以テ遅クトモ三月三十一日マテニ原籍地へ着スル機當地ヨリ發送スルヲ要ス
- 一、右願書ニ添付スベキ在留證明ノ日付ハ其年ノ日付ニアラザレバ受理セラレザルコトヲ注意スベシ
- 一、如何ナル理由アルモ四月十五日マテニ徵兵官ノ手許ニ届カザレバ猶豫ノ特典ヲ失フ

七 徵兵猶豫ニ付在留證明願

原籍 府縣 郡市 町村 大字 番地  
 平民、士族月主(又ハ月主某何男)職業  
 現住所 州 市郡 街村 番地  
 姓 何 之 誰  
 年 月 日生

七七

諸 願 届 書 式

右私儀前記ノ處ニ居住罷在候處徵集猶豫出願に關し必  
要有之候間御証明被成下度此段奉願候也

明治 年 月 日

右 署 名  
保証人 署 名

前 例

▲徵兵猶豫ニ付在留証明領注意

- 一、願書ニハ同文ノ正副二通ヲ要ス
- 一、出願期日ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日マテトシ桑港總領事館  
管轄内ノ出願者ハ其ノ願書ニハ在米日本人會又ハ其ノ聯絡團體ノ  
保證ヲ得ルヲ要ス
- 一、右願書ノ署名捺印ハ在留證明書に用ひし印形ニ同一ナルヲ要ス

八 營業證明願

原籍 府縣 郡市 町村 字 番地  
現住所 州 郡市 街村 番地 姓 年 月 日生

右私儀前記ノ處ニ於テ誰某ト共同ニテ(單獨經營ノ場  
合には以上七字を除ク)何々營業罷在候處何々(此處に  
証明書使用ノ目的を記入する事例へば一時歸朝再渡航  
乃至妻誰呼寄)致度候間御証明被成下度此段奉願候也  
明治 年 月 日

右 署 名  
共同者 署 名

前 例

共同者 署 名  
保証人 署 名

▲注 意

- 一、願書ハ同文ノ正副二通ヲ要シ親、妻、子、呼寄ニハ月籍謄本及ビ  
在米日本人會若クハ其聯絡團體ノ身分調査報告書ヲ添付スベシ
- 一、營業ノ事實ヲ證明スルニ足ル「ライセンス」ヲ提供スベシ
- 一、保証人ハ領事館ニ於テ確實ト認メタル團體ニ限ル
- 一、共同者アル場合ニハ其連署ヲ要ス

九 農業證明願

原籍 府縣 郡市 町村 字 番地 族籍(職業)  
現住所 州 郡市 街村 番地 姓 年 月 日生

右私儀前記ノ處ニ於テ誰某ト共同ニテ(單獨經營なる  
時は以上の七字を除ク)何英加ノ土地ヲ借地(或は所  
有シ)農業ニ從事罷在候處何々(此處に証明書使用ノ  
目的を記入する事、例へば一時歸朝再渡航乃至妻誰呼  
寄等)致度候間御証明被成下度此段奉願候也  
明治 年 月 日

右 署 名  
共同者 署 名

十一 旅行券下附願

原籍 府縣 郡市 町村 字 番地 族籍(職業)  
現住所 州 郡市 街村 番地 姓 年 月 日生

私儀今般農業何々目的ヲ以テ何々國へ渡航仕度候ニ付  
旅券御下附被成下度保証人連署ノ上此段奉願候也  
明治 年 月 日

右 署 名  
保証人 署 名  
同 姓 名

十二 英文迎妻(子)證明願

原籍 族籍 職業 戶主  
現住所 北米合衆國 州 郡市 何 某

私儀目下前記ノ所ニ於テ(何々職業)ニ從事罷在豫テ  
貴館ノ證明ヲ得國許ヨリ妻(子)(何誰)ヲ呼ビ寄セ中  
ノ處來ル 月 日何港着ノ(汽船名)ニテ着米

七九

前 例

保証人

十 身分證明願

原籍 府縣 郡市 町村 字 番地  
現住所 州 郡市 街村 番地 姓 年 月 日生

右私儀前記ノ處ニ居住農園ニ就働(若クは某氏ノ家庭  
に料理人として雇はれ)罷在候處何々(此處に証明書  
使用ノ目的を記入する事、例へば一時歸朝再渡航乃至  
妻誰呼寄等)致度候間御証明被成下度此段奉願候也  
明治 年 月 日

右 署 名  
保証人 署 名

前 例

▲農業身分証明願注意

- 一、願書ハ同文ノ正副二通ヲ要シ親、妻、子、呼寄ニハ月籍謄本ヲ添  
付スベシ、又在米日本人會若クハ之ト聯絡セル團體ノ身分調査報  
告書ヲ提出スヲ要ス
- 一、農業證明ニハ土地借地、若クハ所有ノ證明書類ヲ提供スベシ
- 一、願書ニハ保証人ノ連署ヲ要ス 保証人ハ領事館ニ於テ確實ト認メ  
タル團體ニ限ル
- 一、共同者アル場合ニハ其連署ヲ要ス

諸 願 届 書 式





















Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 中川與一, 佐伯六郎, 北濱初太郎.

Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 和歌山, 島田芳三郎, 久保田虎一.

Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 島京, 原田丑太郎, 白川時夫.

九九

Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 長崎, 和歌山, 井上, 吉田.

Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 和歌山, 島田, 寺田, 山下.

Table with columns for names, agricultural products, and land area. Includes entries like 府縣, 近藤, 田中, 角田.

九八





































Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 和歌山 濱田 音作 and 山崎 口田 野菜.

Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 山崎 口田 野菜 and 山崎 口田 野菜.

Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 山崎 口田 野菜 and 山崎 口田 野菜.

コ  
ロ  
ラ  
フ  
州  
の  
部

Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 和歌山 濱田 音作 and 山崎 口田 野菜.

Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 山崎 口田 野菜 and 山崎 口田 野菜.

Table with columns for names, professions, and land status. Includes entries like 山崎 口田 野菜 and 山崎 口田 野菜.

コ  
ロ  
ラ  
フ  
州  
の  
部

コ  
ロ  
ラ  
フ  
州  
の  
部







(B-3)

### G. E. MATSUOKA

126 Main St., Watsonville, Calif.  
Tel. Watsonville 257, P. O. Box 202

ワ  
ツ  
ソ  
ン  
ビ  
ル

電話ワツソンビル二五七(郵函二〇二)

主人 松岡逸人

## 日本俱樂部

各種労働口周旋各請負事務一切  
土地家屋買賣貸借代理事務一切

### R. HIRABAYASHI

MANAGER OF  
THE KYOYEKI CLUB  
69 Union St., Watsonville, California.  
Tel. Watsonville 161 P. O. Box 532

電話ワツソンビル一六一(郵函五三二)

主任 平林利作

## 共益俱樂部

當俱樂部は純白なる労働者組合にして  
部員は最も眞面目にして相互の親睦と  
利益とを計る強固なる労働団体也

(B-2)

TELEPHONE 230

## The Kitaji Co.

154 Main St., Watsonville, Cal.

和洋小間物一切  
食料雜貨一切

ワ  
ツ  
ソ  
ン  
ビ  
ル

酒類卸小賣

## 北地商會

店主 北地菊松

加州華村市メイン街一五四  
(電話)二三〇

## 華村理髮組合

ワツソンビル市メイン街一五七

玉岩 突見 場床 主人 岩見安太郎

ワツソンビル市メイン街一八六

西大 洋木 湯床 主人 大木友吉

ワツソンビル市メイン街一四二

小田 床 主人 小田得三

ワツソンビル市サンオンロード三

嘉 屋 床 (郵函四四三)  
主人 嘉屋曾根太郎

ワツソンビル市支那街五〇

玉八 木 場床 主人 八木初三郎

中付、三

## YAMADA SHOKAI

Tel. Watsonville 173 P. O. Box 6  
153 MAIN ST., WATSONVILLE, CAL.

日米食料品  
小間物雜貨

加州ワツソンビル市  
メイン街一五三 (郵函六)

電話ワツソンビル一七三

## 山田商會

主人 山田久之助

清酒卸小賣

ワツソンビル市  
サンオンロード五

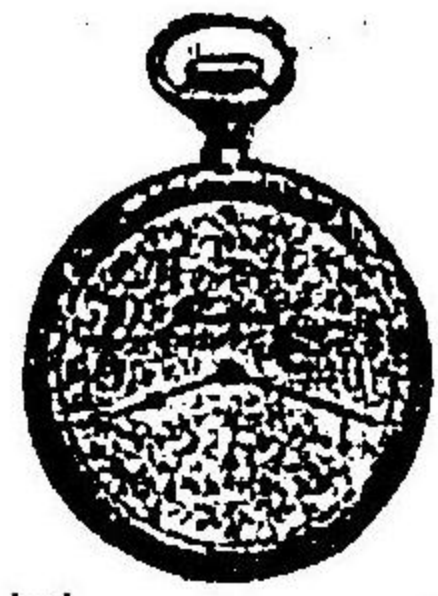
山田商會支店

中付、二

(B-4)

ワツソンビル

金銀時計寶石各種  
自轉車販賣並に修繕所



鳥越時計自轉車店

ワツソンビル市メイン街一六一  
〔郵函〕二一四  
P. O. BOX 114 161 Main St.

時計直し並に自轉車修繕には多年の實驗を有す  
倍舊の御愛顧あらん事を祈る

ワツソンビル市

メイン街一九〇

森田自轉車店

店主 森田 繁夫  
190 Main St., Watsonville,  
California.

中付、四

(B-5)

松浦洋服店

最新流行に依り男女洋服の新調町噺  
廉價を以て御注文に應ぜべく尙御一  
報次第注文伺ひに參上可仕候

洋服洗濯も町噺を旨とし廉價にて御  
依頼に應ずべく候

華村市メイン街一九二  
192 Main St., Watsonville, Cal

日本御料理

ワツソンビル市支那街三一

八千代亭

主人 草場芳太郎

(電話)ワツソンビル二四九

ワツソンビル

華村旅館組合

ワツソンビル市メイン街一四四

ゑびす屋

大江徳太郎

ワツソンビル市メイン街一四二

大黒屋

行徳仙吉

ワツソンビル市メイン街一五五

廣嶋屋

秋廣重松  
宮本健次郎

電話ワツソンビル二三九

ワツソンビル市サンオンロード三

熊本屋

安部萬記

電話ワツソンビル二六三

ワツソンビル市サンオンロード七

福本旅館

福本與之助

ワツソンビル市サンオンロード二二

横田旅館

横田彦四郎

加州ワツソンビル市サンオンロード一三

奥野ステージ

主任者 奥野 兄弟

13 SAN JUAN ROAD, CALIFORNIA

(電話)ワツソンビル一七七

ワツソンビル市メイン街一五八

(郵函)五三二 帝國玉場

持主 近末龜太郎

ワツソンビル市メイン街二三二

朝日玉場

さくら湯

高等旅館

主人 坂地賢次郎

中付、五

(B-6)

TEL. WATSONVILLE 525

# Higo Restaurant, Saloon & Lodging

T. FUJIMOTO

P. O. BOX 27, CHINA TOWN

WATSONVILLE, CALIFORNIA.

ワ  
ツ  
ソ  
ン  
ビ  
ル

外に日本料理及貸ルーム  
并に風呂場の設備あり

加州ワツソンビル市支那街  
郵函二七 電話五二五

## 肥後屋 洋食店

### 和洋酒類販賣

新に其筋の認可を受け白人  
向き酒類の小賣營業部を開  
始す

中付、六

荷物運送部は何品に係らず迅速  
且つ丁寧な運搬可仕候

### パハロステージ

流車發着毎に  
停車場に御送  
迎可仕候

ワツソンビル市メイン街一四三

主任 **宮原 傳**

出張所 同市支那街熊本屋旅館内 (電話)二六三

(電話)ワツソンビル二二三

内務省 産婆 榎本すづ  
免許 妊婦産婦預所

ワツソンビル市ブレイジ街五一

何時にても新鮮なる生魚貯藏致して居ます

生魚販賣 桶本魚店  
ワツソンビル市サンオンロード橋の元 (郵函)二二三

日米食料品、雜貨、小間物

玉旅 館 谷村商會  
サンオン町(郵函)二二二 主人 谷村吉五郎

和洋食料品雜貨

并に旅館、玉場

加州サンベニト郡サンオン町

郵函一八五 電話メーソーン三X二

サンオン商會

誠實を以て營業仕り諸彦の御満足を得  
るを以て第一の店則とし諸彦の御愛顧  
に報るんため當地方は勿論ホリスター  
方面に亘りて労働者の供給並に労働  
口の御周旋には能ふ限りの盡力を致し  
ます

## The San Juan Shokwai

P. O. BOX 185

TEL. MAIN 3 X 2

SAN JUAN, CALIFORNIA.

中付、七

(B-7)

契約業一切  
労働口周旋

加州ホリスター市(郵函)三二二

(電話)ホリスター一九八

## 森旅館並玉場

主人 森清助

Tel. Hollister 198, P. O. Box 321  
331 San Benito St., Hollister, Cal.

日本風呂  
並に散髪所あり

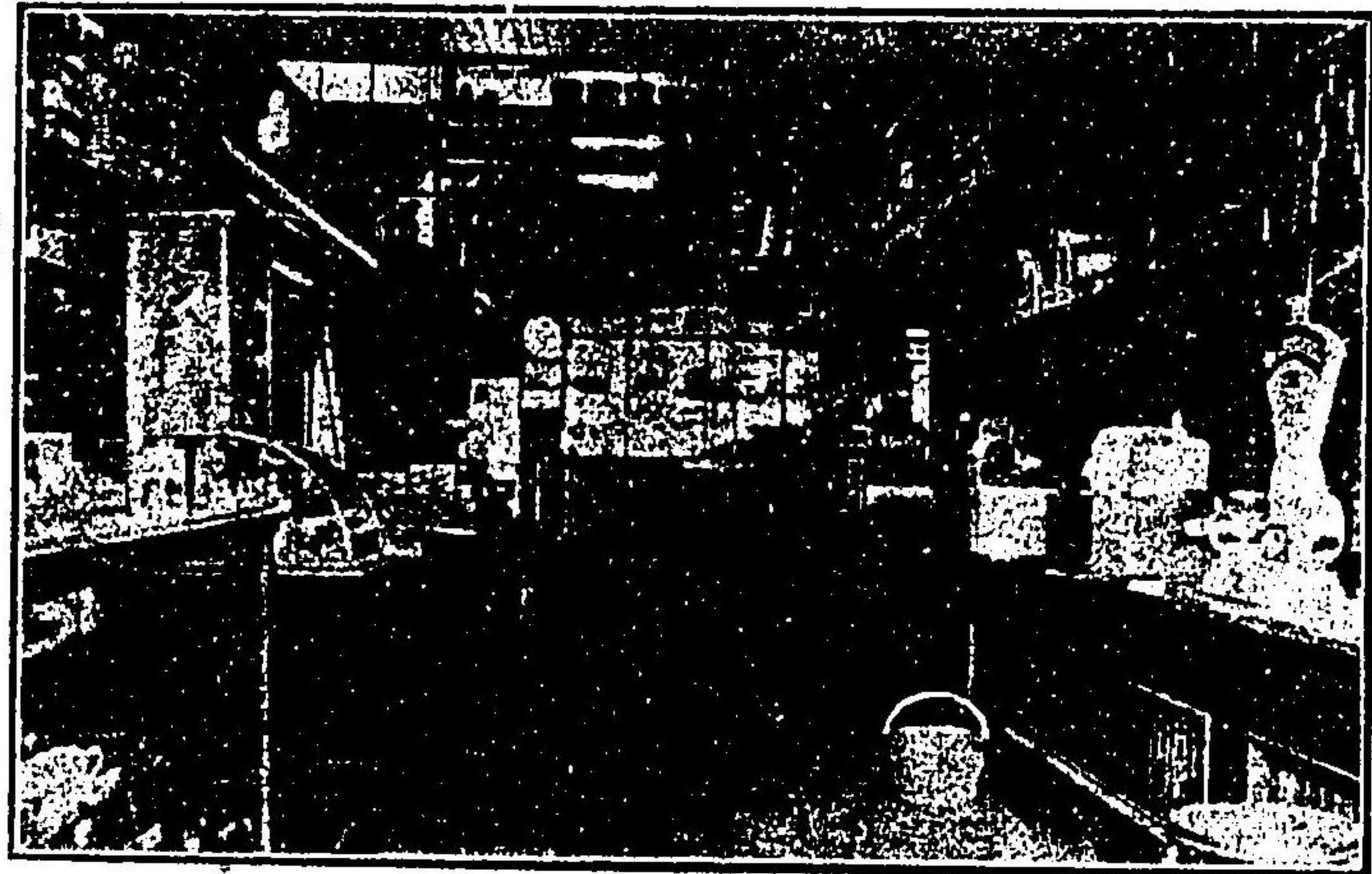
ホリスター及サンオン

(B-8)

日米食料品、雑貨、小間物

# HOKOKU GO.

P. O. Box Y 10 Lake St., Salinas, Cal. Tel. main 122



會商式株國豊

サリナス市レーキ街一〇  
(電話)メイン二二三  
〔郵函Y〕

中付、八

▲ホイスキー、日本酒  
▲ワイン、其他各種  
地方配達部あり何時にても配達可仕候

## 野口酒店

主人 野口源三  
サリナス市レーキ街三五 (電話)メイン六

従来の客室を擴張新築して二階造となし室内の  
清潔は元より御料理一切精々勉強可仕候間倍奮  
の御愛顧奉願上候

## 料日本 喜樂亭

主人 原口文次郎  
サリナス市レーキ街八

業務を擴張し新式流行自轉車各種  
並に附屬物一切特別廉價を以て平  
素の御愛顧に酬ゆ



## 森本自轉車店

サリナス市ソウサル街二三  
主任 森本熊吉  
豊嶋淺吉  
尙旅館部 従前通り營業仕候

## 中立旅館

サリナス市ソウサル街三一  
主人 二間瀬宇助

サリナス市レーキ街廿七  
九州屋旅館  
主人 溝上熊藏

中付、九

(B-9)

# FARMERS SUPPLY COMPANY

21 Sausal St., Salinas, Cal.  
P. O. BOX 797 PHONE. RED 2651.

## サリナス消費組合

サリナス市ソウサル街二二

和洋食料品  
雑貨小間物

正金銀行預金取扱所

電話レッド二六五一  
郵函七九七

サリナス

(B-10)

サ  
リ  
ナ  
ス

サリナス市ソレダ街四

日本料理

平井旅館

主人 平井廣次

サリナス市ソレダ街三六

日米料理

藝備旅館

主人 ト部禹輔

サリナス市レーキ街二〇

旅館並に  
日本風呂

佐藤旅館

主人 佐藤龜吉

サリナス市バ、ロ街六

日本風呂

山口旅館

(郵函)五四六 主人 原田嘉助

中付、十

サリナス市レーキ街九

木村玉突場  
散髮所

主人 木村祐八

サ  
リ  
ナ  
ス  
市

玉場組合

サリナス市レーキ街三四

中西玉場

主人 中西良吉

(B-11)

サ  
リ  
ナ  
ス

男女新流行靴各種  
並に靴直し一切

東郷靴店

主人 岩重治吉

サリナス市西ギヤビロン街二〇 (郵函)六四三

サリナス市ソウサル街二七

東郷洗濯所

(電話)メイン一四一

日本御料理

三笠亭

主人 松下喜代吉

サリナス市レーキ街四一

室内清潔にして高等貸間あり

各種労働口御周旋仕るべく候

モントレー市(郵函)五九四

東旅館

並に日本料理 主人 東常次郎

(電話)メイン一四八一

P. O. Box 594, 409 Washington St, Monterey, Cal.

食料品、雜貨、釣道具一切  
モントレー市(郵函)三一五

小野商會

主人 小野六松

(電話)メイン二七六

モントレー市(郵函)一三一

横濱洗濯所

(電話)メイン七九一

中付、十一

(B-12)

モントレー

生魚仲買商

モントレー市

モントレー市〔郵函〕四一七

水産會社

主任 兒玉節二

〔電話〕メイン三九一

モントレー市〔郵函〕五九三

谷口三之助

〔電話〕メイン一八四一



中付、十二

モントレー市フランクリン街一〇九

日花西

(郵函)五九三

本村洋

主任

玉床風

花村留太郎

場場呂

(B-13)

酒類食料品卸小賣

布市供給株式會社

布市イー、ツラレ街角

1402-1408 TULARE STREET,  
FRESNO, CALIFORNIA.

P. O. Box 196 Tel. China 781

電話チヤイナ七八一  
郵函一九六

フ  
レ  
ス  
ノ

中付、十三

(B-14)

**KAMIKAWA BROS. INC.**

FRESNO AND SELMA, CALIFORNIA.

**KAMIKAWA BROS. BANK OF FRESNO.**

FRESNO, CALIFORNIA.

東京鍵屋製煙火一手專賣

フレズノ市カーン街

(電話)メーソン八八

株式  
會社 神川兄弟商會

同 旅館

フレズノ市カーン街

株式  
會社 神川兄弟銀行

セルマ市フロント街(郵函六)

(電話)三四四

株式  
會社 神川兄弟商會支店

同 旅館

中付、十四

和洋化粧品  
雜貨煙草類

松山商店

布市エフ街九三三

球突場  
(電話)チャイナ七六二

風味高尚

和洋御菓子所

田子屋

柴川初太郎

H. SHIBAKAWA  
Tel. China 42  
937 F St., Fresno, Cal.  
P.O. Box 499

フレズノ市カーン街一五〇二

松月球場

(電話)メーソン七〇三

内藤由太郎

映畫鮮明にして斬新  
設備完全布市第一等

活動寫眞  
カーン街一四五四、五八  
木村賢吉

フエーア座

(B-15)

**Fresno Sake Co., Inc.**

1507 Kern St.,

Fresno, California.

菊櫻正宗 特約一手販賣所

(電話)チャイナ七一

和酒類  
洋卸商  
加州布市清酒株式會社

尙神川兄弟商會並に布市供給株式會社に取次賣捌致させ居候間御隨意  
に御注文仰付被下度奉願上候

(電話)メーソン一三八九

小此木病院

小此木文九郎

安藝 亀三郎

金銀時計寶石類販賣並に修繕

平自由堂

フレズノ市ツラレ街一五二二

電話チャイナ四一一

キャンデー、菓子類、  
果物、煙草、ソーダ、  
アイスクリーム氷水

野村射的場

建築 造作、指物

野村大工請負所  
1436 Kern St., Fresno, Cal. 野村光五郎

中付、十五



(B-17)

# 布市料理屋組合

エフ街九二九 電話チヤイナ六六一	一力亭
チヤイナ横町九三五 電話チヤイナ八二二	浮世亭
チヤイナ横町九三四 電話チヤイナ二二二	六華亭
ツラン街一五二二	常盤亭
チヤイナ横町九二九 電話チヤイナ一八二	お多福亭
チヤイナ横町九五六 電話チヤイナ六九一	名古屋
カイン街一五二四 電話チヤイナ六二一	松の家
チヤイナ横町九二四 電話チヤイナ八二一	花月亭
チヤイナ横町九三〇 電話チヤイナ一四一	玉の家
チヤイナ横町九三一	旭亭
カイン街一五二〇 電話チヤイナ六五一	山海亭
カイン街一五〇四 電話メーン七〇三	松月

フ  
レ  
ス  
ノ

中付、十七

(B-16)

# OKUSA CYCLERY



## 精巧—迅速—叮嚀

多 年 的 經 驗 也

加州フレズノ市カイン街一五二七

### 大草自転車本店

1537 Kern St., Fresno, Cal.

### 大草ハンド支店

106 E. 7th St., Hanford, Cal.

フ  
レ  
ス  
ノ

中付、十六

MASUDA BROS CO.  
921 China Alley,  
Fresno, Calif.

日本人街に唯一軒のクリーニング店(勸業銀行隣)

### 藤本男女洋服

チカゴ洋服仕立取次所  
フレズノ市ツラレ街一四二六 藤本友一  
(電話)チヤイナ四四一



## 好評 嘖々

射的場、書籍舖  
文房具、小間物類、果物、煙草、菓子、氷類

### 舛田兄弟商會

布市チヤイナアレー九二二

布市エツチ街九一六

### オーケー洋食店

桂元輔

布市マリボサ街一八三六

### ローヤル洋食店

河吉戸木

(電話)メーン五四〇

布市ジ一街九〇五

### カリフォルニア洋食店

エス、三田嶋村  
エス、鳴

(電話)チヤイナ六八一

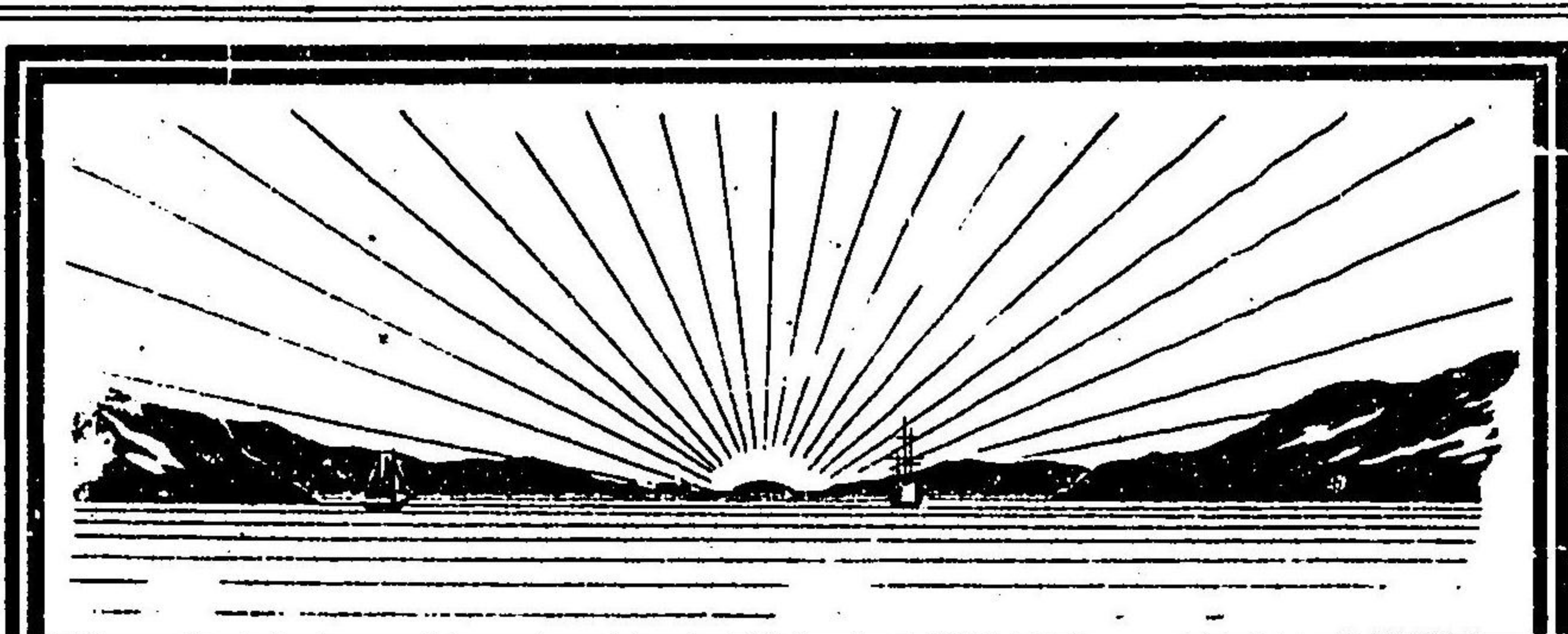
布市ケー街一一二一

### オハイオ洋食店

(電話)メーン一八三〇

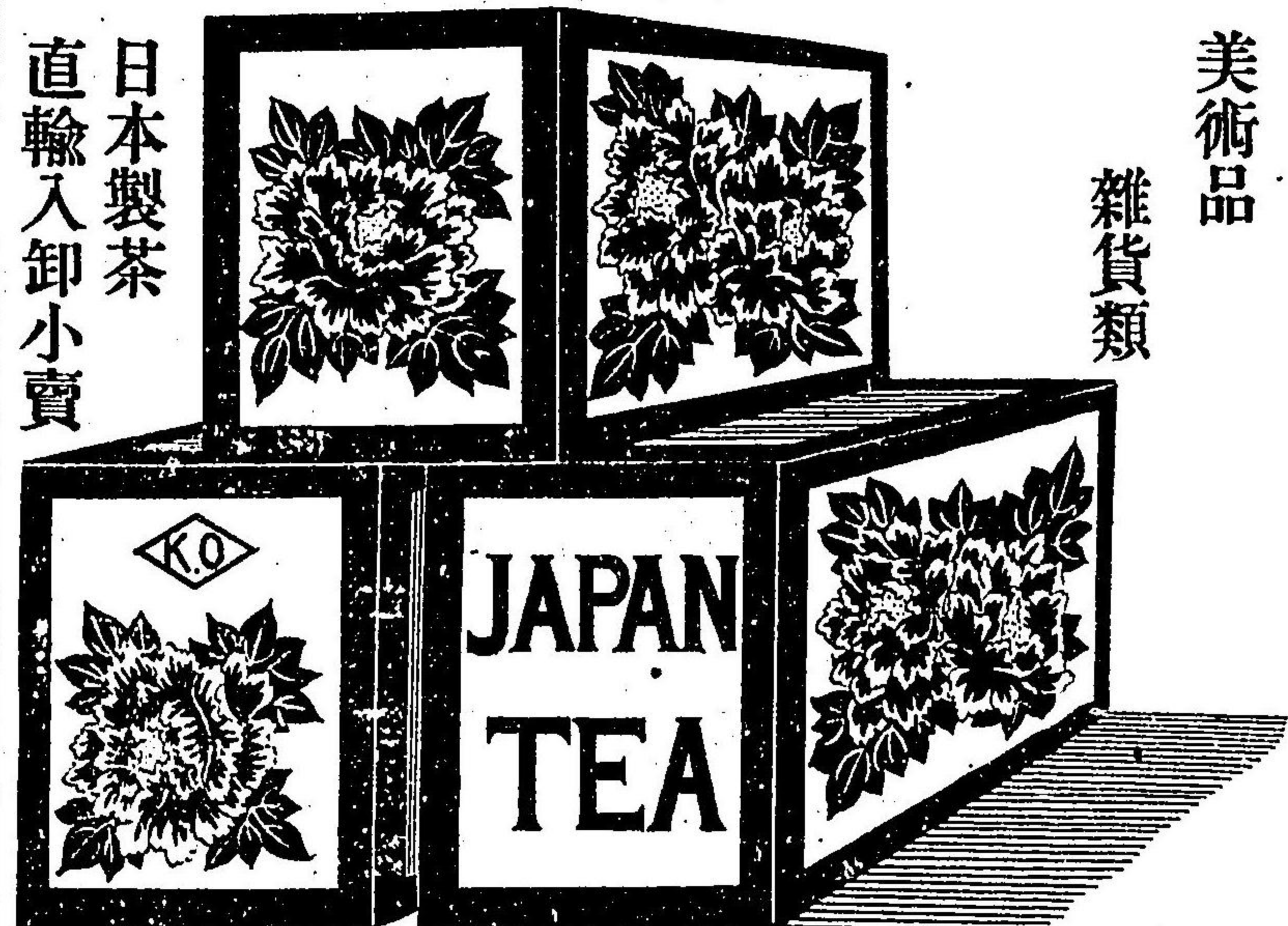
太田貢

(B-18)



OISHI COMPANY  
DIRECT IMPORTERS OF AND DEALERS IN  
JAPANESE FANCY ART GOODS AND  
BEST JAPAN TEA

和洋酒類食料品



美術品

雜貨類

日本製茶  
直輸入卸小賣

大石商店

郵函一五二〇  
電話一四一八

布市街一三〇一

中付、十八

(B-19)

球突場  
理髮處  
煙草店

伊藤嘉平

布市ツラレ街一四四一

大分縣人

フレスノ市ツラレ街一四二二

村島大工請負所

指物師、ペンキ塗、竈築き上げ  
壁紙貼等大勉強仕り候

布市エフ街一〇三二

(電話)チャイナ五二二

藤森傳

針、灸、按摩、電氣揉療治

カーン街一四〇八

(電話)チャイナ六三二

モデル洗濯所

細川文九郎  
廣島縣人  
上藤問文八

布市ジ一街九二五

富士洗濯所

電話チャイナ一〇二

YOSEMITE LAUNDRY, 663 F. St., Fresno.

ヨセミテ洗濯所

布市エフとモノ街角

湯本與平

布市イー街九四六

(電話)チャイナ七三二

イースト洗濯所

岡村淺吉

中付、十九

(B-20)

不動産抵當貸金の周旋  
土地家屋買貸借周旋事務  
法律事務並對白人交渉一切  
フ市ジ一街九一九 (郵函)七三五  
契約業 **富田勘三郎**

(電話)チャイナ三七一

フレズノ市カーン街一五二七、一五二三

**球突場**

フレズノ市カーン街一五二三

西日本 **黄金湯**

フレズノ市イーミカーン街角

**東洋座**

(電話)チャイナ三八二

〔谷三  
幡谷四  
重槌郎〕

フレズノ市イーミカーン街角、イー街九〇三

**東洋旅館**

河沼一

フレズノ

中付、二十

(B-21)

**K. MORI & CO.**

Tel Main 2733  
P. O. Box 708 Tulare, Cal,

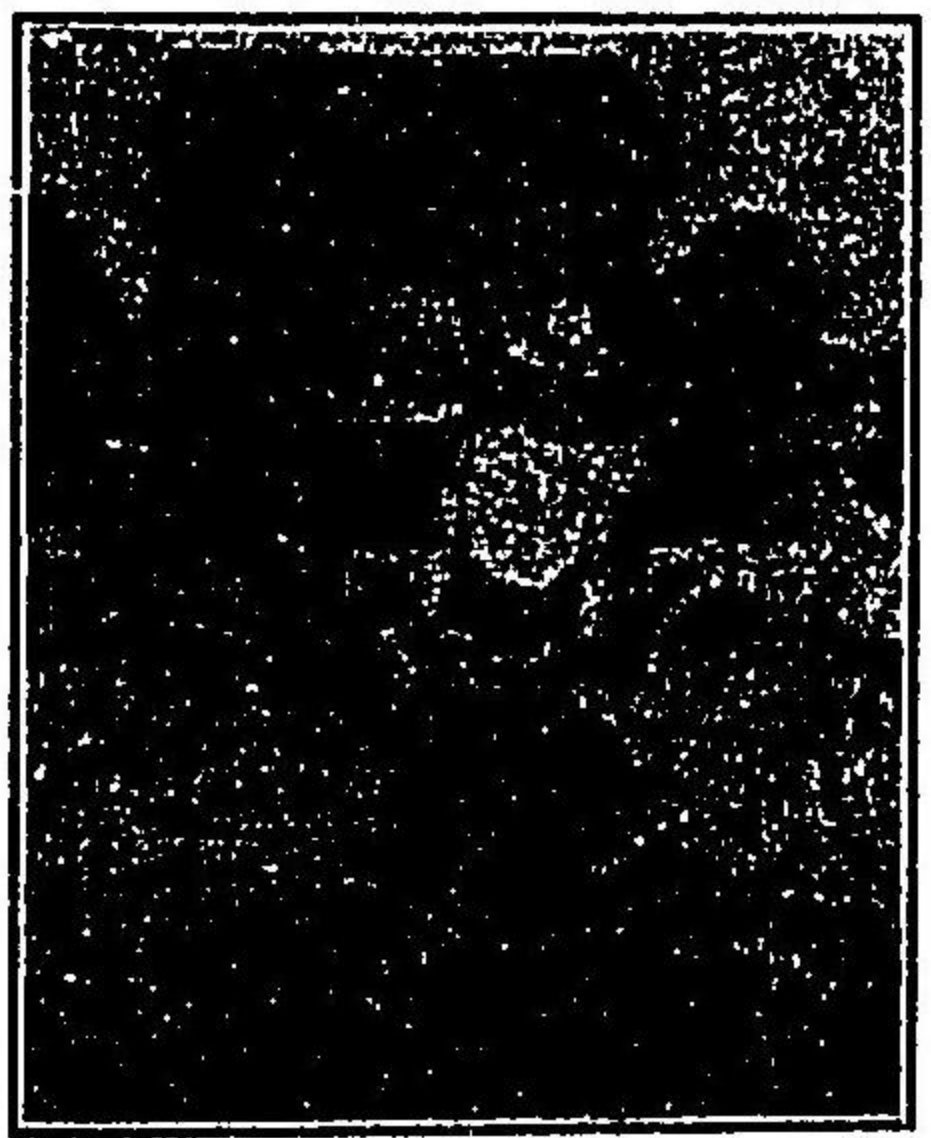
食料品、雜貨、球突場

**森商店**

(電話)メイン二七三三 森龜彦

ツラレ町「郵函」七〇八

フレズノ及ダイニユーバ



最新式自轉車各種販賣

修繕は迅速にして最も町噂小間物并に賣藥各種

**徳永自轉車店**

徳永卯藏

ダイニユーバ町(郵函)五一

P. O. Box 51 Dinuba, California

**LUNCH COUNTER**

洋食店  
1503 TULARE ST., FRESNO.

コーヒー俱樂部

玉突場  
散髮所  
煙草類各種

主人 田中倉次郎  
布市エフ街九二五

**K. KEBO CO.**  
Cor. G & Kern Sts.,  
Fresno, Calif.

各種最新形販賣

修繕は町噂にして堅固

**毛保自轉車店**

加州フレズノ市ジ一、カーン街角

店主 毛保健作

**中村自轉車店**

布市エフ街九四七 (勤業銀行隣り)  
中村初太郎  
電話チャイナ四四一



中付、二十一

(B-22)

ダイニユーバ

和洋食料品



並雜貨販賣

加州ニユーバ(郵局) 三五

(電話) 二八四

# 日東商店

TEL. MAIN 284 郎次勘浦松 P. O. Box. 35 Dinuba, Cal.

中付、二十二

清潔丁寧。親切は本館の特色  
労働口 周旋  
福島球旅場館  
P. O. Box 111 Dinuba, Cal. 主人 戎徳右衛門

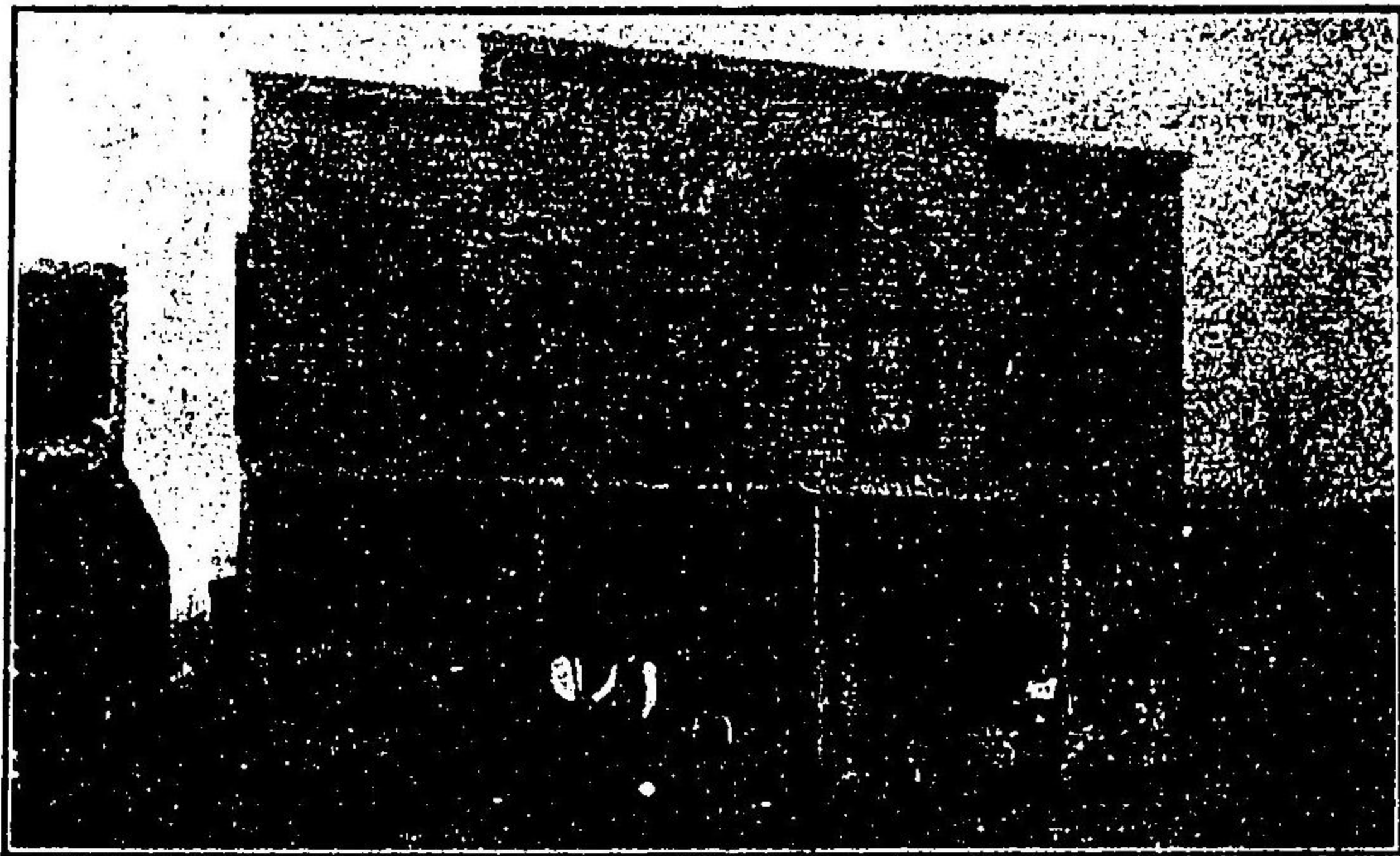
室内清潔。取扱親切。労働口周旋は親切迅速  
御手輕 御料理  
古田料亭館  
P. O. Box 126, Dinuba, Cal. 古田千代

## 的井球場

P. O. BOX 145  
TEL. MAIN 281  
DINUBA, CALIF.

永らく布市支那街九二五番にて營業罷在り候處今般當地に移轉擴張し營業開始致候間倍舊の御愛顧を願上候

## 廣嶋屋旅館



P. O. Box 149 Dinuba, Cal.

Tel Main 281

ダイニユーバ及バイセリア

火災後新築中約一ヶ  
年營業休止致し居り  
候處今般落成致候に  
就き一層親切丁寧を  
旨とし營業可仕猶ほ  
労働口周旋は迅速親  
切に取扱申候

主人  
山本國藏

## 河伊旅館並に球突場

室内清潔にして湯屋あり労働口も親切に周旋仕り候  
加州フレズノ郡フラー町 河野徳一  
『郵函』二三五 伊川辰二

即席御料理 うどん、そば

## 山口屋

加州ダイニユーバ『郵函』九〇 山口龜松  
P. O. Box 90 Dinuba, Cal.

## 旅館

例年の通り御引立希上候  
バイセリア市 東センター街四〇二

## 玉突場

P. O. Box 2 Visalia, Cal.

竹下仙三  
山元喜作  
宮崎八十八

和洋雜貨小間物類  
菓子果物賣藥類各種

## 數本雜貨店

バイセリア市(郵函)二五 數本宮次郎  
P. O. BOX 25 VISALIA, CAL.

中付、二十三